

阪神教協リポート

No. 38 (2015.4.1)

会長挨拶	西岡 祖秀	1
2014年度活動概要	八木 成和	2
<研究報告>		
第一回課題研究会(2014年5月14日 於四天王寺大学)		
教職課程教育における学内および学外連携の現状	西口 利文	9
－阪神教協アンケート結果からの分析－		
近畿大学教職課程における学内連携	杉浦 健	12
－「教職教育部」の特色に注目して－		
関西学院大学教育学部における小学校との連携	富江 英俊	18
地域連携教育活動の成果と課題	島田 勝正	24
質疑応答の記録	富江 英俊	30
第二回課題研究会(2014年11月19日 於四天王寺大学)		
大阪府における教員採用の現状	後藤 克己	38
公立学校教員採用選考試験について ー大学推薦等ー	田中 保和	41
学校インターンシップ等の実施状況	朝日 素明	50
ー全私教協2011年調査にみる全国動向ー		
教員養成時から教員採用後を考える	八木 成和	55
ー文部科学省委託事業「平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」結果を中心にー		
質疑応答の記録	佐野 正彦	64
第三回課題研究会(2014年12月17日 於四天王寺大学)		
昨今の教職課程や障害のある学生支援を巡る現状と課題	八木 成和	73
教職課程の実地視察を受けて	田中 耕二郎	80
課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～	下山 貴宏	87
課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～	奥田 晃子	97
質疑応答の記録	松宮 慎治	100
<報告>		
平成26年度 教員免許事務セミナーの実施について(報告)	木谷 法子	102
<会員大学自己紹介>		
四天王寺大学の教職課程の現状	八木 成和	107
<書評>		
『ロールプレイで学ぶ教育相談ワークブック』	杉浦 健	109
(向後礼子・山本智子、ミネルヴァ書房、2014年)		
『企業が伝える生物多様性の恵み～環境教育の実践と可能性』	岩坂 二規	111
(石原博・岩渕真奈美・湊秋作、経団連出版、2014年)		
<資料>		
2014年度の定期総会の記録		114
2014年度の活動方針および事業計画		116
2014年度の幹事校会の記録		120
会則		136

ご 挨拶

会 長 西 岡 祖 秀 （四天王寺大学学長）

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の会員校および準会員校の皆様には、本協議会の運営に、平素からご理解・ご協力を賜りまして、感謝申し上げます。

2014年5月14日、大阪産業大学で開催されました本協議会の定期総会において、ご指名いただき、私ども、四天王寺大学が、会長校および事務局校をお引き受けすることになりました。以来、本協議会における課題研究会や教員免許事務セミナーの開催、全国私立大学教職課程研究連絡協議会との連携、事務連絡等々において、皆様から多大のご支援・ご協力を頂戴してまいりました。心よりお礼申し上げます。

さて、大学および短期大学等の高等教育機関を取り巻く環境の激しい変化や社会からの要望に伴いまして、大学のカリキュラムや大学生に求められる資質・能力も大きく変わらざるをえなくなりました。大学の教育内容自体や卒業生の質保証も、専門的な知識・技能が身につけているかどうかだけではなく、社会人として生き抜くために求められる社会性やコミュニケーション力のような基本的な力まで多様な範囲に及んでいます。「学士力」として求められている資質・能力は多様な範囲にわたります。そして、入学する学生も多様であり、特別な支援が必要とされる学生の数も増加しております。

このような中、教職課程を持つ大学および短期大学は、子どもたちを教育できる教員の育成に向けて、更なる努力を要することが求められています。本協議会の会員校の皆様のみならず、教育に関する情報を共有するために、大学相互間のネットワークを確立することは、さらに重要なものとなります。本協議会は、今後も教員の養成課程を改善しつつ、円滑な取り組みを行う上で、重要な役割を担っております。

教員の養成・採用・研修について、中央教育審議会から大きな変化が求められております。今後の動きを見守りながら、会員校、準会員校の皆様方との連携をますます強くしていくことが必要であります。今後とも、本協議会の運営に引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2014年度における活動の概要

事務局長 八木成和

I. 総会の開催

本協議会の2014年度の定期総会は、2014年5月14日（水）13時30分～14時50分、大阪産業大学において開催された。この総会には、会員校64校中49校（うち委任状出席24校）が参加した。この記録は、巻末資料として掲載されている。

II. 幹事校会の開催

2014年4月から2015年2月までの間に、下記のとおり計7回の幹事校会を開催した。これらの記録は、巻末資料として掲載されている。

2013年度 第6回（通算 第250回）幹事校会

1. 日 時：2014年4月23日（水） 15時00分～17時15分
2. 場 所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第3ビル19階
3. 議 題：
 - (1) 前回幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会および委員会報告
 - (3) 2014年度全私教協研究大会における分科会の運営について
 - (4) 2014年度定期総会の開催について
 - (5) 2014年度第1回課題研究会の企画および運営について
 - (6) 阪神教協リポート No.37 の編集について
 - (7) 阪神教協教職課程データベース（平成25年度版）について
 - (8) 大阪府介護等体験実施連絡協議会への委員の派遣について
 - (9) 新規幹事校候補について
 - (10) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について
 - (11) 阪神教協教員免許事務セミナーの開催について
 - (12) 今後の記録担当について
 - (13) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会（17：30～19：30）を開催した。

2013年度 第7回（通算 第251回）幹事校会

1. 日 時：2014年5月14日（水） 10時30分～12時30分
2. 場 所：大阪産業大学 東部キャンパス AMC4F406教室
3. 議 題：
 - (1) 2013年度第6回幹事校会記録の確認
 - (2) 全私教協理事会および各種専門委員会報告
 - (3) 全私教協研究大会における阪神地区分科会の運営について

- (4) 2014 年度定期総会の運営について
- (5) 2014 年度第 1 回課題研究会の運営について
- (6) 阪神教協レポートについて
- (7) 阪神教協教職データベース（平成 25 年度版）について
- (8) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について
- (9) 今後の記録担当について
- (10) その他

2014 年度 第 1 回（通算 第 252 回）幹事校会

1. 日 時：2014 年 5 月 14 日（水） 14 時 6 分～14 時 14 分
2. 場 所：大阪産業大学 東部キャンパス AMC 4 F 406 会議室
3. 議 事
 - (1) 新会長校の選出
 - (2) 新役員・委員候補者の選出

※幹事校会終了後、総会および課題研究会（15:00～17:20）、情報交換会（17:30～19:30）を開催した。

2014 年度 第 2 回（通算 第 253 回）幹事校会

1. 日 時：2014 年 7 月 16 日（水） 15 時 00 分～17 時 15 分
2. 場 所：四天王寺大学 あべのハルカス サテライトキャンパス
3. 議 題
 - (1) 2013 年度第 7 回幹事校会の記録確認
 - (2) 阪神教協 2014 年度定期総会・2014 年度第 1 回幹事校会の記録確認
 - (3) 全私教協理事会、教員養成制度検討委員会報告および研究交流集会について
 - (4) 2014 年度第 2 回および第 3 回課題研究会の運営について
 - (5) 阪神教協レポート編集について
 - (6) 阪神教協教職課程データベース（平成 26 年度版）について
 - (7) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等
 - (8) 今後の記録担当について
 - (9) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会（17:30～19:30）を開催した。

2014 年度 第 3 回（通算 第 254 回）幹事校会

1. 日 時：2014 年 11 月 19 日（水） 10 時 30 分～12 時 30 分
2. 場 所：四天王寺大学 事務局棟 会議室
3. 議 題
 - (1) 2014 年度第 2 回幹事校会の記録確認
 - (2) 全私教協理事会第 2 回・第 3 回、教員養成制度検討委員会報告

- (3) 2014 年度第 2 回および第 3 回課題研究会の運営について
- (4) 阪神教協リポート編集について
- (5) 阪神教協教職課程データベース（平成 26 年度版）について
- (6) 事務局報告、会費納入状況およびホームページ管理運営等
- (7) 今後の記録担当について
- (8) その他

※幹事校会終了後、課題研究会（14：00～17：15）および情報交換会（18:00～20:00）を開催した。

2014 年度 第 4 回（通算 第 255 回）幹事校会

- 1. 日 時：2014 年 12 月 17 日（水） 10 時 45 分～12 時 45 分
- 2. 場 所：四天王寺大学 事務局棟 2 階 会議室③
- 3. 議 題

- (1) 2014 年度第 3 回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協 臨時理事会等報告
- (3) 2014 年度第 3 回課題研究会の運営について
- (4) 今後の課題研究会の企画について
- (5) 阪神教協教職課程データベース（平成 26 年度版）について
- (6) 阪神教協リポート編集について
- (7) 新規加盟校について
- (8) 今後の記録担当について
- (9) その他

※幹事校会終了後、課題研究会（14：00～17：15）および情報交換会（18:00～20:00）を開催した。

2014 年度 第 5 回（通算 第 256 回）幹事校会

- 1. 日 時：2015 年 2 月 18 日（水） 14 時 00 分～17 時 00 分
- 2. 場 所：四天王寺大学 あべのハルカス サテライトキャンパス
- 3. 議 題

- (1) 前回幹事校会の記録確認
- (2) 全私教協理事会報告
- (3) 全私教協各種委員会報告および次期委員の推薦について
- (4) 2015 年度全私教協大会における分科会の運営について
- (5) 2015 年度阪神教協第 1 回課題研究会の企画・運営について
- (6) 阪神教協リポート No. 38 編集について
- (7) 阪神教協教職課程データベース（平成 26 年度版）について
- (8) 教員免許事務セミナーの開催について
- (9) 今後の記録担当について
- (10) その他

※幹事校会終了後、幹事校交流会（17:30～19:30）を開催した。

Ⅲ. 課題研究会の開催

本年度も例年通り、年間3回の課題研究会を開催した。そのすべての報告と発表の内容は本誌に掲載されている。

第1回課題研究会

1. 日 時：2014年5月14日（水）15時00分～17時20分：
2. 会 場：大阪産業大学東部キャンパス AMC5階ホール（大阪府大東市中垣内3-1-1）
3. テーマ：シンポジウム「教職課程教育における学内連携および学外連携」
4. 概要：阪神教協では、2009年度より毎年、会員校を対象に「教職課程に関するアンケート」調査を実施し、「教職課程データベース」を作成しているが、2013年度は、臨時の設問として、教職課程教育における学内および学外連携の現状について尋ねた。というのも、教員の資質向上方策として、学内では教科専門と教職専門の連携が問われる一方で、学外機関との連携による教員養成が始まっているからである。今後は私立大学の教員養成の特色として、新たな連携が様々に求められるであろう。そこで、今回の課題研究会では、当該設問に関するアンケート調査の結果分析を報告するとともに、阪神地区の連携の実例を具体的課題として提起したい。大学単独での教員養成から社会的連携による養成への変化の意義について議論を深めることが、私立大学における教員養成の一層の充実化につながるならば幸いである。

第I部<提題> 司会：田中耕二郎（追手門学院大学）山田全紀（大阪産業大学）

- ①2013年度阪神教協アンケート調査の結果分析…西口利文氏（大阪産業大学）
- ②連携事例報告1 近畿大学教職課程における学内連携 …杉浦健氏（近畿大学）
- ③連携事例報告2 関西学院大学教育学部における小学校との連携—現場体験型授業を実施するための体制づくりを中心に— …富江英俊氏（関西学院大学）
- ④連携事例報告3 桃山学院大学教職課程における地域連携教育活動（学外研修）
…島田勝正氏（桃山学院大学）

⑤質疑応答

※課題研究会に先だって定期総会(13:30～14:50)を開催した。

※課題研究会終了後、情報交換会（17:30～19:30）を開催した。

第2回課題研究会

1. 日 時：2014年11月19日（水）14時00分～17時10分
2. 会 場：四天王寺大学 5号館211教室
3. テーマ：「教員養成と教員採用の現状と今後の課題」
4. 概要：教員の養成・採用・研修について、これまでの、「大学による養成」と「雇用者による採用・研修」という原則が大きく変わろうとしています。教員免許更新制により、更新講習という形式によって大学での研修が実施される一方で、採用方法の多様化、教

員志望者を対象とした教員養成講座等が実施され、採用側である教育委員会が養成に関わる度合いが大きくなっています。このような動向は、今後の阪神地区の私立大学の教員養成課程に多大な影響を与えることになるでしょう。

たとえば、大阪府では、従来大阪府、大阪市(政令市)、堺市(政令市)という採用主体のうち、大阪府から豊能地区を分けて選考を実施し、その方法も多様化しています。教員志望者を対象にして、府では「大阪教志セミナー」、大阪市では、「大阪市教師養成講座」、堺市では、「堺・教師ゆめ塾」が開講され、この冬には大学 2 回生以上の学生を対象とした「チャレンジ・テスト」が実施されるなど、教職課程のあり方や在学中の学生の学習にも大きな影響を及ぼしています。

そこで、今回の課題研究会では、教員養成と教員採用の現状について情報を共有し、今後の課題について検討したいと考えております。

第 I 部 司会：船所武志（四天王寺大学） 西口利文（大阪産業大学）

- ①教員採用選考試験チャレンジ・テストについて …後藤克己氏（大阪府教育委員会）
- ②公立学校教員採用選考試験について－大学推薦等－ …田中保和氏（近畿大学）
- ③「学校インターンシップ等の実施状況－全私教協 2011 年調査にみる全国動向－」
…朝日素明氏（摂南大学）
- ④教員養成時から教員採用後を考える－文部科学省委託事業「平成 2 2 年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」を中心に－
…八木成和氏（四天王寺大学）

第 II 部 討論

※課題研究会終了後、情報交換会（18：00～20：00）を開催した。

第 3 回課題研究会

1. 日 時：2014 年 12 月 17 日（水） 14：00～17：10
2. 会 場：四天王寺大学 事務局棟 6 階 講堂
3. テーマ：「教職課程に係る事例報告」
4. 概要：例年、第 3 回の課題研究会は、教員免許事務に係る課題報告を行っている。本年も実地視察を受けた大学と課程認定申請を行った大学から、その際の指摘事項を中心にした諸事例の報告がなされた。

司会：多畑寿城氏（神戸女子大学）

内藤優子氏（大阪学院大学） 中塚真由美氏（園田学園女子大学）

第 I 部 報告「教職課程及び学生指導に関する今後の動向」

八木成和氏（四天王寺大学）

第 II 部 実地視察大学からの事例報告～指摘事項を中心に～

田中耕二郎氏（追手門学院大学）

第 III 部 課程認定申請大学からの事例報告 ～指摘事項を中心に～

- ①下山貴宏氏（大阪樟蔭女子大学 修学支援課統括課長）

②奥田晃子氏（帝塚山学院大学 事務局長）
質疑応答

IV. 全私教協との連携

①全私教協研究大会

5月24日～25日、帝京平成大学池袋キャンパスで開催された全私教協研究大会では、阪神地区は、25日午前、第3分科会として「教師教育実践交流Ⅶ—教職課程教育における学内連携および学外連携—」と題するシンポジウムをおこなった。これは上述の阪神教協第1回課題研究会をベースにした企画であり、西口利文氏（大阪産業大学）、杉浦健氏（近畿大学）、冨江英俊氏（関西学院大学）、島田勝正氏（桃山学院大学）の4名が発表を行い、田中耕二郎氏（追手門学院大学）と山田全紀氏（大阪産業大学）の2名が司会を務め、記録は八木成和氏（四天王寺大学）が担当した。

②全私教への派遣役員・委員

阪神地区からは、理事として西口利文氏（大阪産業大学）と植田義幸氏（四天王寺大学）の2名を派遣するとともに、各種専門委員として7名を派遣した。

V. 『阪神教協レポート』の編集・発行

『阪神教協レポート』第37号を発行した。

VI. 『阪神教協教職課程データベース』の作成

会員校・準会員校の円滑な教職課程運営に資することを目的として、『阪神教協教職課程データベース（平成25年度版）』を作成し、アンケート回答校に配布した。

VII. 阪神教協ホームページの活用

ホームページ上で、阪神教協レポートの公開、総会・課題研究会・幹事校会の開催案内等を行った。また、各会合への出欠連絡もホームページから行えるようにしている。

なお、阪神教協レポートのバックナンバーは、編集規程改正によりウェブ上での公開が規定されたものに限られている。

VIII. 「阪神教協教員免許事務セミナー」の開催

2012年度より、教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」を開催している。阪神教協レポートにその報告が掲載されるとともに、その諸成果は課題研究会に反映されている。

Ⅸ. 会員校の異動

2014年度の新規加盟校はなかった。

教職課程教育における学内および学外連携の現状 —阪神教協アンケート結果からの分析—

大阪産業大学 西口利文

はじめに

阪神教協では、会員校および準会員校の大学・短大を対象として、年度末に「教職課程に関するアンケート」を実施している。本報告は、2013年度（平成25年度）のアンケートで尋ねた「教職課程教育における学内および学外の連携の現状」への回答に焦点を当てて、その分析結果をまとめたものである。

アンケートの実施手続き

阪神教協の会員校および準会員校の計72校を対象として、2014年2月から3月の期間に、アンケートを実施した。アンケート用紙（問題・回答用紙）は、事務局より郵送で各校に発送するとともに、阪神教協のウェブページからもダウンロードできるようになっていた。質問内容は、各大学の教職課程のプロフィールおよび各種運営についてなどの毎年あるいは定期的に尋ねる質問に加えて、教職課程教育における学内連携と学外連携の現状について尋ねる臨時的質問から成り立っていた。本報告で着目する教職課程教育における学内連携と学外連携の現状に関する質問では、「学内連携」と「学外連携」に分けて質問項目が立てられ、それぞれに対して自由記述により回答を求める形式となっていた。このアンケートに対して、58校からの回答（回収率は80.6%）があり、これらの回答をもとに以下の分析を行った。

学内連携の現状

教職課程教育における学内連携の取組の現状について、アンケートに回答された自由記述の内容をもとに整理した。当該項目に自由記述の具体的な回答があったのは41校（全回答の70.7%）であった。回答された内容は、いかなる組織を主体とした連携であるか、いかなる学内部署との連携であるか、いかなる活動を軸とした連携であるかなどを表すキーワードを踏まえて、表1の10種類のカテゴリーに概ね分類できることを確認した。

表1 教職課程教育における学内連携の取組内容

①委員会（「教職課程委員会」等）を通じた連携（23件）
②他部課等との連携（学部学科との連携）（7件）
③他部課等との連携（広報・入試課関連との連携）（2件）
④他部課等との連携（キャリアセンター関連との連携）（3件）
⑤他部課等との連携（学長室との連携）（1件）
⑥他部課等との連携（保健センターとの連携）（1件）
⑦他部課等との連携（他地区キャンパスとの連携）（1件）
⑧「教職課程センター」を中心とした連携（6件）
⑨授業（「教職実践演習」）を通じた連携（2件）
⑩学習支援を軸とした連携（2件）

() 内の数字は、各カテゴリーへの回答があった大学・短大の件数

学外連携の現状

学外連携の取組の現状についての回答も、学内連携の回答と同様なかたちで整理した。当該項目に自由記述の具体的な回答があったのは35校（全回答の60.3%）であった。回答された内容は、いかなる学外組織との連携であるか、いかなる課題を軸にした連携であるかなどを表すキーワードを踏まえて、表2の11種類のカテゴリーに概ね分類できること確認した。

表2 教職課程教育における学外連携の取組内容

- | |
|-----------------------------|
| ①教育委員会との連携（25件） |
| ②他学校種との連携（学生ボランティア）（19件） |
| ③他学校種との連携（学生インターンシップ）（8件） |
| ④他学校種との連携（フィールドワーク・その他）（4件） |
| ⑤他大学との連携（6件） |
| ⑥実習校との情報交換（3件） |
| ⑦他学校種の校長・教員を講師として招聘（3件） |
| ⑧地域社会との連携（2件） |
| ⑨大学教員の派遣（2件） |
| ⑩介護等体験受入先との情報交換（1件） |
| ⑪教員採用試験対策のための外部との連携（1件） |

() 内の数字は、各カテゴリーへの回答があった大学・短大の件数

「各大学・短大の学生数に関する属性」と「学内・学外連携の取組内容の豊富さ」との関連

各大学・短大の教職課程教育における学外連携や学外連携の取組内容の豊富さが、当該大学・短大の学生数に関する属性によって規定されている可能性について検討した。この検討をするにあたり、各大学・短大の学生数に関する属性については、当該アンケートで毎年回答を求めている「大学・短大の全在籍学生数」「教育実習参加学生数」「教職課程履修学生数」の各数値を用いた。そして、連携の取組内容の豊富さについては、表1および表2で示したカテゴリーを活用し、各大学・短大から回答された連携の内容が、いくつかのカテゴリーにわたって示されていたかを数え上げ、それを指標とした。なお、この指標については、「学内連携の取組内容の豊富さ」と「学外連携の取組内容の豊富さ」の2つを別々に扱って分析に用いることとした。

上の指標をもとに、各大学・短大の学生数に関する各属性と、学内・学外連携の取組内容の豊富さについて、相関係数を算出した（表3）。

表3 「各大学・短大の学生数に関する属性」と「学内・学外連携の取組内容の豊富さ」との相関

	全在籍学生数	教育実習参加学生数	教職課程履修学生数
取組内容の豊富さ	学内連携	-.03	-.21
	学外連携	.20	.39 **

「教職課程履修学生数」と「学外連携の取組内容の豊富さ」との間に、有意な正相関（ $r=.39$ ）が見られた。つまり、教職課程履修学生数が多い大学・短大ほど、学外連携に関する取組の種類が豊富な傾向にあることを示した。

「教職課程履修学生数（少人数・多人数）別」による「学内連携」「学外連携」の回答の比較

表3の分析結果より、教職課程履修学生数の違いが、各種連携に相当する取組内容と関連してい

る可能性がうかがえた。そこで、今回のアンケートに回答のあった 58 校を、教職課程履修学生数の中央値をもとに 2 群（少人数群・11 名から 318 名の 29 校，多人数群・346 名から 2523 名の 29 校）に分けて、各群における学内・学外連携に関する、表 1，表 2 の各カテゴリーに相当する回答の有無の割合について検討した。

その結果、学内連携においては、表 1 に記したカテゴリーの活動のいずれにおいても、群間で連携の有無に差異はみられなかった。他方、学外連携においては、「教育委員会との連携」および「他学校種との連携（学生ボランティア）」において、群間で連携の有無に差異が見られ、いずれも多人数群の大学・短大の方が、少人数群よりも、こうした連携を行っている傾向にあることが示された（表 4，表 5）。

表 4 教職課程履修学生数の違い（少人数群・多人数群）別の「教育委員会との連携」の回答状況

		教育委員会との連携		合計
		回答あり	回答なし	
教職課程履修 学生数	少人数群	8	21	29
	多人数群	17	12	29
合計		25	33	58

$\chi^2=5.69$ $p<.05$

表 5 教職課程履修学生数の違い（少人数群・多人数群）別の「他学校種との連携（学生ボランティア）」の回答状況

		他学校種との連携 (学生ボランティア)		合計
		回答あり	回答なし	
教職課程履修 学生数	少人数群	4	25	29
	多人数群	15	14	29
合計		19	39	58

$\chi^2=9.47$ $p<.01$

まとめ

本報告の結果を踏まえつつ、以下の 3 つのことについてまとめておくことにしたい。一つ目は、教職課程教育における学内連携についてである。学内連携については、各大学・短大でさまざまな取組が実施されているが、その内容および豊富さは、大学・短大の教職課程を履修する学生数などの在学生の規模に関係なく、各大学・短大の組織のあり方に適したかたちで実施されていると言える。二つ目は、教職課程教育における学外連携についてである。学外連携については、教職課程を履修する学生が多い大学・短大ほど、教育委員会、他学校種との間での連携（特に、学生ボランティアの派遣）をはじめとして、各種の連携が積極的に展開される傾向があるとみなすことができる。三つ目は、本報告の内容に関する留意点である。今回のアンケートでは、学内連携と学外連携の現状について、自由記述により回答を求めた。結果として、大学・短大でどういった活動が行われているかの輪郭を描くことはできた。ただし各大学・短大からの回答には、「代表的な（と思われる）活動」への具体的な取組は詳述されていたものの、当該の大学・短大で実施されている「すべての活動」を、網羅的に回答されていたとは限らない。そのため、表 3，4，5 に関する事項の検討を、より厳密に行う必要がある場合は、今回の報告で出てきたカテゴリーから、チェックリスト形式の選択肢を作成するなどして、あらためて調査する必要があることを留意したい。

近畿大学教職課程における学内連携 — 「教職教育部」の特色に注目して—

近畿大学 杉浦 健

はじめに

阪神地区協議会では、平成 22 年度より毎年「教職課程に関するアンケート」を実施している。そのアンケートにおいては例年定型の設問の他にその年々に臨時的設問を設けている。平成 25 年度は、教職実践演習の開始に合わせ、教職課程教育における学内および学外連携の現状について尋ねた。教職実践演習では、教育委員会との連携や教職担当教員と教科担当教員との連携が求められていたためである。その結果を踏まえ、阪神教協では「教師教育実践交流 — 教職課程教育における学内連携および学外連携—」をテーマに課題研究会を行った。筆者は学内連携を積極的に行っている大学として、近畿大学の学内連携について発表を行った。

同様に筆者が学内連携を発表した全私教協分科会報告を記載した「教師教育研究」では、近畿大学の教職課程における学内連携の構築プロセスに重点をおいて示したので、本論文ではそれに加え教職教育部という独自の組織のありようを重点的に分析しつつ、学内連携のあり方を見ていきたい。

1. 近畿大学「教職教育部」の紹介

「教職教育部」はよく「教育学部」「教職教育学部」などと間違えられるが、学部ではなく、いくつかの大学にある教職センターに近い組織である（ただし単なる教職センターでないところに独自性がある。詳しくは後述する）。直接所属する学生はおらず、教職課程を履修する学生は、各学部に所属して、教科に関する科目を学部で履修し、教職教育部が開講する教職に関する科目を履修して、教員免許を取得することになる。

教職教育部は、平成元年、教養部の分離再編に伴って設置された組織である。専任教員は 17 名（平成 26 年度）で、11 名が教員経験を持つ。内部に教務委員会、進路委員会、教育実習委員会、介護等体験委員会等の委員会を設置し、全学の教員養成の中心をなしてきた。教職課程のガイダンス、教育実習や介護等体験、教員採用試験の対策など、教職課程に関わる対内的、対外的事業はそのほとんどを教職教育部が企画・担当している。

取得できる免許は、中学では、国語、社会、数学、理科、英語、美術、技術であり、高校は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、美術、工芸、工業、情報、農業、水産である。その他に農学部にて栄養の免許が取得可能であり、連携大学の通信課程併修で卒業時に小学校免許取得も可能である。

各専任教員はそれぞれ学部担当を持っており、各学部の学生の支援をおこなうとともに学部専任教員との連絡役も果たしている。

教職教育部では、研究紀要（近畿大学教職教育部教育論叢）を学部発足当初から発行し、教職課程に関する研究や所属教員のそれぞれの専門の研究を発表している。また教授会があり、教職課程

の様々な事案について検討するとともに、常勤、非常勤の採用についての選考人事なども担当している。予算についても教職教育部単位で執行されるなど、学生は所属しないものの、学部に準ずる組織として大学の中に確固とした地位を築いていると言える。このことは後に示すように、近畿大学の教職課程の学内連携に大いに役に立っていると思われる。

2. 教職教育部の特色

現在、教職教育部ではさまざまな教職課程の問題、たとえば教職実践演習の新設や教員免許更新講習などについて、比較的適切かつ機動的に対処できているのではないかと思われる。その理由は現在の教職教育部の大学内におけるありようが関係しているのではないかと考えられる。

かつて教職課程の教員が教養部に所属していたころには、教養部全体に対して教職担当の教員の割合が少なく、会議などで教職課程の問題を全体で議論することが難しかった状況があったという。他大学においても、教職課程担当者が各学部に分かれて所属していると、その学部において教職課程の問題が議論に上がりにくいという話を何度か聞いている。

また教育学部がある大学では、教育学部の教職課程は教育学部独立で行い、他の一般学部の教職課程は少人数の教職課程担当教員が行っており、十分な手立てができない状況があると聞く。

教職センターが設置されているところもあるが、教員採用試験対策を非常勤や嘱託教員のセンターで行い、教職課程の授業はセンター以外の専任教員が行っているなどと、役割分担が行われているところも多い。

これらの状況に比較して、教職教育部においては、専任教員全員が教職課程に直接関わっているために、学部と協力関係を取りながらも、起こりうる教職課程の問題に対して部内で議論を深めやすく、適切な対処が可能になっている。また教育実習や介護等体験、スクールインターンシップやボランティアなど対外的な関係を有する事業などについても、起こりうる、もしくは起こった問題に対して一元的な対処が可能になっている。(後述するように、それは一方で、教職の問題は教職教育部の問題という勘違いを各学部に生み出し、全学的な協力体制を妨げることとなり、それを克服するための手立てが必要になったのであるが…)。

また、教職教育部にも校長経験者がおり、採用試験対策で中心的な役割を果たしているが、授業も受け持っており、一貫した教職課程教育を行えている。採用試験対策も、教職教育部を中心として、各学部の協力も得ながら全学的に行っている。教職課程に関わる組織がひとつにまとまっていることで、さまざまなメリットが存在しているのである。

しかしながらこのような教職教育部を中心とした全学的な教職課程の運営や教員採用試験対策がはじめからできていたわけではない。かつては教職教育部という仕組みがむしろ全学的な教職課程の運営を妨げていたことさえあった。後にも述べるが、教職課程の主な業務を教職教育部で行っていたことから、教職課程は教職教育部の仕事である、各学部のわれわれは関係ないという図式が成り立ってしまっていた。そのために、教職課程に関して教職教育部が孤軍奮闘する状態になり、ときには教職教育部と各学部が対立することさえあった。たとえばかつては教職課程を取ることが就職活動の妨げとなるので、できるだけ履修しないようにと指導を行う学部さえあった。

これらの問題を克服し、全学的な学内連携を可能にするまでにはいくつかのプロセスが必要であった。以下ではその構築プロセスについて示していこう。

3. 学内連携の構築プロセス

教職教育部は、設置の前後から長期間にわたり教員採用の冬の時代となり、教職員の努力にもかかわらず、成果に乏しく、その存在価値が十分に認識されていなかった。

学内連携の要となる教職課程の全学的組織としては教職課程運営委員会が昭和 44 年にすでに設置されていた。この委員会は、各学部長、教職教育部長、事務関係部課長等からなり、規程では教職課程の授業計画、科目担当、教育実習、介護等体験、その他教職課程の運営に関する事項を審議することとなっていたが、実際は学部長等の多忙な幹部から構成されており、ほとんど機能していなかった。

そんな中、平成 17 年 12 月の中央教育審議会中間報告「今後の教員養成・免許制度の在り方について」に示された、「各課程認定大学は自らが養成する教員像を明確に示し、その実現に向けて、体系的・計画的にカリキュラムを編成するとともに、その実施に必要な組織編成を行う等、大学全体として組織的な指導体制を確立することが重要である」という文言を受けて、平成 18 年度に近畿大学の教員養成についての理念がまとめられた。

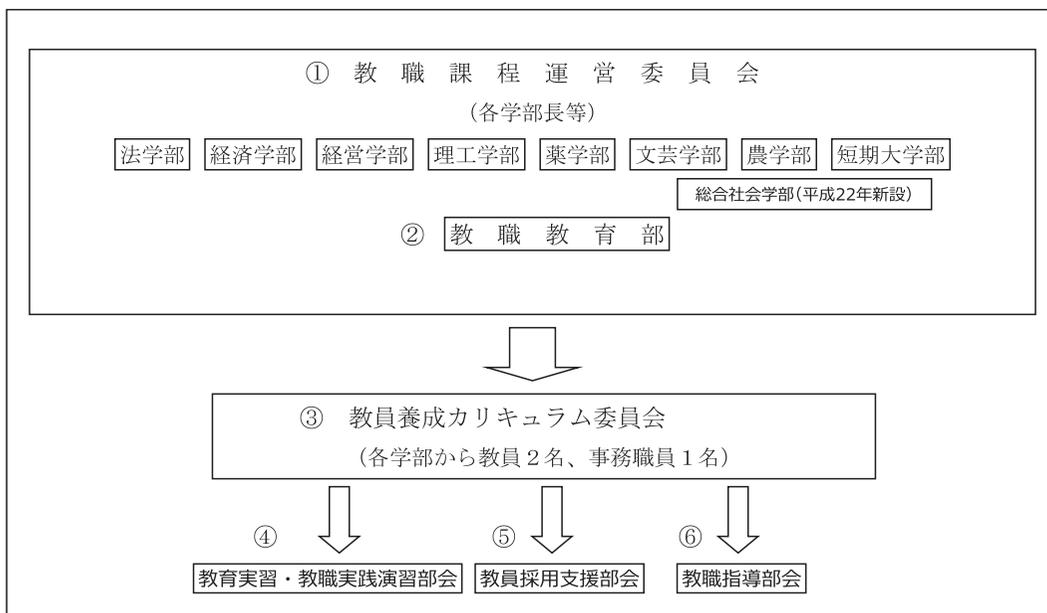
この「理念」は学長の了解のもと、教職課程を設置している全学部長に対して提示され、意見を求めた上で大学全体のものとして確定された。その際、平成 18 年度に就任していた教職教育部の新年長は「課程認定を受けているのは教職教育部ではなく、各学部である」ということを強調した。その後、その考えにしたがって、教職教育部を中心に全学的な協力体制によって教員養成を行っていくことを基本として関連諸活動が行われるようになった。ちなみにその後、各学部の養成する教員像もまとめられている。

近畿大学の学内連携構築プロセスを考えるにあたって、この「課程認定を受けているのは各学部である」という原則を各学部にも再確認させたことは非常に大きかったと思われる。なぜならそれまでに教職課程に関して起こった問題はこの原則を忘れたところに起因することが多かったからである。

平成 19 年 1 月には、中央教育審議会教員養成部会による「教員免許課程認定大学実地視察」の対象となった。この視察にあたっては、大学が全学的協力のもと教職課程を運営していくことが求められた。それに対応するため、平成 18 年度 10 月に「教職課程運営委員会」のもとに実働部隊である「教員養成カリキュラム委員会」を立ち上げ、全学的な協力体制を構築した。実地視察当日には、学長以下、各学部長、事務長、教職担当そして教職教育部が一堂に会して対応を行い、全学的な協力体制を示した。

「教員養成カリキュラム委員会」の新設

前述した「教員養成カリキュラム委員会（図 1）」は、各学部から教員 2 名、事務職員 1 名としている。「教員養成カリキュラム委員会」はさらに④「教育実習・教職実践演習部会」⑤「教員採用支援部会」、⑥「教職指導部会」の 3 つの部会に分かれ（26 年度）、3 つの部会の座長と副座長は教職教育部の専任教員を充てている。このような構成にしたことによって、各学部は主体的に関与せざるを得なくなり、教職課程に関する全学的取り組みを促進することとなった。



平成19年度文部科学省「教員養成改革モデル事業」近畿大学最終報告書
 教員養成学部を有しない総合大学における教員養成カリキュラムの改善モデル構築(平成20年3月)を一部改変

図1 教職課程運営委員会および教員養成カリキュラム委員会(26年度現在)

以前には、教職教育部は学部のように学生の入口・出口に直接責任を持たないこともあり、従来から学部の理解を得にくい面があった。教職の仕事は教職教育部がやるもの、学部の我々は関係ない、さらにはできれば就職活動や研究の邪魔になるので教職など取らなくてもよいという雰囲気さえもあった。

しかしながら、文部科学省による教員免許課程認定大学実地視察に対して全学的に取り組み、また文部科学省「教員養成改革モデル事業：教員養成学部を有しない総合大学における教員養成カリキュラムの改善モデル構築(平成19年度)」を実施することとなり、その際に各大学への訪問調査を教員養成カリキュラム委員会の学部の教員を含むメンバーで実施する等交流を行った結果、お互いの顔が見えるようになり、教職教育部と各学部教員との協力関係がスムーズになりつつある。

「教職ナビ」

これら一連の活動に加えて、折から教員需要の大幅増大と、平成17年度に教員の指導、助言のもと立ち上げられた学生サークル「教職ナビ」が機能し、多くの学生が教員として就職し、学生の進路としての教職が再認識されたことによって全学的な評価がなされ、より学内連携が取りやすくなっている。

近畿大学の学内連携については、この教職ナビが果たした役割も大きかった。教職ナビは「国語科ナビ」や「英語科ナビ」など、各教科の小グループに分かれており、普段はそれぞれの教科グループで活動を行っている。その中で特に「数学」や「理科」など教員の採用人数の多い教科の学生が多く所属するゼミ教員が、就職先の一つとして教職に対して認識を深め、さまざまな教職に関する行事に参加・協力してくれるようになったのである。そのような傾向は、今や英語や国語、社会など他の教科に関連するゼミ教員にも広がり、教職教育部と学部とのつながりを作るものとなって

いる。

4. 学内連携の現状

次に具体的な学内連携の現状について示していこう。

学務部との連携

事務的手続きについては、学務部が担当し、教育実習や介護等体験の名簿作成や教員免許の一括申請、さらには課程認定の手続きなどを行っている。ちなみに学務部は教職課程専門の事務ではなく、学務部内の教職課程の担当が中心となって学務部全体で業務を行っている。多忙な部署ながらも、教務、進路、教育実習、介護等体験の各委員会に担当者が参加するなど、教員との連携を積極的に行っている。窓口相談でも学生に頼りにされている。

教育実習訪問指導

教育実習に関する様々なガイダンスや実習校での訪問指導は、従来ほとんどすべてを教職教育部が担当してきた。しかし、教員養成カリキュラム委員会立ち上げ後は、各学部のゼミ指導教員にも協力体制が広がるなど学内連携の成果があがりつつある。平成 26 年度は延べ 50 人弱のゼミ教員が教育実習訪問指導を行っている。

教員採用試験春季集中対策講座および教員採用試験模擬面接

各学部から延べ 50 名を超える教員が参加し、1 週間以上にわたって全学的規模で教員採用試験春季集中対策講座を開催している。参加学生は卒業生も含め 100 名を超え、教育心理や教育原理などの教職教養はもちろんのこと、国語や地理、英語等の教科教育（一般教養、教科専門含む）、論文の書き方指導、さらには理工学部教員による指導案作成の事前授業と理科の模擬授業など、きめ細かい講座が用意されている。全学が一致して教員を育てる姿勢を実感できる象徴的な機会である。

また毎年行っている教員採用試験模擬面接では、当初は教職教育部の教員のみで行っていたのが、近年では学部教員の参加も増えており、やはり全学的な協力ができはじめていることを実感している。

教員免許状更新講習

教員免許状更新講習では、教職教育部が必修領域と一部の選択領域を受け持ち、各学部はそれぞれの学部の専門を生かした選択科目を開設している。平成 26 年度より農学部が栄養教諭向けの選択科目を開設することで、すべての学部が講座を開設することとなった。運営は教職教育部を中心とした全学的な委員会である更新講習運営委員会で行い、学内での連携を図っている。

教職実践演習

2013 年度より教職実践演習が開講した。この科目では教職に関する科目を担当する教員と教科に関する科目を担当する教員との協力が求められているが、現時点では模擬授業の際に、希望する学部教員が参加するという形にとどまっている。ただし、模擬授業の日程を知らせるなど、連絡を密に取ることによって、平成 26 年度には、19 名の学部教員が模擬授業の見学・指導を行っており、今後さらに充実が期待される。

5.まとめ 学内連携のために

本学においては、まだまだ課題は残るものの、かつてに比べると学内連携が大きく進みつつある。最後に学内連携の推進を可能にしたいくつかの要因についてまとめもかねて示していきたい。

学内連携にあたって教職教育部が各学部を見渡せる組織であったことがまず要因の一つとして考えられる。教職担当の教員が各学部に分属されている場合、会議などで教職課程の問題は後回しにされ、教職担当以外の教員からは他人事と考えられ、少数の教職担当教員が孤軍奮闘しているという話を聞く。その点、教職教育部では複数の教員が協力し合って問題の解決を行うことができる。たとえば教職実践演習の開講の際や介護等体験・教育実習における対外対応、さらには教員採用試験対策など、教職課程の教員が一か所に集まっていることのメリットは、特に本学のような大規模大学において大きいと思われる。

その一方でかつて本学において学内連携ができなかったのも、教職教育部が各学部と独立していたためであった。メリットがデメリットにもなっていたのである。このデメリットを乗り越えるためには、教職課程は学部開設であるという原則の再認識がどうしても必要であった。学内連携が進んだ二つ目の要因は、本学では、教員免許課程認定大学実地視察を機会にこの原則を各学部に事あるごとに知らしめる働きかけを行ったことであり、それによって、協力体制が少しずつ構築されていったと考えられる。

3つ目の要因が、機会をとらえて、教職課程を全学的にも重要なものであることを再認識させるとともに、その運営のために継続的なコミュニケーションを行ったことである。本学では、教員免許課程認定大学実地視察をひとつのきっかけとして全学的な組織を立ち上げ（教員養成カリキュラム委員会）、それを継続的に運営することによって学内連携が進んできた。学内連携といっても、結局は人と人とのつながりがその根本にあるのであり、組織を作り、それを運営するにあたって互いに顔を合わせる機会が多くなることがスムーズな連携につながったのではないと思われる。

本論では、近畿大学の学内連携の構築プロセスについて述べてきた。それぞれの大学によっておかれた状況や教職課程のあり方には違いがあるので、一事例として参考になれば幸いである。

参考文献

「教員養成学部を有しない総合大学における教員養成カリキュラムの改善モデル構築」

平成19年度文部科学省「教員養成改革モデル事業」近畿大学最終報告書

(注)：本論文内では、「学内連携の構築プロセス」の部分を中心として、平成19年度文部科学省「教員養成改革モデル事業」近畿大学最終報告書「教員養成学部を有しない総合大学における教員養成カリキュラムの改善モデル構築」の記述を援用している。

関西学院大学教育学部における小学校との連携

富江 英俊 (関西学院大学)

1. 本発表で扱う実習（連携）の概要

本稿は、関西学院大学教育学部で実施している1年生・2年生対象の小学校現場での実習という観点から、教員養成系の教育学部と小学校との連携について、考察するものである。

(1) 関西学院大学教育学部の概要

最初に、関西学院大学教育学部の概要について述べる。関西学院大学は11の学部を擁し、すべての学部で課程認定を受けている。このうち、小学校の教員免許が取得できるのは教育学部のみであり、他の学部は中学校・高等学校の免許が取得できるいわゆる「一般学部」である。教育学部と他の学部の教職課程は、キャンパスも違い、担当部局も違うので、全学的な取り決めや交流は一定のものがあるものの、別々に運営されていることも多い。

教育学部は、定員は350名で、教育学科1学科より成り立っている。教育学科には、幼児教育コース（定員140名）・初等教育コース（同140名）・教育科学コース（同70名）の3コースがある。小学校教諭の免許取得は、初等教育コースの学生が中心であるが、他コースの学生も取得は可能である。また、初等教育コースの学生においても免許取得が卒業の要件にはなっていない。

(2) 実習の概要

関西学院大学教育学部においては、1・2年時の小学校で行われる現場体験授業がある。両方の実習とも、3年生にある本実習に行くための先修条件となっているため、小学校免許を取得する際には必修となる。

(a) 体験実習 —1年生の実習—

体験実習は、1年生の9月の連続した5日間の終日行われる。実習の目的としては、

「小学校教育の現場で、1週間程度、教員や保育士の指導のもとに補助的な活動を行う。実際の教育の現状を理解し、教員の基本的態度について学び、将来、教員を目指す者としての自覚と責任感を持つようになることを目的とする。教員の補助的な活動を行い、教育現場の理解に努める。」となっている¹。

「補助的な活動」とは、特別な支援を必要とする児童に寄り添ったり、運動会などの学校行事の練習において組体操やダンスを教えたりするといった、直接児童にかかわるものがまずはある。その他には、漢字ドリルのマルつけをする、プリントを印刷してホッチキス止めする、花壇の手入れをする、管理職の先生と一緒に校舎内を巡回してすべての教職員に声をかける、などの小学校教員が日中に行っている様々な業務が含まれる。

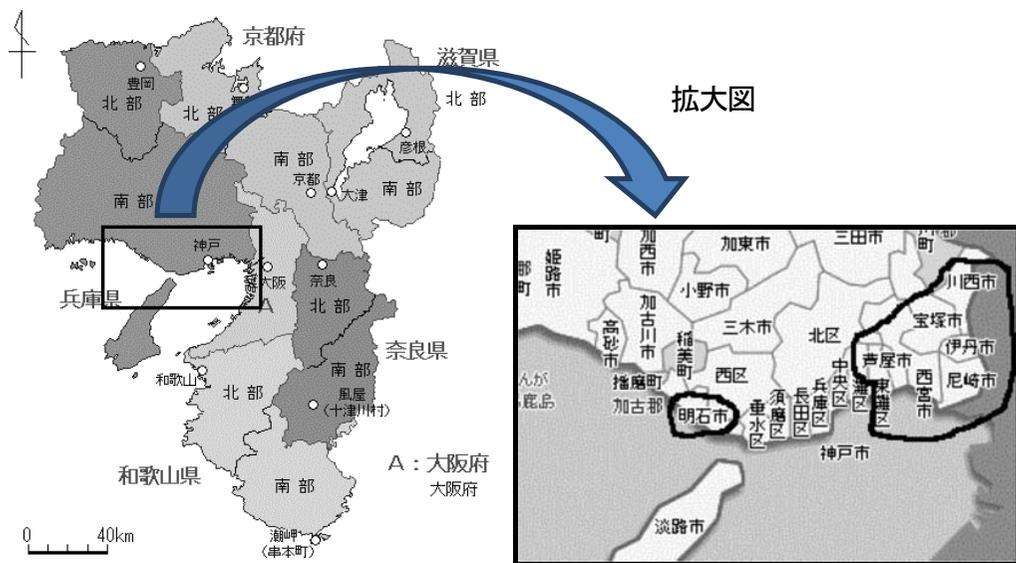
(b) 実地教育研究 —2年生実習—

実地教育研究は、2年生の5～7月の週1日の半日、朝から昼過ぎまで行われる。1年時の実習

と原則として同じ小学校へ行く。実習の目的は、「教育現場に赴き、参観・参加実習を行う。実際の教育活動を細かく観察し、実際に子どもたちとふれあうことを通して、教員の職務や子どもに対する理解を深め、教育についての視野を広げることを目的とする。また、記録や指導案作成の基本を学ぶ。教員を目指す者としての自覚と責任感をより強め、教員としての基本的態度を身につける。」²とされている。1年生の体験実習より、より教師が行う授業に力点が置かれる。T.Tのような形で授業に参加する場合もあるし、45分授業の一部を、授業を行う場合もある。また、5月から7月までの、学級の変化にも注目することが出来る。

これらの実習の2013年度の履修者数は、体験実習が143名、実地教育研究が166名となっている。受入先の小学校は、大学の近隣である西宮市・神戸市（東灘区）・芦屋市・尼崎市・伊丹市・宝塚市・川西市・明石市の公立小学校で、体験実習が114校、実地教育研究が111校である。地理的なことに関しては、下図を参照されたい。また、これらとは別に、私立小学校2校でも実施している。

図 体験実習・実地教育研究の実施地域



(3) 学内の体制

つづいて、この実習を実施するにあたっての学内の体制を紹介しておきたい。体験実習、実地教育研究ともに、学内で8時間前後の事前・事後指導を行っている。この指導を担当するのは、専任教員または非常勤教員の8名程度で、20人弱のグループに受講者が分かれて、各グループに1名の教員がつくという形である。筆者は、事前・事後指導を教育学部開設の2009年度からの4年間担当した。本稿で後に紹介する事例は、筆者が実際に体験したものを主としている。

両実習とも、すべての実習校を大学教員が訪問する。体験実習は、教育学部全専任教員（40名程度）が分担して行う。1名あたり4～8校程度の訪問となる。実地教育研究は、事前・事後指導を担当する教員が分担して行い、1名あたり15校程度となる。

学部にある組織として、実習の運営を行っているのは、実習支援室である。体験実習、実地教育研究だけでなく、本実習や介護等体験など教育学部で行われるすべての実習を管轄している。室長・副室長は教員で、事務職員数名が、事務室内に常駐している。学生の窓口対応や、実習校とのやり取り、様々な書類作成などを行っている。月に1度の割合で、実習委員会が持たれている。以上のような体制は、教育学部開設時からおおむね変化することなく続いてきた。

2. 実習（連携）開始前後の動向

(1) 連携の立ち上げまでの経緯

体験実習と実地教育研究は、大学側が構想して、教育委員会にお願いして実現したものであるが、大体次のようなステップにより実現に至った³。

- ・近隣の教育委員会に話をもちかけるが、「他大学との関係もあることから、単独の大学とで行うことは困難だ」といった理由で、最初は大体断られるが多かった。
- ・しかし、一度断られても、現職教員関係者、教育委員会関係者からも働きかけ、「教員志望の学生の現場体験である」ということを強調し、次第に理解を得る。
- ・その結果、希望したほぼすべての教育委員会と協定書を結び、免許取得希望者の人数を確保するに至った。
- ・協定のなかに、教育学部教育活動支援事業として、教育委員会や学校が行う研修などに、大学教員を無償で派遣するという内容を入れた。

実際には、キーパーソンの属人的なネットワークにより築けた面もあるだろうが、ここでポイントとなるのは、本学部は教員養成学部ということもあり、教員養成の一環としての実習であることを押し出した点である。よりよい教員を養成するためなら、教育委員会や学校も同意したということであろう。

(2) 齟齬が生じた事例

このような形でスタートした実習であるが、始まった最初の年は、実習の趣旨が実習校に伝わらず、ふさわしくない活動が行われる事例があった。朝から昼過ぎまで、一日中校内の草引きをやらせる、といった具合である。また、活動内容は適切であっても、実習の目的が伝わっていないと感じられる事例があった。筆者が、実習の事前事後指導の担当者として、実習校を訪問した際に、実習校とのやり取りの中で実際にあった事例として、以下のようなものがあった。

- ・「兵庫県内の A 大学では、このような活動を積極的に認め、単位化している。本校も助かっていて A 大学の学生も喜んでいる。お宅の大学も是非そのように学校ボランティア活動を認めて頂きたい」と校長から強く要望された。（後日、事実確認のために、筆者が A 大学の専任教員に問い合わせたが、そのような「積極的な承認」「単位化」は行っていないとのことであった。）

・「特別支援が必要な子どもがおり、その子どもが実習生にとってもよくなっている。実習期間後にある宿泊を伴う行事に、実習生に同行してもらいたい。実習生が大学の授業を休むのをためらっているので、公欠扱いにするなど配慮してもらいたい。」との要望であった。筆者は「実習期間外なので、あくまでも、学生個人の判断での参加となる。公欠扱い云々については、私個人がここで OK と言えるようなことではなく、来年度以降の検討課題としたい。」と答えたが、校長・教頭・特別支援担当の教員の 3 名が「そこを何とか。」というように色々とお話をされ、あまり納得されていない様子であった。

このような事例は、少数の学校のみであった。また、上記の事例は 2 つとも実習開始初年度のもので、2 年目以降はこのようなケースは減り、6 年目の今年度においては、皆無と行ってよい状況である。次第に実習の目的や意図が定着してきて、実習校にも受け入れられ、学生の満足度も高い実習となっている⁴。

誤解のないように強調しておきたいが、筆者は現場教員を批判したいがために、この事例を紹介したわけではない。子どものことを思って、熱心に要望されることには、敬意を表したい。ここでは、実習の目的と、実習校の要望とに齟齬が生じている事例として紹介しているわけだが、今日の小学校が人手を欲しているという現状が、率直に表れている事例ともいえるであろう。次章でこれを考察する。

3. 小学校現場における人手不足と、それへの対応策

上述のような要望や苦情は 2 年目から減ったのであるが、開始から数年経ってもしばらくあったものが、「毎回の実習で、一日中、特別支援の子どもの対応だけを学生にやらせている。」というものであった。この特別支援の子どもへの対応を典型例として、学校は、一昔前に比べて、多種多様な児童に対応する必要がある、保護者や地域などの外部の目も厳しい。かといってヒトやカネが大幅に増えているわけではない。このような小学校現場からは、「人手不足の悲鳴」のようなものが発せられている、というのが筆者の率直な印象である。

この人手不足への対応策が、「学校ボランティア」⁵である。主として教員志望の大学生が、人手を欲している小学校に行くというしくみで、近年急速に拡大してきた⁶。小学校などの各学校が独自に募集する場合もあれば、小学校が大学へ申し込み、大学のキャリアセンターのような部局が募集をする場合もあり、または教育委員会が中心となる場合もある。

教育委員会主導で制度設計をした一つの例が、神戸市のスクール・サポーター制度である。神戸市教育委員会生涯学習課の HP に、詳しく事業内容が掲載されているので、そちらを参照されたいが⁷、概要は以下の通りである。

対象者：神戸市と協定を結んでいる大学（約 50 大学）の 2 年生以上の、教員志望者。

活動場所：神戸市内の小中学校

活動期間・日時：通年または半期で、週 1 日程度。

1 回の活動は、1 日（8 時間）または半日（4 時間）。

主な活動内容：

- ・授業の指導補助
- ・学級活動や特別活動の指導補助
- ・始業前、放課後の学習補助
- ・特別支援教育の指導補助
- ・児童とともに遊ぶ
- ・行事の指導補助
- ・授業準備、教材づくりの補助
- ・部活動の補助

その他:一日活動した場合は3,000円、半日活動した場合は1,500円の交通費が支給される。

この制度において、2012年度開始時点で、神戸市と提携を結んでいる大学は50大学、472名の学生が、223校の小中学校で活動している⁸。このようなしくみは、全国のあちこちで次第に広がっているといえるようである。

4. 今後の大学と小学校との連携にむけて

最後に、大学と小学校は、どのような連携が望ましいのかを考察したい。本稿は制度的な考察を行っているので、学生の意識についてはあまり触れていないが、体験実習や実地教育研究においても、また学校ボランティアにおいても、多くの学生は「やってよかった。」といった肯定的な評価をする。「どういう点で、やってよかったのか？」と聞けば、「教育現場を知ることが出来たから」といった言い方以上のものが出てくることは少ないが、体験実習や実地教育研究の事前事後指導において、または学校ボランティアに参加した学生から活動内容や感想を聞いて、大学と小学校との連携を、筆者は次のように整理できるのではないかと考えた。

大学と小学校との連携は、「教員養成」と「人手供給」という2つの側面に大きく絞られる。「教員養成」とは、学生が教員に必要な資質を身につけるために、教育現場での活動・経験が必要なわけで、従来からの3・4年時に行う教育実習はこの典型的なものである。「人手供給」とは、大学生が小学校現場に赴き、小学校が必要としている活動を行うことである。学校ボランティアが代表的なものである。

「教員養成」と「人手供給」は、相反するものではない。学校ボランティアに参加した学生が、様々な活動を行うなかで、教員に必要な資質を身につけていくことは、ごく普通にあり得る。学校ボランティアを企画している教育委員会や活動現場の学校の多くは、このことを意識し、単なる「雑用係」「便利屋」と学生を扱ってはいないことは確かである。しかし、「教員養成」と「人手供給」は完全には一致しないと認識しておくことも必要と感じる。「教員養成」の基本的なしくみを管理・運営し、最終的な責任を負うのは大学である。小学校からのニーズが第一にある「人手供給」にははまり切らない、教育現場で身につけるべき知識や技術があるはずである。先に紹介した、実習校訪問の際の事例は、「教員養成」の実習において「人手供給」の要望を、小学校側が強く打ち出した故に起こった齟齬と解釈できる。

あるべき連携のためには、教育実習と学校ボランティアの間（中間的なもの）の制度をいかに整備して、「教員養成」と「人手供給」のより密に関係づけることが重要であると考えられる。具体的な方策は現時点では筆者に用意がないが、本稿で扱った本学部の1, 2年生の実習が一つの形としてあり得るのではないかと考える。教育実習（本実習）の前段階という「教員養成」の面があることは間違いない。しかし、「人手供給」には、実習そのものや、実習時にできた実習生と小学校とのつながりを他の制度で活用するなどして、可能な限りニーズに応えるのである。

望ましい制度を作るにあたっては、何らかの組織がリーダーシップをとってまとめ役をしていく必要がある。神戸市のスクール・サポーターは、教育委員会が主導しているケースであるが、授業の延長のような形で大学が中心となる形態も考えられる。どのような形態が望ましいかは筆者にはわからないが、まとめ役がなかったとしたら、小学校・教育委員会・大学が、それぞれの組織の都合で大学生を募集してしまい、「効率が悪い」「同じ活動なのに、主催者の違いによって待遇（報酬など）が変わる。」という事態になりかねない。

どのような制度であれ、「教員養成」と「人手供給」という基本的な構図がはっきりとした上で、大学と小学校がそれぞれに要望を出し合い、両者がお互いに充実していくことが求められているのである。

追記：本稿執筆にあたって、関西学院大学教育学部の峯岸由治教授、五百住満教授からご教示を頂いた。また、全国私立大学教職課程研究連絡協議会の専門委員会である、学校インターンシップ等検討委員会の先生方にも、多大な示唆を頂いた。この場を借りて感謝申し上げる。

¹ 関西学院大学教育学部『実習の手引き』2014、p.11

² 関西学院大学教育学部『実習の手引き』2014、p.11

³ 筆者は、すべて準備が整ってから本学に着任したが、連携立ち上げ時に関わった大学関係者から伺った経緯である。

⁴ 本稿で扱った実習に対して、学生からの評価や、より詳しい実施内容については、次の2点の論考を参照されたい。峯岸由治「関西学院大学教育学部初等教育コース実習カリキュラムの編成と評価 ―学生による授業アンケートを手がかりに―」『阪神教協リポート』No.36、2013、pp.59-67。峯岸由治「多面的な観察と省察による実習カリキュラムの系統化」『教師教育研究』第26号、2013、pp.87-97を参照されたい。

⁵ 「学校インターンシップ」など、類似の呼称もあるが、本稿では「学校ボランティア」の呼ぶことにする。

⁶ 例えば、1年生の実習終了後に、学生が実習校に学校ボランティアとして定期的に行くというケースがあったり、筆者が実習担当の教員として訪問して校長と面談した際、実習生のことは大して話題に出されず、「学校ボランティアに来てくれる学生はいないのか？」と繰り返し聞いてくるケースもあった。

⁷ <http://www.city.kobe.lg.jp/child/lifelong/tuusin.html>。2015年2月28日アクセス。なお、この制度に関しては、次の論考も参照されたい。洲脇一郎「神戸市におけるスクールサポーター制度 ―教員養成との連携を目指して―」『教師教育研究』第19号、2006、pp.97-103

⁸ http://www2.kobe-c.ed.jp/siw-ms/?action=common_download_main&upload_id=1786。2014年10月31日アクセス。

地域連携教育活動の成果と課題

島田勝正
(桃山学院大学)

本稿は、阪神地区私立大学教職課程連絡協議会 2014 年度第 1 回課題研究会(2014 年 5 月 14 日 大阪産業大学東部キャンパス)および全国私立大学教職課程連絡協議会第 34 回研究大会(2014 年 5 月 25 日 帝京平成大学池袋キャンパス)における「桃山学院大学教職課程における地域連携教育活動ー学外研修」と題する口頭発表の記録に加筆・修正したものです。なお、詳細な内容については、『私立大学の特色ある教職課程事例集』(2014, pp.127-130)に掲載されています。

1. はじめに

今日のタイトル、「桃山学院大学における地域連携教育活動ー学外研修」ですが、副題の「学外研修」は、科目名で、単位認定をしています。この学外研修はすでに 10 年ほど前から行われており、学校へはクラブで行ったり、サークルで行ったり、あるいは個人で行ったりしています。また、教育実習が母校でしにくい場合、例えば、実家の引っ越し等で母校が離れてしまったような場合には、本学の近隣でお願いしてきた経緯があります。そして、この取り組みを単位化しようという動きがありました。共通自由科目のなかにある「学外研修」には、海外留学や介護等体験が入っていますが、そこへ「地域連携教育活動Ⅰ、Ⅱ」として、この活動が入りました。大学が協定を結んだ幼稚園、小学校、中学校、高校、そしてそれらを管轄する教育委員会、そういう教育現場での諸活動に対して単位認定が可能になったということです。以下、その経緯をご報告申し上げます。

2. プログラムの概要

本学は和泉市に位置していますが、このプログラムは、本学の近隣の教育委員会が管轄する学校における教育諸活動を年間通して支援する過程で、教育の実際について体験的に学習するプログラム、と定義されています。活動内容は多岐にわたりますが、具体的には、学校行事、部活動、課外の補習指導など、学校の補助的な活動が主です。

地域連携教育活動には、ⅠとⅡがありますが、Ⅰは 60 時間で 2 単位、Ⅱは 120 時間で 4 単位です。これらの時間の中には、事前ガイダンス、報告会が含まれます。ⅠとⅡを2つ合わせて、最大 6 単位まで修得できるようになっていて、卒業単位に入ります。

3. 学校や教育委員会との連携

(1)「地域連携教育活動による学生派遣に関する覚書」を個別の学校や教育委員会と交わすわけですが、その第2条に「甲の運営する高校に、乙に在籍する学生を派遣し、学外研修(地域連携教育活動Ⅰ、Ⅱ)を促進させ、もって相互の教育活動の活発化を図ること」という記述があります(スライド①参照)。当初は、こういう覚書を個別に学校と結んでいました。しかし、煩雑なので、それを統括する教育委員会と結ぶようになりました。具体的に、どこの教育委員会と結んでいるかということですが、当然、本学のある和泉市、それから近隣の泉大津、貝塚、河内長野、堺、やや遠方の宝塚、千早赤阪、天理、豊中、それから名張市

(三重県)です(大阪市に関しては、今でも個別の学校との覚書の交換のままになっています)。こうなっているのは、通学学生が住んでいる自宅の近所でも活動に参加できるという利点があるからで、これが一つの特徴であると思います。

(2)教育委員会が各学校からの受け入れ希望を集約します。和泉市教育委員会が主導で、受け入れ体制を作って頂いております。これは非常に助かっております。受け入れ校には、小学校、中学校、幼稚園、教育委員会等がありますが、教育委員会の中には適応指導教室(グリーンルームと呼んでいます)があり、不登校の生徒の対応のお手伝いをするわけです。このようなものも含み、実に多様な体験ができるようになっていきます。

(3)「事前ガイダンス」を行います。この春学期は5月7日に実施しました。教育委員会の方に大学に来て頂き、特に守秘義務について説明して頂きます。今はブログや SNS を通して個人情報が出てしまう可能性が高い時代です。守秘義務はきちんと守らなければダメだということを、指導主事の先生に説明して頂きます(スライド②参照)。校長先生や教頭先生が、この地域連携の係をしておられる学校が多く、管理職の先生方にわざわざご来学頂き、こちらが恐縮します。

4. 履修の方法

(1)事前ガイダンスでは、各学校の校長先生、教頭先生から、順次、「本校ではこういう人が欲しいのです」という趣旨の「求人」をして頂きます。学生はそれを聞いて、自分の特技や希望等の条件と一致するかを確認するわけです。これは、女の先生が、「信太小学校へどうぞ」というアピールをしているところです(スライド③参照)。このように、各学校の代表から入れ替わり立ち代わり、色々と説明して頂きます。そして、その後、別室のブース(2教室に11ブース設置)に分かれます。教室の壁には学校名を書いた張り紙が貼ってあります。このブースで個別の協議・折衝をして、自分の希望と受け入れ先の条件とのマッチングをするわけです。決まれば、そこでいわば商談成立というような話になるわけです。双方の条件が合えば、その場で、参加・受け入れが決まります(スライド④参照)。

(2)受け入れ先が決まりましたら、「履修届」を教務課資格係に提出します(スライド⑤参照)。ただし、前年度までの修得単位数が、4回生は90単位以上、5回生以上は120単位以上という履修制限があります。

(3)「活動報告書」には、参加者が毎回の時間数を記入し、担当の先生に確認欄に押印して頂きます(スライド⑥参照)。このようなチェック体制で、この確認書をもとにして、60時間、あるいは120時間活動したということが確認できれば単位が認定されます。

(4)「報告会」は7月に開催します。報告を聞いておきますと、参加者の成長を感じます。「ああ、立派になったな」、「やっぱり、こういう体験は重要だ」と思われる瞬間です。報告会に出席しないと、単位は出せません。最初(事前ガイダンス)と最後(報告会)も非常に重要なわけです。

(5)「単位認定申請書」ですが、必要事項を記入した「活動報告書」と共に提出し、単位認定申請をします。

(6)単位認定は、提出された書類を基に、まず教職課程委員会で審査があり、続いて教務委員会および教授会の審議を経て行われます。認定される単位数は、先ほど申し上げたとおり、60時間で「地域連携教育活動Ⅰ」2単位、120時間で「地域連携教育活動Ⅱ」4単位となります。活動が長期にわたる場合については活動期間を内規に定めております。

5. 成果

最近 4 年間、2010、11、12、13 年度と、実習の結果を見ると、参加者が 2010 年度は 93 人おりまして、2011 年度に半減しました。43 名まで落ちました。それから 12 年度は 47 名、そしてこれはまだ途中ですが、13 年度は 16 名です。人数は減っております。

本学では『教職課程年報』というものを作っております、その中に教職課程履修者は手記や感想などを載せるのですが、多くの学生は、教育実習を取り上げます。しかし、今から紹介するのは、この学外研修が一番良かったというものです。

「私は地元和歌山の小学校で研修をしました」—先ほど紹介しましたように、本学の地域連携教育活動は、本学の近隣だけではなく、自宅の近辺でも出来るということです。「色々な出会いがありました。普通に学生生活を送っているだけでは会うことのなかった人や言葉、話があります。このような出会いをきっかけに、自分の価値観を変えてくれるものとなりました。」—A 君はこういう感想を述べております。次に、B さんは女子学生ですが、1 年間行ったそうです。このすごく長期にわたって行っていますので、本当はたくさん単位を出したいのですが、上限は 6 単位です。「これ[児童一人ひとりの個性を大切に教育について考えること]は実際に児童とかかわってみないと、なかなか出来ないことだと思います。将来、私は教師になりたいと考えており、この貴重な経験を、教育実習や今後活かしていきたいと思っています。また、これから教育実習をする人や教師を目指す人には、ぜひ学外研修に参加してほしいと思います」。次に、C 君です。これは、グリーンルーム、不登校の生徒を対象に指導するところですが、彼は、ここへ行って、先生になろうと決意したようです。実際、いま、小学校の先生になっています。「これがきっかけとなり、教師になり、社会で活躍する人を育てたいと思った」ということで、この学外研修が、職業選択の転機になったということです。それから D 君、「私が 4 年間の大学生活で誇れるのは、この活動くらいである」—研修がものすごく良かったということでしょう。そして最後に、「これから教職履修を考えている人は、絶対、学外研修を通して出来るだけ早く、多くの生の子供たちと関わってほしい。授業では教えてくれないことをたくさん教えてくれる。」—大学の授業には限界があります。最後に、E 君、これも同じようなことが書いてありまして、先生方を観察する目が非常に良いです。「現役の先生がどんな授業をしているのか、どんな教材を使っているのか、学ぶ良い機会でありまして、大学ではどうしても現場の先生方と接する機会は多くありません。そこで、生徒たち、現役の先生たちと接することの出来る学外研修の機会は、教職課程を履修する学生にとって、貴重な機会の一つになるのではないかと思います。」

以上がこのプログラムの成果としての「感想」の一部ですが、その特徴として、一つ目に、広範囲にわたって活躍できるプログラムを組んでいるということが挙げられます。それから、参加者がこのプログラムに非常に好意的であることが挙げられます。大学で学べなかったことが学べた、教師としての職業意識が高まった。先輩に勧めたい、等々。だから非常に良いことばかりみたいに関こえますが、課題もいくつかあります。

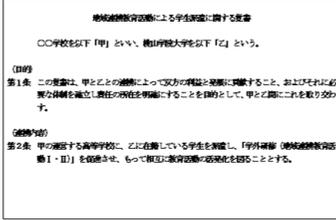
6. 今後の課題

まず、需要と供給のバランスの問題があります。校長先生自らがお出でになって、「来てください、来てください」と言ってくれるのですが、それに対して、私たちは十分に応えることができません。需要と供給が非常にアンバランスです。だから、大学側は「ごめんなさい」と言うしかありません。もちろん、教職課程を取っていない学生もこれに参加できるのですが、そうすると質の問題がありまして、履修制限を設けざるを得ませんでした。そういう裏の事情があります。私が担当していたときは、これは卒業するための「駆け込み寺」

と、ちょっと皮肉ったニックネームで呼んでおりました。4年生の学生が、卒業したいと思って、探したら良い話があるというわけです。それが履修者93名のときでした。もちろん、当たり前ですが、本当に教職課程を取って、これに参加したいという学生もいます。ところが、教職課程の科目は随意科目です。これらの開講は5時限目(16:40-18:10)に設定されることが多く、授業終了時には冬なら真っ暗です。それから小学校に行こうと思っても、小学校はもう終わっています。つまり、行きたい学生がなかなか行けないという事情があるわけです。教員免許を取るためには、たくさんの科目を取らなければなりませんので、このような問題が出てきます。

3. 学校や教育委員会との連携

→ (1) 「地域連携教育活動による学生派遣に関する覚書」を教育委員会または個別の学校と交わす。



3. 学校や教育委員会との連携

→ (3) 「事前ガイダンス」において守秘義務等の遵守事項について教育委員会が指導する。



4. 履修の方法

→ (1) 事前ガイダンス (2時間) 各自の時間割や特技、志望内容と各学校からの支援希望活動内容を照合して、各学校と学生が協議し、参加・受け入れ校を確定する。欠席した場合は、原則として履修を認めない。



4. 履修の方法

→ (1) 事前ガイダンス (2時間) 各自の時間割や特技、志望内容と各学校からの支援希望活動内容を照合して、各学校と学生が協議し、参加・受け入れ校を確定する。欠席した場合は、原則として履修を認めない。



4. 履修の方法

→ (2) 履修届の提出 教務課資格係に「履修届」を提出する。教職課程委員会で履修届が受理されると、「活動確認書」を配布する。履修制限あり (前年度までの修得単位数が、4回生は90単位以上、5回生以上は120単位以上)

(様式1) 年 月 日

教職課程委員長 宛 学外研修 (地域連携教育活動) 履修届

学業番号	氏名
履修先	
校名 (宛) 氏名	
所在地	〒 () -
電話番号	
活動予定期間	
主な活動予定内容	
活動内容 (詳しく記入の事)	

4. 履修の方法

→ (3) 学校現場での教育活動 毎回、「活動確認書」に活動時間数を記入・捺印し、受け入れ校担当者に確認印をもらう。ただし、活動時間は本学が教育委員会または個別の学校と覚書を交わした日付け以降の時間数とする。

(様式2) 学外研修 (地域連携教育活動) 活動確認書 (1/ 枚目)

学業番号		氏名	
年度	履修先	年 月 日	年 月 日
活動期間			
履修内容	活動確認書	職 氏名	
月 日	曜日	開始時間	終了時間
		時間数	確認印
		時間 分	
		時間 分	

履修方法 ～事前ガイダンスから単位認定まで～

1. 事前ガイダンス 秋学期（10月9日）

＜注意＞ 事前ガイダンスに欠席した場合は履修がみとめられません

各学校からの受け入れ希望を教育委員会が集約し、皆さんに案内します。
各自の時間割や特技、志望内容と各学校からの支援希望活動内容を確認して、
各学校と協議し、参加・受け入れ校を確定してください。

2. 履修届の提出 (提出期限：10月31日)

※4 回生以上においては前年度末までの修得単位数(随意科目を除く)が
申込学年次において以下の要件を満たしていないと履修できません。

・4 回生・・・90 単位以上 ・5 回生以上・・・120 単位以上

教務課資格係に履修届を提出してください。
教職課程委員会で履修届が受理されると、実際に活動する際に活動時間を記入してもらう
「活動確認書」をお渡しします。

3. 学校現場での教育活動（11月1日～活動開始）

活動の際には、各自でこの「活動確認書」に記入・捺印し、受け入れ校の担当者に毎回捺印して
もらってください。

「地域連携教育活動Ⅰ(2 単位)」 事前ガイダンス 2 時間
学校現場での教育活動 56 時間以上
報告会 2 時間 計 60 時間以上

「地域連携教育活動Ⅱ(4 単位)」 事前ガイダンス 2 時間
学校現場での教育活動 116 時間以上
報告会 2 時間 計 120 時間以上

＜注意＞ 年度を越えての活動は 1 年間のみ認められます。

(※詳細は募集要項裏面を参照して下さい。)

4. 報告会 春学期：7 月中旬予定 秋学期：1 月中旬予定

＜注意＞ 報告会に欠席した場合は単位がみとめられません。

(※報告会の開催日時や場所は、追って M-Port で知らせます。)

5. 単位認定申請書の提出 春学期：7 月末まで 秋学期：1 月末まで

＜注意＞ 期日を過ぎた場合は、申請の受付はできません。

「単位認定申請書」「報告書」を記入の上、「活動確認書」と共に提出してください。
提出された書類を基に教職課程委員会が審査し、教務委員会および教授会の議を経て
単位が認定されます。

6. 単位認定

阪神教協

2014 年度第 1 回課題研究会

シンポジウム：「教職課程教育における学内連携および学外連携」

2014 年 5 月 14 日（水）於大阪産業大学

東部キャンパス AMC5 階ホール

発表者

- ①2013 年度阪神教協アンケート調査の結果分析……………西口利文（大阪産業大学）
- ②連携事例報告 1：近畿大学教職課程における学内連携の構築プロセス
……………杉浦健（近畿大学）
- ③連携事例報告 2：関西学院大学教育学部における小学校との連携
—現場体験型授業を実施するための体制づくりを中心に—
……………富江英俊（関西学院大学）
- ④連携事例報告 3：桃山学院大学教職課程における地域連携教育活動（学外研修）
……………島田勝正（桃山学院大学）

質疑応答部分の記録

司会：山田全紀（大阪産業大学）

司会：

それでは、司会を交代いたしまして、質疑応答に入らせていただきます。最初は、できましたら、今日のご報告の全体、あるいは複数のご発表に共通する質問がございましたら受け付けたいと存じます。いかがでしょうか？

杉浦：

その前に、私の発表のレジユメの訂正をお願いしたいと思います。何箇所か「教職課程カリキュラム委員会」となっている箇所がありますが、資料の 2 枚目と 4 枚目ですが、これは「教員養成カリキュラム委員会」ですので、そのように訂正をお願いします。「教職課程運営委員会」の下に「教員養成カリキュラム委員会」があります。自分でもはっきりと認識しておりませんでした。すみません。

司会：

それでは、そのように訂正をお願いいたします。本日は、西口先生のアンケート結果の分析によって全体の概要を理解したうえで、杉浦先生のご発表が学内連携に関する報告、そして富江先生と島田先生が、学外連携のご報告でした。いずれに関わるご質問でも構いませんので、ご質問のある方は、ご所属とお名前をお知らせのうえ、よろしく願いいたします。

池上：

関西福祉科学大学の池上です。ご報告ありがとうございました。学外連携に関わって、

富江先生と島田先生にお伺いしたいと思います。一つずつ確認させていただきたいのですが、関西学院大学の場合は、今、ホームページを拝見しましたら、教育学部は他学部よりも、非常に学費が高いように思われます。そのためにこれだけの人員配置も可能になっているのかなと思いました。お話できる範囲で、お聞かせ願えたら幸いです。それから、島田先生のお話も、非常に興味深く聞かせていただいたのですが、最後のスライドのところ、ちょっとよく分からなかった部分がありました。4回生で教職課程を取っている学生のみがこの学外研修に参加できるということでしょうか？資料には、「4回生以上の履修制限」とあります。4年生で教職課程の科目を、教育実習と教職実践演習以外に、沢山取っているという状態なのでしょうか？その辺を確認させていただければ、ありがたいです。

司会：

それでは富江先生から、お願いします。

富江：

えーっと、ちょっと学費等については、あまり詳しくありませんが、たしかにご指摘の点を聞いたことがありまして、他学部よりも専任・非常勤、TAを含めて教員が多いということ、多少はあると思います。しかし、学費が高いので人員が潤沢であるとか、学費が高くて学生が集まらないとか、そういう点は、どうなのでしょう、私の知る限りでは、そんなことはないと思いますが。

司会：

ありがとうございます。司会者から、ついでに申し訳ありませんが、杉浦先生から、教育学部のある大学は、かえって学内連携が難しいというようなお話がありましたが、関西学院さんは、まさにその例にあたると思われそうですが、実際に教育学部と他学部との連携については、いかがですか？

富江：

これはですね、ちょっと難しい話になると思います（笑い）。冒頭で申し上げましたように、本学では、教育学部は、小学校と幼稚園の免許を主に出しております。キャンパスは、西宮聖和キャンパスです。他学部は、上ヶ原キャンパスです。そしてその教職課程は、教職教育研究センターという所で管理する形になっています。いわゆる目的学部と一般学部の二本立てということになりますが、それでその両方で、どういう風に連携しているかといいますと、色々な意見がありまして、可能な限り連携すべきだという意見もあれば、過去の経験もあって、それはなかなか難しいというのもありまして、ちょっとずつより良い形に進むべきなのでしょうが、連携するにしてもどうすればよいのか、なかなか難しいところがあります。

司会：

お答えにくいところを聞きまして、すみません。それでは、続いて島田先生、どうぞ。

島田：

私の意図が、うまく伝わっていなかったのだと思います。上級生に制限をかけている理由を申し上げましたが、「卒業駆け込み寺」に使うな、というのが、基本的な考え方です。私が委員長をしておりましたときは、需要が多いものですから、誰でもよろしい、手伝って欲しいのだから、ということでやりましたが、そうすると、6単位あれば卒業できるという学生たちが、われもわれもと押し寄せまして、来てくれるのは嬉しいのですが、そして一生懸命やってくれたら、また教職に目を向けてくれたら、それはそれでいいのですが、中にはですね、もともと卒業だけが目的の学生がおりまして、途中で行かなくなってしまうとか、そういう「質」の問題が出てくるわけです。「量」と「質」の問題ですね、「質」を高めるために「量」を制限したということです。最後に申し上げましたが、本当に行きたい学生は、夕方まで授業があって行けないという現状があるわけです。近隣にも場所を設けましたが、これを「駆け込み寺」に使うなというのが、本音です。ご理解いただけましたでしょうか？

池上：

履修制限の理由をお聞きしたかったのではなくて、4年生で、教職科目を沢山取っているから行けないのか、ということです。もし4年生で、教育実習と実践演習だけが残っているのであれば、週に1日、5限があれば良いわけですよね。他の曜日に行けるように聞こえたのですが？

島田：

それは、もちろんそういう学生もいます。本来、教職を目ざしている学生で、ほとんど単位を取ってしまっておれば、行けます。私の説明がまずかったようです。

池上：

先生が関わっている学生で、行きたいけれども行けない学生がいるということですよね。

島田：

それは下級生です。1年生、2年生は、沢山教職科目を取らなければなりません。

池上：

1年生から3年生は、しかし、履修制限がかかっているのです、これは取れないのですよね？

島田：

いや、かかっていません。履修制限は上級生だけです、履修制限は。

池上：

えっと、ちょっと分からなかったです。すごく桃山学院らしい、良いお話として聞いていたのですが、これには1年生から3年生までの学生もいけるのですか？履修制限というのは？

島田：

4年生です。

池上：

4年生は、取ってはいけないということですか？

島田：

いや、単位を取ってしまっている学生は、これを「駆け込み寺」に利用しないだろう。本来の目的で取ってくれるだろうということです。

会場から：

単位が足りない学生は取るなということですよ。

島田：

まあ、そういうことです。しかも、教職課程を取っていない学生も来ます、これは共通自由科目ですから。

池上：

まだ、ちょっとよく分からない点もありますが、1年生から3年生もこれをとれるということ、そして4年生に履修制限をかけたということですね。理解ができず、申し訳ありませんでした。

島田：

いいえ、ありがとうございました。

司会：

ありがとうございました。また、口を挟んで恐縮なのですが、これには成績はつかないのですか？成績評価はしないのですか？

島田：

単位認定だけで、SABCの評価ではないと思います。

司会：

ありがとうございます。他に、いかがでしょうか？

疋田：

大阪工業大学の疋田と申します。杉浦先生に、お尋ねします。ゼミの先生に、教育実習の訪問指導をお願いしているというお話がありましたが、ゼミの先生に、ただ行ってくださいと言っても、意味なく終わってしまうような気がします。例えば、こういった視点で実習を見てきてくださいとか、事前に、ゼミの先生に趣旨説明をするような機会を設けていらっしゃるのか、また、見てきていただいた後から、どういう風にそれを報告してもらっているのか、その点を教えていただきたいと思います。それから、もう一点、そのときの予算、要するに出張旅費ですね、それは学部予算なのか、それとも教職教養部が負担しているのか、ちょっと教えてください。

杉浦：

ゼミの先生に教育実習に行ってもらうときには、そのプロセスを申し上げますと、初めに、教員養成カリキュラム委員会で、こういう学生が実習に行きますので、学部の先生方に訪問指導をお願いするかもしれませんので、よろしく申し上げますと、学部代表の2名の先生に伝えておきます。その後で、教育実習の直前ガイダンスがあるのですけれ

ども、そのときに、もしゼミの先生に訪問をお願いしたい学生がいたら、その学生たちに、ガイダンスが終わったら、すぐにゼミの先生のところへ行って、先生、是非来てくださいとお願いして、そしてOKがとれたら、教育実習の登録カードに、承諾がとれた旨の記載をしておくようにと指導します。それを見て、われわれが、例えば、私なら農学部担当ですが、学部の先生の承諾がとれていたら、その先生のところへ書類を持っていきます。訪問用の書類とお土産を持っていきます。その書類には、教育実習では、こういう手順でお願いしますということが書いてあります。うちは、出来れば授業を見てほしいということですので、授業時間を合わせて訪問してください、もしどうしても日程が合わなければ、行っていただかなくても結構ですと、そこまで言っています。校長先生、担当の先生に挨拶して、授業を見て、時間があれば学生の指導をしてきてくださいと、そういう書類を出します。そして、ゼミの先生は訪問での出来事を、出張報告に書きますが、報告書を大学に出すと同時に教職教育部にも出してもらいます。その報告書を見て、われわれが問題を検討し、今後のことを考えます。出張旅費のことは、よく分からないのですが、おそらく、先ほども言いましたように、原則は、教職課程は学部開設ですから、学部の予算で、一般旅費として出ているはずです。以上です。

田中：

追手門学院大学の田中です。いま杉浦先生から、近畿大学の状況をお話いただきましたが、ご参考までに、私ども追手門学院大学の場合はどうしているのかということで、発言させていただきます。私は、追手門でもう30年以上になるのですが、私どもの大学では、教育実習につきましては、実習生全員の訪問指導をするという方針をずっととっております。現在も、基本的にそういう方針です。それで、これは教職課程の教員だけではとても無理なので、私どもの大学でも、まずはゼミの先生にお願いしています。幸い、ゼミの先生のほとんどは、行くのが当たり前のように協力してくれています。実習期間中も大学の授業がありますが、数年前までは北海道とか沖縄からも学生が来ていまして、そういうところにも訪問指導に行くということです。やり方としては、まず教職課程委員会、当初は教育実習運営委員会でしたが、そこで教育実習参加者の名簿を回しまして、各学部・学科から選出された委員の先生に、それぞれのゼミの先生に行っていただけるかどうかを、まず聞いてもらいます。学生の希望よりも先に、まずゼミの先生に行っていただけるかどうかを聞きまして、ゼミの先生の都合がつかないところを、私たち教職課程の教員がカバーするというかたちです。もちろん、学生の中には、田中が来るよりもゼミの先生に来てほしいという学生もいると思いますので(笑)、そういう学生には、ゼミの先生に予め頼んでおくように指導しておきまして、そのようにして訪問者を決めております。訪問指導するに当たって、どういうことをするかについては教職課程の教員には共通理解がありますが、ゼミの先生の中には、何をしたら良いのかとお尋ねになれる先生もおられますので、私たち教職課程としては、「教育実習の進め方」というプリント、A4、1枚の簡単なものですが、を作って、教職課程の教員が訪問する場合には、

こういうふうにやりますということ、すなわち、①まず校長先生などに挨拶をして、②授業を見て（われわれの場合は、大学に戻ってからの事後指導に使うためになるべくそれをビデオに撮って）、③時間があれば指導教諭を交えて気づいた点を指導する、ということを示します。でも、ゼミの先生は、なかなかそこまでは出来ません。学生が研究授業をする時間に合わせて訪問するというのが結構大変です。それで、私たちのところでは、授業は見られないが、行っていただけるなら行っていただく、出来れば授業を見ていただくというようにしています。先生方の中には、自発的にビデオを撮ってきて、後でそのコピーを私たちに下さる先生もおられます。そういうかたちで教育実習は行なっています。それから、交通費とか、場合によっては宿泊を伴って行きますけれども、それはすべて教職課程として旅費を確保して、その中から行くようにしています。これが追手門のやり方ですが、今後もこれが続けられるかどうかは、ちょっと分かりませんが、今のところこういうやり方をしているということです。

司会：

ありがとうございました。それでは、続きましてどなたか？

八木：

四天王寺大学の八木です。どうもご発表ありがとうございました。私も、6月に遠方に実習校訪問をしなければならぬのですが、それ以外に、9月に10校くらい実習校を回ります。実習先では、学生が問題を起こすことがあります。4名の先生にお聞きしたいのですが、学生が問題を起こしたときに、実習先に謝罪に行く役割を果たすのは誰かということです。学内でどなたが行って、どのように対応されているのか、もし差し支えない範囲でお話していただけるなら助かります。

司会：

それでは順番に全員よろしくをお願いします。

杉浦：

近畿大学教職教育部では、教育実習委員会がありまして、その委員長が謝りに行きます。はい、平身低頭で謝ります。（笑い）

富江：

先ほど申しましたように、教育学部を開設しましてから日が浅くて、本実習もまだ2年目、3年目あたりですので、そこまで深刻な事例はちょっとなかったというのが事実です。それで、まあ、ここで申し上げてよいのかどうか、私は、関東におりましたときには、ある単科大学にいて、誰が謝りに行くか、よく議論になりました。結局、そのときは、その私立大学の卒業生で、現職経験者でボスマみたいな方が謝りに行きましたですね。現職経験者、先方に睨みがきかせる人が行く（笑い）、これは一例です。

島田：

誰が謝りに行くか、貧乏くじを誰が引くかという問題ですが、当然だと思いますが、教職課程委員長が行きます。私が委員長のときは、いっぱい行きましたよ（笑い）。いっぱい

いという語弊がありますが、例えばですね、連休明けくらいから、ドタキャンする学生がおりまして、つまり、就職活動との関係の問題ですね、そちらに専念したいということで、予約キャンセルです。平身低頭で、謝ってまいりました。それから、駐車違反、車に乗って来るなどというのに、乗って来るのがおりまして、地域の方の通報によって発覚したわけで、これはもう、謝りに行くよりも、取り下げないとだめですかというくらいお叱りを受けました。生徒指導主任の先生からでした。私が謝りに参りますと言いましたら、いや、こちらで謹慎処分にしますということで、そのときは、ゼミの先生に、訪問のときに謝っていただきました。他にもまだあったように思いますが、ちょっと忘れられました。

西口：

私は現在の大阪産業大学に赴任して2年が過ぎとところですので、山田先生、谷田先生、間違っていたら補足していただけたらと思います。教育実習に関しましては、この2年間、きわめて深刻な、すぐに謝りに行かなければならないというような事例は無かったように思いますが、原則として、実習校には教職課程の教員が訪問して、トラブル等にも対応しています。しかし、新しく出来ましたスポーツ健康学科というところでは、実習生が非常に多いものですから、学科の先生が必ず一度は訪問するようにしています。そこで実習中の苦情なども、訪問した教員が受けているというのが現状です。また、介護等体験に関しましては、昨年、現場で色々と、遅刻であるとか、忘れ物であるとか、ありましたが、それに対しましては、教務課の教職課程担当の方が、現場との連絡など、連携をしていただきながら、お詫びもしていただきましたが、その後、学内で、その対応につきまして協議をしました。そして学生に対して厳しく指導をしました。この2年間はそうでしたが、それ以前につきまして補足があれば、よろしくお願ひします。

司会：

補足といたしますか、確認ですが、杉浦先生がおっしゃったように、確かに免許は学部の申請ですが、しかし、それならわれわれも分属したらいいかということ、そうはいかない訳ですね。どこにも分属しきれないところとして、実習に責任を負うところが、われわれ大阪産業大学の場合は、教養部に所属する教職課程です。つまり、学部の免許であるけれども、そこに吸収しきれないものがあるということを認めておかないと、教職課程の存在意義もなくなります。われわれはそれを確認しておかなければならないと思います。それがまた、具体的に言いますと、交通費はどこで出しているのかという問題でもあります。学部の免許だから、学部の予算で行けばいいというわけにもいかないでしょう。それがまた、誰が責任をもって謝りに行くのかという問題でもあります。議論を聞いておりまして、連携の問題が、具体的に浮かび上がってきたように思いまして、司会者ですが、差し出がましく意見を述べました。

さて、今回のテーマを設定いたしまして、議論がどのように展開するのか、全く手探りの状態だったのですが、おかげさまで輪郭が見えたようにも思います。まだご意見を

いただきたいのですが、時間に限りがございますので、課題研究会での質疑応答は、残念ですが、このへんで打ち切らせていただきます。この後、まだ情報交換会もございますので、そちらで引き続き意見交換をしていただけたら、幸いです。本日は、長時間にわたり、ご参加くださりまして、ありがとうございました。(拍手)

大阪府における教員採用の現状について

大阪府教育委員会事務局教職員室教職員人事課 後藤 克己

はじめに

大阪の教育の向上には教員の力によるところが大きく、とりわけ大量採用期において優秀な教員確保は今日的な課題となっています。皆様方には、教育を支える最も大切な教員の養成に日々ご尽力され、大阪の教育行政の推進に多大なご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、大阪府教育委員会における優秀な教員確保に向けた取り組みについて、今年度実施の教員採用選考テスト、教員チャレンジテスト、大阪教志セミナーの結果や現状等について紹介します。

1. 平成27年度教員採用選考テストについて

(1) 結果概要

今年度の教員採用選考テストの実施状況について、志願者数は11,446名で昨年度と比較して139名と微増。また、受験者数は8,877名で最終合格者は2,066名、倍率は4.3倍でした。

次に、主な校種の倍率について昨年度と比較すると、小学校は0.3ポイント増の3.2倍。中学校・中学部は0.6ポイント増の4.8倍。高校・高等部は0.4ポイント減の4.8倍でした。

今年度の教員採用選考テストは、平成24年4月の豊能地区3市2町（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）への教職員の人事権移譲に伴い、当該人事協議会が単独で採用選考を実施し、府教委としては地方分権を推進するという立場から喜ばしい一方、志願者数が豊能地区3市2町の規模以上の減少や受験倍率の低下を危惧するところでしたが、結果的には、小学校・中学校ともに志願者数は微減にとどまるとともに、採用予定者数の関係から逆に受験倍率は高くなりました。

また、校種別、教科別でみると、一番倍率が高かった校種教科は、中学校・中学部の保健体育で13.5倍、一番倍率が低かった校種教科は中学校・中学部の技術で1.8倍でした。

志願者数が少ない或いは低倍率の校種教科等については、大学等推薦や大阪教志セミナー修了者対象の選考区分を創設するなどの選考方法の工夫を行っています。

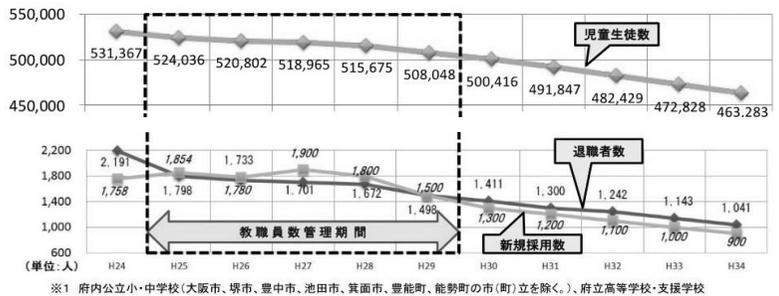
	志願者数	第1次選考			第2次選考			合格判定率 C/(B+A)	倍率	
		受験者数A	合格者数	合格率	1次免除 受験者B	受験者数	合格者数C			合格率
小学校	3,018	1,810	990	54.7%	547	1,434	731	51.0%	31.0	3.2
小中いきいき連携	143	87	59	67.8%	26	75	34	45.3%	30.1	3.3
中学校・ 特別支援学校中学部	3,322	2,278	776	34.1%	332	1,059	547	51.7%	21.0	4.8
高等学校・ 特別支援学校高等部	3,909	2,667	878	32.9%	341	1,173	629	53.6%	20.9	4.8
特別支援学校 (幼稚園・小学部共通、 小学部)	283	160	101	63.1%	71	156	73	46.8%	31.6	3.2
養護教諭	579	394	58	14.7%	29	85	34	40.0%	8.0	12.4
栄養教諭	184	123	20	16.3%	5	23	15	65.2%	11.7	8.5
自立活動教諭(肢体不自由教育)	3	1	1	100.0%	2	3	2	66.7%	66.7	1.5
視覚支援学校教諭(理療)	5	4	4	100.0%	0	1	1	100.0%	25.0	4.0
合 計	11,446	7,524	2,887	38.4%	1,353	4,009	2,066	51.5%	23.3	4.3

(2) 今後の採用予定数について

今後の採用予定数の動向は、下表「教職員数管理目標（平成25年3月公表）」に平成29年度までの目標数、平成34年度までの動向を示しています。小・中学校では、既に児童生徒数の減少が

始まっており、今後は高校においても生徒数が減少していきます。

新規採用数は、国の定数改善や退職者数などの変動要素はあるものの、児童生徒数の減少に伴って減少傾向です。各年度の採用予定数は、将来の年齢構成も踏まえながら計画的に設定し、できるだけ緩やかな減としています。



※1 府内公立小・中学校(大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町の市(町)立を除く)、府立高等学校・支援学校

(「教職員管理目標」から抜粋)

(3) 優秀な人材確保に向けた選考方法について

日々成長過程の子どもたちと向き合う教員には、専門性や授業力はもちろん人間的な魅力のある方を採用したいと考えています。例えば、学校現場では法令、学習指導要領や学校内のルールだけでは対処しきれないことが沢山あるため、いかに知恵を絞り、根気強く主体的に日々の教育課題に取り組んでいけるかが重要です。採用選考において、受験者の人柄や教員としての資質・能力の把握を深められるように、昨年度の2次選考・面接テストから模擬授業と個人面接を続けて行うとともに面接時間を延ばすなどの工夫改善を行い、人物重視の選考に努めています。

2. 教員チャレンジテストについて

本年12月に教員チャレンジテストを実施しますが、当該テストのねらいは、教職の履修の有無や教員免許の取得の有無に関わらず、学生や社会人の方などに、広く教職に関心を持つきっかけ作りと考えています。例えば、理工系の学生は3年生、4年生になると実験や実習が中心となり、教職課程を履修する時間がとれず教員という職業が目標から外れてしまう。また、教員を志望する学生でも学校ボランティアやインターンシップ等、実践力を高める活動を広げるほど、採用選考テストに係る準備の時間が少なくなる、更に社会人や講師は日中仕事をしているため同様に時間がない、といったことを踏まえ、採用選考テストとは別に、教職教養や教育関連の法令など、教員として必要な知識を問うテストを実施し、同時に一定の成績以上の場合には教員採用選考テストでその部分を免除し、計画的な教員採用選考テストへの支援につなげたいと考えています。

昨年10月に当該テストの実施を公表したところ、事実上の採用選考テストの前倒しではないか、また、学生がクリアすることになると大学での勉強にマイナスの影響が出るのではないかなど意見もありましたが、先述のとおり、仮に大学2年生がクリアした場合は、より教職への志願を固め、大学の勉学やボランティアなど一層専門性や実践力をつける、そのような意欲を高めることにつながり、また、クリアできなかった場合でも、不得意分野の確認など今後の自己研鑽につなげるきっかけになるものと考えています。

なお、応募状況は約4,300名の申し込みがあり、12月13日に試験を実施し、1月中旬に結果を通知する予定としています。

3. 大阪教志セミナーについて

大阪教志セミナーは教職をめざす情熱を持った学生などを対象に、講義やグループワーク、学校現場での実習活動を通じて、教員の大切さと教育に関わる充実感を実感してもらい、教員として求められる資質や基礎的な指導力を育むために、平成 20 年度から実施している事業です。

当該セミナーの実施の背景や理由には、近年の大量退職に伴う大量採用があります。採用選考の合格者数は、平成 17 年度以降毎年 2,000 名を超えています。このような中、受験者数や教職経験者の状況を踏まえ、当該セミナーでの講義や実地実習を通じて、受講生が基礎的な指導力などを修得し、大阪の教員としての熱意、即戦力のある受験者の確保につなげるために実施しています。

なお、平成 24 年度までは土曜日に実施していましたが、大学の授業と重なるなどの影響を踏まえ、昨年度から実施日を日曜日に変更しました。

おわりに

大阪の教育の向上には教員の力が重要であり、府教委としては、教員養成にご熱心に取り組んでおられる皆様方と更に連携を深めながら、優秀な学生が学校現場で活躍していただきたいと考えていますので、今後とも、採用選考をはじめ教育行政の推進にご理解・ご協力をお願いします。

【研究報告】

「公立学校教員採用選考試験について」 —大学推薦等—

近畿大学 田中保和

平成 26 年度第 2 回課題研究会、第Ⅱ部「教員養成と教員採用の現状と今後の課題」での話題提供内容をもとに、「公立学校教員採用選考試験」について、現役生（大学卒業見込み者）対象の特別選考、特に「大学推薦」及び「教志セミナー」の受講者等の本学生の選考結果を踏まえた分析及び課題について報告することにより、今後の指導の改善に繋げたい。

1. 教員採用選考試験の形態

＜現役生（大学卒業見込み者）対象の選考＞

(1) 一般選考

一般選考は、多くの自治体が一次選考と二次選考に分けて実施し、特に一次選考では一般教養・教職教養の筆答試験と 5～6 人の集団面接を行うのが一般的である。昨年度までは大阪府も同様であったが、平成 27 年度採用選考から一般教養をなくし、教職教養のみとなった。

二次選考については一次選考合格者を対象とし、専門教科とともに音楽など芸術科目や体育、英語、小学校などで実技試験を実施し、さらに個人面接と模擬授業あるいは模擬授業にかわる場面指導を行う自治体もある。

- ・一次選考（一般・教職教養試験、集団面接等）
大阪府は平成 27 年度採用から教職教養のみ
- ・二次選考（一次選考合格者対象）
（専門教科、実技試験、個人面接、模擬授業、場面指導等）

(2) 特別選考

① 大学推薦

特別選考については、今回、大学推薦を重点的に報告する。推薦は各自治体からそれぞれ校種教科人数等を指定して、各大学に依頼がある。各自治体が特に依頼してくる校種・教科は、志願者が少ない校種・教科であり、一次試験免除が一般的になっている。

- ・各自治体が校種・教科・人数等を指定して各大学に依頼
- ・一次試験免除が一般的

② 教志セミナー修了者（大阪府）

教志セミナー修了者対象の特別選考であるが、大阪府では前年 5 月に教志セミナーの面接試験あり、合格者は次年度の一次試験免除となる。ただし、この受講者選考に合格して所定の課程を修了した者となっている。この所定の課程というのが、全メニューを欠席なしに修了した者ということで、これが特に初年度の場合、各大学の必修の授業をキャンセルしてこちらに出るということもあり、大学の授業に影響があることが指摘されていた。結果皆勤参加すると一次試験免除

というかたちになっている。

- ・前年5月の教師セミナー受講者選考に合格し、所定の課程を修了した者
- ・一次試験免除

2 大学推薦について

(1) 大阪府の例

推薦は教職課程を設置する大学に依頼があり、一般的に、推薦選考は一次試験免除になっているが、堺市については推薦を含め全志願者が一次選考、二次選考と2回とも受験するので、一次免除ではなく、一次の中の筆答試験だけが免除になっている。

推薦を依頼する大学については、推薦対象の校種教科教諭一種普通免許状取得のための課程認定を受けている大学となっている。近畿大学には小学校課程は無いため、小学校の推薦は来ないが、大阪府が推薦を実施している校種は小学校、小中いきいき連携、中学校、高等学校、特別支援学校の中等部・高等部を含め、教科は数学・理科・技術、工業・機械・電気・工業化学となっており、最近は国語や英語・家庭も入ってきている。

推薦人数については、基本的には各教科・科目1名そして加算人数、これは対象となる大学に別途通知される。自治体によれば全教科合計で4名というところもある。そして留意事項として、推薦書で審査、合否結果を6月上旬に通知となり、他の選考区分を重ねて申し込むことはできないのに、この一行を見逃がして失敗したケースが本学であった。重願禁止を知らずに一般選考に出願し、学内推薦を受け付けられなかった。推薦の書類審査で不合格の場合でも、一般出願していなければ一般選考にまわられたのに。本学では、大阪府については一次選考の審査でこれまで全員合格している。ただ他府県の自治体になると、一次の書類選考で約半分不合格になる。なかなか簡単ではなく、大阪府内の大学で大阪府出身者が何故、京都など他府県に推薦で受験するのかが、問われていると考えている。

① 推薦の対象となる校種・教科等

- ・小学校
- ・小中いきいき連携
- ・中学校・中学部（国語・数学・理科・技術・家庭）
- ・高等学校・高等部（国語・数学・理科〔物理・化学・生物・地学〕・工業〔機械・電気・工業化学〕）
- ・特別支援学校

② 推薦を依頼する大学

- ・推薦対象の校種教科の教諭一種普通免許状取得のための課程認定を受けている大学

③ 推薦人数

- ・基本人数：各教科・科目 各1名
- ・加算人数：対象となる大学に別途通知

④ 留意事項

- ・推薦書で審査、結果を6月上旬に通知

- ・他の選考区分を重ねて申し込むことはできない
- ・審査で不合格の場合は同一校種教科の一般選考に希望できる

⑤ 推薦手続き期間

- ・平成 26 年 4 月 4 日～5 月 7 日（大阪府）

(2) 近畿大学の例（推薦校種・教科・人数・可否の推移（3年間））

① 平成 25 年度採用 16 名中 8 名合格（現役生合格者総数 71 名）

平成 25 年度採用については、大学推薦 16 名中 8 名の合格と、本学の現役生合格者総数 71 名の 1 割強が大学推薦で合格している。大阪府でも 6 名中 3 名合格で、合格率が 50%となっている。特に中学校で数学、高等学校では数学・国語で合格しているが、倍率がひくい技術で不合格は面接等が悪かったか反省すべき点と考えている。大阪府は 3 名中 1 名、京都府は 5 名中 3 名、京都市は 2 名中 1 名であった。

<大阪府>6 名中 3 名合格（注：数字は推薦人数、（ ）内の数字は応募者数）

- ・中学校：数学 1（1）、理科 1（1）、技術 1（1）
- ・高等学校：国語 1（1）、数学 1（1）、理科 1（1）

<大阪市>3 名中 1 名合格

- ・中学校：数学 2（1）、理科 2（2）、技術 2

<京都府>5 名中 3 名合格

- ・中学校：数学 2（2）、理科 2（1）
- ・高等学校：数学 2、理科 2（2）

<京都市>2 名中 1 名合格

- ・中学校：数学、理科（2）、技術合わせて 3 名以内

② 平成 26 年度採用 23 名中 12 名合格（現役生合格者総数 71 名）

平成 26 年 3 月に卒業した学生の合格状況は現役合格者数が 71 名、既卒合格者数が 155 名。大阪府教育委員会の後藤氏の報告にも示されたように、大阪府は他府県に比べて既卒者の合格率が高いとのことであるが、本学の現役合格率は、大阪府の現役合格率よりも高い結果となっている。下記<資料 1>に示すように、本学では理工学部で数学、理科の現役合格者数が多く、数学が 10～20 名、理科でも 10～20 名、農学部でも理科で合格しており、中学校の数学・理科で現役合格者数の半数程度を占める状況にある。過年度生の合格者数は現役生の約 2 倍で、総数は現役生数の約 3 倍になっている。これは公立学校だけで、現役生は私立を含めると 155 名が教壇に立っており、教員採用試験受験者数が 200 名余なので、最終的に約 7 割が教職に就いている。

平成 26 年度採用での大学推薦の結果は 23 名中 12 名の合格で、大阪府は 8 名中 6 名と、特に理科で 3 名、加算分合格者を増やした。ただ、高校の合格が難しいことについては、専門教科、特に二次の学科試験でなかなか結果を出せない状況になっている。次に、大阪市、堺市の結果を示している。他府県では京都府で 1 人、京都市で 1 人合格、神戸市、愛知県では合格していないように、大阪から離れると大学推薦はあまり効果がないか、簡単に合格できない状況である。

<大阪府>8 名中 6 名合格

- ・中学校：国語 1 (1)、数学 1 (1)、理科 3 (3)、技術 1
- ・高等学校：国語 1 (1)、数学 1 (1)、理科 1 (1)、機械 1、電気 1

<大阪市>4名中2名合格

- ・中学校：数学 2 (2)、理科 2 (2)、技術 2

<堺市>2名中2名合格

- ・中学校：数学 4 (1)、理科 4 (1)

<京都府>3名中1名合格

- ・中学校：数学 2 (2)、理科 2
- ・高等学校：数学 2 (1)、理科 2

<京都市>2名中1名合格

- ・中学校：数学、理科 (2)、技術併せて3名以内

<神戸市>3名中0名合格

- ・中学校：数学 2、理科 2、技術 2
- ・高等学校：数学 2 (1)、理科 2 (2)

<愛知県>1名中0名

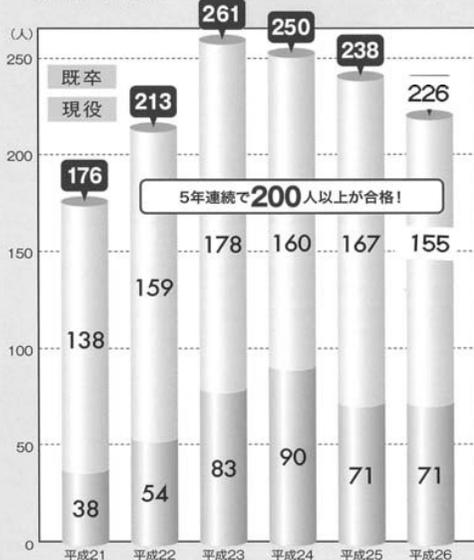
- ・中学校：数学 1 (1)、理科 1、技術 1

<資料 1：近畿大学が総力をあげて「先生を養成します」リーフレット（2014年版）より抜粋>

公立学校教員採用試験

平成26年度合格者226人
(現役合格者71名・既卒合格者155人)

■公立学校 教員採用試験 合格実績 (平成21～26年度)



※上記データは、全国61(都道府県47・政令指定都市14)の教育委員会に、本学出身者についてのアンケート調査を行った結果をもとに、本学にて補足調査のうえ、まとめたものです。
※合格者数は延べ数です。

■現役合格者 内訳

本学調査確認者数(平成26年4月現在)

卒業学部	区分	科目	23年度	24年度	25年度	26年度
法学部	小学校	—	2	10	—	2
	中学校	英語	—	2	1	1
		社会	—	2	2	—
	高校	国語	1	—	—	—
	特別支援	社会	1	—	—	—
経済学部	小学校	—	1	6	—	—
	中学校	英語	—	1	4	—
		社会	—	1	1	—
特別支援	英語	1	—	—	—	
経営学部	小学校	—	1	—	—	1
	中学校	社会	1	1	—	—
		商業	—	1	—	1
理工学部	小学校	—	4	3	—	—
	中学校	数学	16	22	12	25
		理科	19	13	20	11
		技術	—	—	2	1
	高校	工業	1	—	2	—
		数学	4	—	1	2
		理科	2	3	1	—
中中共通	数学	—	—	—	1	
理科	—	—	—	1		
文芸学部	小学校	—	2	6	—	1
	中学校	国語	12	1	5	4
		英語	4	3	6	3
		美術	—	1	—	1
	社会	3	—	—	3	
高校	国語	1	—	1	1	
小中共通	地歴	—	—	1	—	
総合社会学部	小学校	—	—	—	2	
農学部	小学校	—	—	1	1	
	中学校	栄養	—	—	—	1
		理科	6	7	3	4
高校	農業	1	—	—	—	
理科	—	—	—	2		
工学部	中学校	技術	—	—	—	1
薬学部	中学校	理科	—	1	1	—
	中学校	数学	—	3	2	—
生物理工学部	高校	理科	—	—	—	1
	中学校	数学	2	—	—	—
総合理工学研究科	中学校	理科	—	1	1	—
	中学校	国語	1	—	—	—
文芸学研究科	中学校	国語	1	—	—	—
農学研究科	高校	理科	1	—	—	—
合計			83	90	71	71

③ 平成 27 年度採用 25 名中 10 名合格 (現役生合格者総数 80 名)

今年度は半数に至らず、25 名中 10 名の合格と低い結果となった。大阪府は 9 名中 5 名で、高校が 2 人とも不合格という結果であり、二次の専門教科に課題がみられる。大阪市も半分、堺市も半分という状況で、京都府、京都市、神戸市合わせてやっと 1 名の合格にとどまった。大阪府を離れると苦戦し、特に京都府、京都市の大学推薦を応募した学生に、何故京都にという志望動機が伝えきれず、他府県の大学推薦は苦戦であった。

<大阪府>9 名中 5 名合格

- ・中学校：国語 2 (1)、数学 3 (3)、理科 3 (3)、技術 1
- ・高等学校：国語 1、数学 1 (1)、理科 1 (1)、機械 1、電気 1

<大阪市>2 名中 1 名合格

- ・中学校：数学 2 (1)、理科 2 (1)、技術 2

<堺市>6 名中 3 名合格

- ・中学校：国語 1 (1)、数学 3 (2)、理科 3 (3)、技術 1

<京都府>1 名中 0 名合格

- ・中学校：数学 2、理科 2
- ・高等学校：数学 2、理科 2 (1)

<京都市>2 名中 0 名合格

- ・中学校：数学 (1)、理科 (1)、技術合わせて 3 名以内

<神戸市>3 名中 1 名合格

- ・中学校：数学 2 (1)、理科 2 (2)、技術 2
- ・高等学校：数学 2、理科 2

<横浜市>1 名中 0 名

- ・中学校：数学 2、理科 2 (1)、英語 1
- ・高等学校：数学 2、理科 2、英語 1

④ 3 年間推移・合計 64 名中 30 名合格

大阪府は安定していて半数以上の合格で、大阪市と堺市も同じような状況にある。やはり他府県になるほど合格率が低く、3 年間全体で 64 名中 30 名と半数も合格していないのが課題である。

<大阪府>	3/6	→	6/8	→	5/9	(計)	14/23
<大阪市>	1/3	→	2/4	→	1/2	(計)	4/9
<堺市>	0	→	2/2	→	3/6	(計)	5/8
<京都府>	3/5	→	1/3	→	0/1	(計)	4/9
<京都市>	1/2	→	1/2	→	0/2	(計)	2/6
<神戸市>			0/3	→	1/4	(計)	1/7
<愛知・横浜>			0/1	→	0/1	(計)	0/2

⑤ 3 年間校種別・教科別

中学校が 46 名中 25 名の合格に比べ、高校が 18 名中 5 名と専門教科に課題がある。数学は半数以上合格だが、理科が 32 名中 10 名の合格と低いのは、今年の 13 名中 1 名が大きく影響して

いる。国語は 5 名受けて全員合格と、推薦者数が少ない分、力のある学生が受験しているのか、逆に理科の場合は枠が増えすぎて、合格できる学生の層が薄くなっている結果なのか分析する必要がある。

・ 中学校	25/46	高等学校	5/18
・ 数学	15/26	(4/6 → 4/10 → 7/10)	
・ 理科	10/32	(3/8 → 6/11 → 1/13)	
・ 国語	5/5	(1/1 → 2/2 → 2/2)	
・ 技術	0/1	(0/1 → 0 → 0/1)	

(3) 分析・課題

以上、これまでの教員採用選考結果から分析すると、「教職ナビ生」つまり教職課程、教員を目指す学生の自主的なサークル「教職ナビ」（下記<資料2>）に所属している学生につきましては、教員採用選考の合格率は約 50%である。それに比べて大学推薦が 47%ということは、推薦なのに高い数字とはいえない。大学推薦者は指定校推薦入試のように安心して、教養試験免除で油断があり勉強不足になっているのではないかと考えられる。本学の「教職ナビ」に入っている学生と、それ以外の学生の合格率を比較すると、今年度の合格者数 80 名中 64 名が「教職ナビ生」でありが、この数は 100 名強の受験者の延べ合格者数であるため、実人数は 53 名で、合格率は概ね 50%であった。また「ナビ生」以外の受験生も約 100 名だったが、16 名しか合格していないことから、やはり「教職ナビ」に入ってしっかり指導されることが合格率向上に繋がっていることが示されている。

また、複数自治体の併願については、大阪では一般教養を課さないものの、一般教養をしっかり身につけておかないと教職に就いてから困るということもあり、他の自治体、関西と試験日が違う自治体、中部地方、愛知あるいは関東でいうと東京、神奈川、千葉といった自治体との併願を指導している。大学推薦者には一次選考免除なので、近畿他府県の一般選考も受験できるため、併願も考えるように指導している。大学推薦は大学入試の指定校推薦とは異なり、必ず合格できるわけではなく、一本に絞ることなく、また、いろんな経験を積むという観点からも、複数受験を指導している。もう一点、これは特に面接選考での面接官との相性があり、人によっては、元気いっぱいでも声の大きすぎる学生が、危ない人物と思われ不合格になるケースがあり、元気出すぎても良くないと指導をしているが、うまくいかないこともある。実際にある自治体の例で、別の複数の県で合格している優秀な学生が何故不合格なのかと疑うケースがある。それはその時たまたま運が悪いのかもしれないが、運が悪いでは済まされないので、我々としては複数受験を指導してきている。さらに、本命の自治体の場慣れという意味合いもあり、このような指導をしている。

- ・「**教職ナビ生**」の**教員採用選考合格率 50%**に比べて大学推薦の合格率は高くない（47%）。
- ・「教職ナビ生」以外の合格率はナビ生の 1/3～1/4
- ・高等学校の合格率は中学校に比べて低い、専門力に課題があると考ええる。
- ・大阪以外の他府県の推薦の合格は困難。

- ・大学推薦の教養試験免除で安心して、油断があり勉強不足になっているのか。
- ・教養試験も勉強するように、他の自治体の一般選考も併願するように指導しているが。
- ・推薦枠が大きくなり（特に理科）、また、教志セミナー修了者も一次免除のため、推薦応募学生の層が薄くなったのか。（今年度は理科の合格者が 1/13 と低下）
- ・国語は推薦枠が少ないこともあり、5/5 で全員合格
- ・経年変化では、数学、理科、技術から、国語、英語が入ってきている。

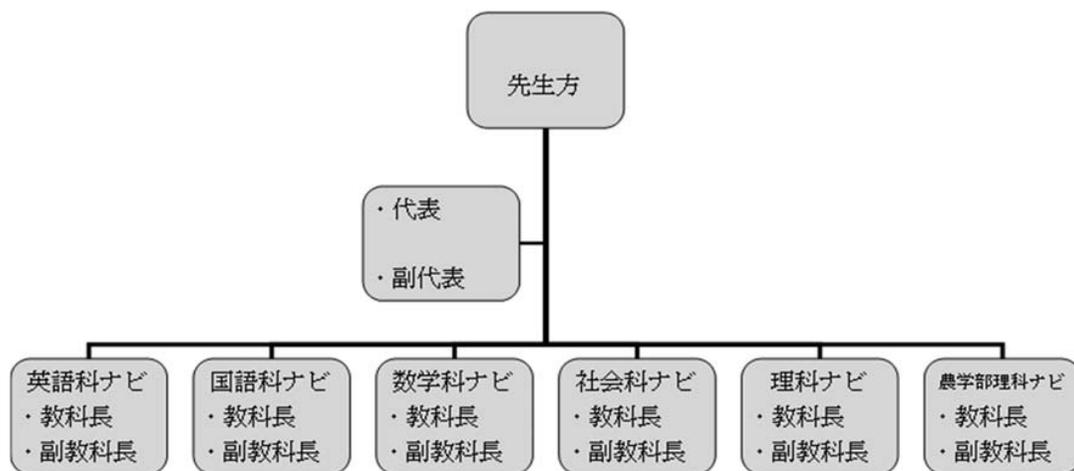
<資料2：「教職ナビ案内」近畿大学 教職ナビ作成より抜粋>

教職ナビとは

「教師になりたい！！」

- ・そんな熱い想いを抱いた学生たちの自主的サークル
(各学年約 100 名程度、4 学年で約 400 名参加)
- ・教職ナビは、免許教科ごとに設置
(国語・数学・英語・理科・社会・小学校グループ)
- ・学部を超えた仲間たちの集まり
- ・目標：教員採用試験合格（現役合格生の約 8 割が教職ナビ生）
- ・自分自身の成長や第一線で活躍できる教師を目指す
- ・日々授業で使えるネタを考えたり、思い思いの模擬授業の練習
- ・教員採用試験さながらの面接練習や集団討論などを行い、切磋琢磨しながら互いを高めあっている。

<教職ナビの仕組み>



以上のような構造で、教職ナビが構成されています。

※また、文芸学部では美術の免許を取得できるコースがありますが、そういった方は国語科ナビまたは英語科ナビに所属し、活動することができます。

※小学校教員を希望する人は、自分が近畿大学で取得する科目ナビに入ります。そして各教科ナビとは別に小学校グループがあり、そこでは小学校教員を志望する人が集まって活動します。(2015年度からは小学校ナビに改編)

3. 教志セミナーについて

平成 26 年度教員採用選考試験から、大阪教志セミナー修了者の一次試験免除の特別選考が導入された。今年が教志セミナーが実施され 7 年目であり、この 2 年間で一次免除になり、平成 26 年度教員採用試験から一次試験免除の特別選考が導入された。その結果状況について報告する。

(1) 近畿大学の例 <「教職ナビ生」の受験状況>

「教職ナビ生」以外にプラス 2～3 名の大阪教志セミナー受講生がいるが、はっきり動向がつかめて追跡できる「教職ナビ生」の状況について報告する。

① 平成 26 年度採用試験 10 名中 7 名合格

一次免除 1 年目、本学の合格率は 7 割で、「大阪教志セミナー受講生」全体と同じであった。

- ・中学校：社会 1/1、数学 4/5、理科 1/2
- ・高等学校：数学 1/2

② 平成 27 年度採用試験 8 名全員合格

全員合格、特に高校は 4 名の合格者を出した。

- ・小学校：1/1
- ・中学校：社会 1/1、数学 2/2
- ・高等学校：公民 1/1、数学 2/2、農業 1/1

③ 平成 28 年度受験予定数 9 名

現在 3 年生のセミナー受講生（「教職ナビ生」のみ）

- ・数学 (6)、理科 (2)、地歴 (1)

(2) 分析・課題

実地実習に行かせていただくことによって学校現場を体験することで教職を目指すモチベーションが高まり、資質の向上につながっている。その結果、採用試験合格率が高い。特に今年はい全員合格であった。ただ、セミナーを 1 回欠席すると一次免除の権利がなくなることから、大学の授業より優先するとの懸念が見られ、2 年目からは主に日曜日になって授業との重複をできるだけ避けるように改善された。

- ・実地実習等、学校現場体験で、教職へのモチベーション高揚、教員の資質向上に繋がる。
- ・採用試験合格率が極めて高い。
- ・セミナーを 1 回欠席すると一次免除の権利がなくなり、大学の授業より優先するとの懸念。
- ・2 年目からは主に日曜日に行くことで改善。

4. チャレンジテストについて

今年度から導入された大阪府のチャレンジテストについては、12 月 13 日に実施され、75%以上の正答率であれば、次年度採用試験で一次試験での筆答（教職教養）試験が免除される。

10 月の発表時、私自身「あまり受験者は居ないだろう」と思い、2 年生で受けても 3 年生で受けても合格できないだろう、まだあまり準備できていないのでという思いであった。

本学の説明会での関心は高く、3年生中心ではあるが2年生以下も含め約200名の参加があり、出願者は今年度不合格の4年生も含め多数が予想された。

「教職ナビ生」だけの集計ではあるが、2～4年生の出願者数67名中合格者数15名と、多くの合格者数とはいえないが、3年生で12名の合格者が出たのは、今後に関わる結果だと考えている。

5. 最後に

平成26年度第2回課題研究会、「教員養成と教員採用の現状と今後の課題」での話題提供後の質疑応答や、その後の情報交換会の中で、本学での合格者数の把握の仕方や学内推薦の方法、複数自治体との併願対策、「教職ナビ生」の指導など、近畿大学の取り組みについて、多くの関心が向けられ、質問が相次ぎ充実した意見交換を行うことができた。

今後とも、このような交流の機会を通じ、各大学での実践事例を参考にすることで、各大学における教職課程の更なる改善・充実に繋がれば幸いだと考えている。

学校インターンシップ等の実施状況 —全私教協 2011 年調査にみる全国動向—

摂南大学 朝日 素明

みなさんこんにちは。摂南大学の朝日と申します。よろしくお願ひいたします。私からは学校インターンシップ等の実施状況ということで、今、全私教協の専門委員で学校インターンシップ等検討委員会の委員をしておりますのでこういった課題をいただいたということです。その全私教協の専門委員会が主体となって加盟大学を対象にアンケート調査をこれまで2度にわたって行っていまして、2005年度と2011年度の2度にわたって調査をしているのですが、今回のご報告は比較的最近の動向ということで2011年の調査の結果から何点かご紹介させていただこうということです。皆様のお手元の資料なのですが、お手元には参照する表などが5ページほどにわたって綴じられていますけれども、スクリーンのほうはそれに対する簡単なコメントを表示させていただきます。基本的にはスクリーンの表示についてお話するというふうなことで進めさせていただきたいと思ひます。お聞き苦しいかもしれませんがどうぞお許してください。

まず報告の目的としては今も申しましたけれど、アンケート調査の結果から全国的な動向を明らかにするという事です。特に今回の報告の中では前半部分で実施状況を概観し、後半のほうでは大学による単位認定を軸に分析をして、その取り組み状況を検討するという事にしたいと思ひます。なお今回ご報告する内容については、すでに全私教協の報告書とそれから本学の教職教室年報にいずれも論文が掲載されていますので、それらの内容と大方重複するものになっております。どうぞ興味関心がおありでしたら、そちらのほうもご覧いただければと思ひます。

まず、2011年度調査では、各大学で行われている現場体験活動をインターンシップとボランティアにおよそ区別しながら調査を行っております。その結果については、大学として計画的・組織的に実施している「計画的組織的実施群」というものと、大学として計画的・組織的には実施していないが教員やゼミ単位で実施している状況を把握しているというふうな「教員・ゼミ単位実施群」、さらには大学として計画的には実施していないし学生の状況も把握していない「非実施・把握群」、そして「その他」というふうに、各大学でどのように学校現場体験活動に取り組んでいるかというその回答から取り組み状況を区分して分析しております。お手元の資料の表1ですが、このアンケートの回収率はこのようになっておりまして、全国で73%を超える回答を得ました。先生方、あるいは事務の方々にお骨おりにいただき、回答いただいたことに感謝申し上げます。1ページの下から2ページにかけて表2と表3が出ているのですが、この2つの表が示しているのは、学校現場体験活動が定着していく過程で、その体験活動をインターンシップとして目的や意義を明確にしたうえで活動に介入する大学が少なからず現れてきたということでありまして。結果として2011年には学校現場体験活動をインターンシップとして導入する大学と導入しない大

学というふう大きく2つに分かれるというような結果になってまいりました。それは表3を見ていただければ、「非実施・把握」という欄のパーセンテージが非常に高いということになっておりまして、明らかに2つに分かれている傾向が出てきています。

次に表の5・6ですけれども、こちらについては学生がその活動をするのにかかる費用を負担しているのか、あるいは学生が負担していないとしたらどこかでそれを支弁してくれているのかといったような状況を集計しています。結果的にみますと、いわば受益者負担の原則が学校現場体験活動にも影響を与えるようになってきているというふうにみられるのではないかと思います。具体的には教育委員会あるいは大学等から支弁されるものが縮小され、学生の自己負担が増大してきたということがこの表から読み取れるわけです。そして表4ですけれども、大学が単位認定をするというかたちで彼らに積極的に関与し、組織性・計画性あるいは指導性を強化した体験活動を実施するようになってきたということも指摘できようかと思います。表4をご覧くださいますと、単位を認定する大学の率が非常に高くなっております。

続いて表の7・8に移らせていただきます。自治体・教育委員会等との協定の締結状況はどのようになっているかということです。2005年度に調査をした時にはかなり先進的な取り組みをしている大学のみ協定を結ぶという傾向があったのですが、かつて先進的な水準の取り組み内容であったその協定締結ということが現在では多くの大学で現場体験活動をするときに協定を結ぶようになってきたということが指摘できます。協定を結ぶ大学の数、それから一大学あたり締結する協定の数がかつてと比べて増加してきております。

続きまして表の9・10です。現場体験活動に係る諸業務の担当部署と担当教員数についてです。まず表9は、担当部署を記入してもらっている大学の数を数え上げたという表です。表9によりますと、派遣先の仲介・斡旋から事業全般に関わる事項の検討協議まで8つの業務内容に関して、それぞれ大学においてどういった部署がそれを担当しているのかということを入ってもらったものを数えたところ、かなり多くの大学で部署の記入があったということが言えます。つまり、諸業務の担当部署を明確化し責任をもって現場体験活動を実行する体制づくりがかなり広まってきたということがいえるのかと思います。特に業務内容のみをみますと、指導と評価に関わる部署を明確にして、そこに力を注いでいるといったようなことが指摘できるかと思います。かつてでしたら、学生を事前に選考して学校現場に対して迷惑のかからないように、というようなところに力を入れてきた現場体験活動が、現在は学生そして学校双方のニーズをマッチングさせ、学生に対しては指導また評価を充実させていくというようなかたちでの担当部署の明確化ということがいえるのかと思います。続いて表10ですが、現場体験活動に携わる先生、教員の数を記入してもらっております。これも1大学あたりの平均でみますと、かつてと比べて教員の数が増加してきているということが指摘できます。但し、この数の増加というのは必ずしも活動が大規模化したことにより担当教員を増やしたということは必ずしも言えないということでもあります。

ここでいったん小括ということなのですけれども、最初にも述べましたように計画的・組織的に実施する大学と、実施していないし状況も把握していないという大学に二極化、二分化してきたということがいえるかと思えます。そして同時に学校現場体験活動の組織化・制度化が進行してきたということでもあります。その組織化・制度化の中には、学生に対する支弁が縮小し学生の自己負担が拡大してきたと、そのかわり大学が単位を認定し積極的に関与することで、緻密なプログラムとして学外活動が充実してきたということです。また、業務については組織体制づくりが行われ、外部機関との組織的対応のありかたもしっかりと確立するよう担当部署も明確化されてきたということがいえます。さらに学校現場体験活動をすることが教員養成において不可欠であるというような見方、意識が浸透したのではないかということです。このことから、学校現場体験活動を実施している大学においては教育実習も含めて体験を伴う学習活動を体系的に制御していく、こういった傾向がみられます。

続きまして、現場体験活動への取り組みと単位認定状況についてみていきたいと思えます。表 11 ですけれども、学校現場体験活動の取り組み状況と単位認定状況との相関をみたところ、両者の相関があるということがいえます。つまり、計画的・組織的に実施しているからといって必ずしも単位を認定するというふうになっているわけではなく、ゼミ単位で実施しているものに対しても単位が与えられる場合があるということですが、ともに割合は小さいという傾向があります。続いて表 12 ですが、これによりますと大学の科目として単位が認定されることにより活動に参加する学生が多くなる。必然的に学生を派遣する学校の数も増えるという傾向があります。

このことに関しまして単位認定と学生の参加に関する意見、次のようなものですが、学生が単位などを目当てに学校現場体験活動に参加するようになる恐れがある。こういった意見に対して「そう思う」「かなりそう思う」という回答合計の比率なのですが、単位認定をする大学では 30.4%。単位認定をしない大学においては 22.2%。単位認定の有無によって有意な差があるとは言えないということです。つまり、単位を認定するからそれを目当てに学生が参加するようになるという意識は、必ずしも大学当事者の間では持たれていないということが言えます。

続いて学校現場体験活動にかかる費用に着目いたします。表 13 ですが、相対的には単位を認定する大学のほうが学生に対する支弁がないという回答が多かったわけですが、このへんは理由がちよっと明確でないわけですし、この学生に対する支弁に関して次のような意見があります。学生の報酬については交通費の実費程度が支給されればそれで充分であると、こういった意見に肯定する率なのですが、単位を認定する大学のほうでは 78.5%、単位を認定しない大学の方では 84.6%で、やはり有意な差があるとは言えません。すなわち単位が認定されるなら支弁はなくていい、認定されないなら支弁しようというような規範が大学当局に必ずしもあるわけではないということが言えます。単位認定と学生に対する支弁については相関は低いというようなことであります。続いて表 14 ですが、学生自身

による現場体験活動にかかる費用負担に関して、単位を認定する大学と単位を認定しない大学に明らかな違いがみられました。資料をご覧くださいますと、単位認定の有無は学生に対する支弁よりも学生自身の負担のほうに関連しているということが言えます。

続いて表 15 ですが、支弁の有無と負担の有無との関連をみたものです。かつてと比べますと、支弁の有無に関わらず学生の負担なしの率が低下し、支弁なしかつ負担ありといった率が上昇しております。そして現在は、支弁がなくかつ負担もないと回答する大学が多くなっております。現場体験活動を実施するにあたって全く費用がかからないというのは考えづらいのですが、発生する費用はいったい誰が負担しているのかと。費用が全くかからないところで活動しているのか、あるいはこの回答からみますと学生が自己負担している分については大学としては感知していないということなのかということでもあります。

続きまして現場体験活動の組織化と単位認定の関係です。表 16 をご覧くださいますと、単位認定の有無によって協定の締結に明らかな差があります。協定を締結することのメリットとして考えられるのは、単位認定に伴い規模が拡大することが考えられますが、そういった拡大に対応できる。あるいは単位認定に関わり多くの学生がそこに参加するようになりますが、その学生に対する指導や評価あるいは学生が起こすトラブルへの対応、また大学内、あるいは大学と外部の組織間関係において条件整備等の業務主体が明確化するというようなことが考えられます。

続きまして表 17 ですがけれども、単位を認定する大学で大半の大学では業務の担当部署が明確化されているということでもあります。一方、単位を認定しない大学においては業務によっては担当部署の明確化に開きがあるということでもあります。表を見ますと単位認定群のほうがだいたい 70%代から 90%と数値が比較的安定しているのに対して、非単位認定群のほうは 10%代から 80%90%ぐらいまでと業務によって非常にばらつきがあり、内容によっては非常に組織化・体制整備が不十分ということが窺えるということでもあります。単位認定群は先ほども言いましたけれど、マッチング、それから学生に対する指導と評価とあらゆる要因について体制づくりを進めていく。そして非単位認定群は活動の事前の内容に偏っているといったことが表 17 から読み取れます。このことに関しまして組織体制に関する意見、次のような意見があるわけですが、「現場体験活動を実施できるだけの体制づくりがまだ構築できていない」といった意見に対して、これを肯定する回答の率は単位を認定する大学では 34.2%、単位を認定しない大学のほうでは 60%。つまり現場体験活動に関する業務担当部署の明確化、大学内の組織化についてこれら二つの大学群の間には有意な差があるというふうに言えます。

最後に、小括ということですが、表の 11 から 17 までは単位認定を軸にみてまいりましたが、現場体験活動を科目化、単位認定の対象とするということは何を意味するのかということ。まず一つめとしてあげられたのは活動の大規模化ということ。大規模化した活動の中には当然のことながら参加目的が不明確な学生も加わってくるだろうといったことが課題として考えられます。二つめにはそういった学生に対応するという意味もあ

るわけですが、学内の組織化あるいは体制づくりが進むということでもあります。ただし、これは先ほども言いましたように大学の事情により大きく開きがあるということでもあります。そして三つめには協定を締結するということがあります。

これは、現場体験活動の基盤整備に当たるもので、単位を認定する、組織化をする、そして協定を締結し、きちっと制度に乗せていくということがあります。その時、やはり大学によってそれができる大学、できない大学、あるいはそれをしたほうが良い活動、しなくても大丈夫な活動というものがあるかと思いますが、やはりその大学内の教員養成教育の位置づけ、あるいはその大学の教育全体の質の向上につながるようなビジョンをもって体制づくり、組織化、そのうえで単位認定ということを検討していく必要があるということです。

そして最後に、体験活動にかかるコストについては小さくない問題が指摘できます。まず学生側にとってみればそれにかかる費用や時間、そして身近に体験活動をする機会を得られるか得られないかということもあります。一方、学校側にとっては、学生に対して指導をするという労力、場合によってはその学生が引き起こす問題であったり、あるいはちょっと注意が不足して児童生徒に対する不適切な言動があったりというようなことで、教育上好ましくない結果を出してしまう被害とか問題、あるいは学生をどのように活用するか計画したり連絡調整したりとか、さらには指導や計画にかかる実際の費用など、様々なコストが考えられます。

学生を受け入れる学校側、それから学校に派遣される学生側双方にとって条件がまちまちで、この条件の不均衡がインターンシップ、ボランティア等によって顕在化してきたといったことが、大きな課題として考えられます。つまり教員養成の問題としても、さらには大きく公教育の問題としても、インターンシップ、ボランティア等学校現場体験活動の意味がもう一度検討されなければいけない。当面は教員養成の問題としてその効果、あるいは指導の充実にむけた支援の体制づくりなどは検討されなければなりません。もう一方で、はたしてこれが教員養成の制度として、あるいは公教育の制度としても、本当に望ましいかたちのものなのかどうかという視点が必要かなということでもあります。

私の方からは以上ですが、ちょうど時間がきました。最後に今回発表の内容は表 1 から 10 までが、お手元の資料にも示しておりますけれども、私の書いた 2013 年の b の、表 11 から 17 までは 2013 年の a のほうに掲載されていますので、関心のある方は是非ご一読いただければというふうに思います。どうも御清聴ありがとうございました。

[研究報告]

教員養成時から教員採用後を考える —文部科学省委託事業 「平成22年度教員の資質能力の 向上に係る基礎的調査」結果を中心に—

四天王寺大学 八木成和

1. 調査に向けて

本学は平成20年度より人文社会学部教育学科（定員80名）を発展的に解消し、教育学部教育学科（定員180名）を設置した。教育学科は小学校・幼児教育コース、中学校英語・小学校コース、保健教育コースの3コースから構成される。平成21年度の4年生はほぼ全員が小学校教諭1種免許状を取得し、卒業後、小学校教諭への進路を希望した。平成23年度には、教育学部教育学科の学生が4年生となり、教員採用選考試験を受験する学生は大幅に増えることになる。

このような状況から今後も地域に根ざした教員養成を進めていくことを目指し、教職支援センターを中心に教育学部においては、教員の養成から採用・研修へ向けた取り組みを行っている。本調査は、これまでの本学における特に教育学科における小学校の教員養成の取り組みの成果および新たな取り組みの方向を明らかにすることを目的として、文部科学省委託事業「平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」の公募に応募し、採択後に実施されたものである。

2. 調査内容の概要

本学教育学部は、文部科学省委託事業「平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」の公募に応募し、本調査を行った。文部科学省による本事業の目的は、今求められている教員の資質能力とは何か、教員としての資質能力がどのように養成されているのか、優れた教員を確保するためにどのような養成・採用・研修等が行われるべきかを明らかにする必要があるため、教員の資質能力の向上に係る基礎的調査を実施するとのことであった。文部科学省から示された調査内容は、一定数の教員（学校種ごとに50人程度）について、継続的に追跡調査を行い、教員の資質能力について実証的に調査・分析するものとされ、教育委員会と適宜双方の協力を得ながら実施することとなっていた。

平成21年度の調査対象者は、小学校教員採用選考試験を受験した人文社会学部教育学科4年生を対象とした。4年生110名中87名（79.1%）であった。一次試験不合格者は、38名（34.5%）、一次試験のみ合格者は、13名（11.8%）、最終的な、現役合格者は、36名（32.7%）であった。

平成21年度の調査項目は、①教員採用選考試験の合否結果、②教員養成課程におけるこれまでの学修内容・方法、③修得単位数・成績、④ボランティア活動の経験、⑤主免許状以外に取得した副免許状・資格、⑥大学におけるクラブ活動歴・成績、⑦教員採用試験対策講座等の参加回数、⑧教育学科で実施している教員による担当科目の勉強会の参加数、⑨1年生入学時の共通テストの結果、⑩大阪市、堺市、奈良県教育委員会主催の講座等の参加の有無であった。

平成 22 年度の調査では、87 名について郵送法により追跡調査を行い、35 名（回収率 40.2%）から回答が得られた。35 名中欠損値の見られた 4 名分を除外し、31 名分を分析対象とした。また、卒業生が勤務する小学校長を対象とした調査を行い、32 名の学校長から回答を得て、欠損値の見られた 1 名分を除外して 31 名分を分析対象とした。

3. 平成 21 年度の 4 年生を対象とした調査結果

合否別に総合的な成績の違いをみるために、GPA と総合計修得単位数について検討した。GPA の算出方法は、平成 21 年度では優を 3 点、良を 2 点、可を 1 点としてそれぞれに単位数をかけて合計し、修得単位数で割った数値であった。合否別に GPA の成績と総修得単位数の平均値等の数値を表 1 に示した。

GPA の平均値は、二次合格者 2.55、一次合格者 2.40、不合格者 2.33 であった。全体的に二次合格者は、修得単位数は少ないが GPA の平均値は他の 2 群に比べてやや高く、学業成績は良い傾向にあったといえる。

総合計修得単位数の平均修得単位数は、二次合格者が 143.3 単位、一次合格者が 143.3 単位、不合格者が 144.6 単位であった。なお、本学における卒業要件となる合計修得単位数は 128 単位である。総合計修得単位数の平均値について顕著な違いが見られなかった。小学校の教員免許状に加えて、幼稚園や中学校の教員免許状を取得している場合に修得単位数が多くなるので、修得する教員免許状の影響が大きいと思われる。

表 1 合否別に見た GPA（成績）および総合計修得単位数の平均値（SD）

GPA					
合否状況	人数	最小値	最大値	平均値	SD
不合格者	38	1.62	2.95	2.33	0.3
一次合格者	13	1.99	2.91	2.40	0.3
二次合格者	36	1.96	2.95	2.55	0.3
総合計修得単位数					
合否状況	人数	最小値	最大値	平均値	SD
不合格者	38	129	176	144.6	13.3
一次合格者	13	131	169	143.3	10.8
二次合格者	36	129	172	143.3	11.3

1 年生より 4 年生までの間に学年ごとにボランティア経験の有無、頻度、時期、場所、内容を調査した。例えば、1 年生時の 1 年間に 1 回以上ボランティア活動に参加していた場合に 1 回とカウントし、合計を算出した。したがって、1 年生時から 4 年生時までの 4 年間でなんらかのボランティア活動に毎年 1 回以上参加していた場合に、「4 年間に 4 回以上」となる。ボランティアの種類が多く、細かく分類できないため、4 年間の参加回数だけで分析している。合否別の参加回数別人数を表 2 に示した。

ボランティア経験のない学生は、二次合格者 5 名（5.7%）、一次合格者 2 名（2.3%）、不合格者 6 名（6.9%）であった。一方、「4 年間に 4 回以上」の部分は、1 年生から 4 年生までの 4 年間に 1

回以上毎年ボランティア活動に参加した学生である。該当する学生数は、二次合格者3名(3.4%)、一次合格者1名(1.1%)、不合格者8名(9.2%)であった。特に3群間で違いは見られなかった。ボランティア活動に参加したかどうかだけでは合否に影響は見られなかった。

表2 合否別に見たボランティア活動への参加の有無

合否状況	4年間のボランティア活動の合計回数										
	経験なし		1年間に1回以上		2年間に2回以上		3年間に3回以上		4年間に4回以上		合計
不合格者	6	6.9%	8	9.2%	10	11.5%	6	6.9%	8	9.2%	38
一次合格者	2	2.3%	6	6.9%	3	3.4%	1	1.1%	1	1.1%	13
二次合格者	5	5.7%	9	10.3%	12	13.8%	7	8.0%	3	3.4%	36
合計	13	14.9%	23	26.4%	25	28.7%	14	16.1%	12	13.8%	87

本学の近隣の教育委員会では、教員を目指す大学生を対象にセミナーや講座が実施されている。例えば、大阪府では「教志セミナー」、大阪市では「教師養成講座」、堺市では「堺・教師ゆめ塾」、奈良県では「奈良県ディア・ティーチャープログラム」である。形式等は異なるが、主に3年生を対象に土曜日に実施され、講義と実習を行うことが中心となっている。合否別に教育委員会主催のセミナー・講座等への参加の有無の人数を表3に示した。

合計人数は未回答の学生がいたため、36名となっている。参加していた学生は、受験者36名中14名(16.3%)であった。この参加者14名のうち、8名(57.1%)が一次試験と二次試験に合格し、2名(14.3%)が一次試験に合格し、4名(28.6%)が一次試験に不合格であった。

表3 合否別に見た教育委員会主催セミナー・講座等への参加の有無

合否状況	教育委員会主催セミナー・講座等への参加の有無				合計
	参加		不参加		
不合格者	4	4.7%	34	39.5%	38
一次合格者	2	2.3%	11	12.8%	12
二次合格者	8	9.3%	27	31.4%	36
合計	14	16.3%	72	83.7%	86

参加することによって、必ずしも教員採用選考試験に合格するわけではなかった。しかしながら、自由記述形式で感想を求めたところ、学生にとっては貴重な体験になっていた。この点については、後述する。

4. 平成 22 年度の卒業生を対象とした追跡調査結果

87 名について郵送法により追跡調査を行い、35 名（回収率 40.2%）から回答が得られた。35 名中欠損値の見られた 4 名分を除外し、31 名分を分析対象とした。4 月からの教員生活を振り返って、教員生活への自己評価について質問項目を作成した。「非常にそう思う」「そう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「そう思わない」の 5 件法で回答を求めた。

第一に、教職へのやりがいに関する項目 5 項目の回答結果を表 4 に示した。

表 4 教職へのやりがいに関する 5 項目（平成 22 年度：卒業生対象）

No.	質 問 事 項	非常にそ う思う	そう思う	どちらとも いえない	あまりそ う思わ ない	そう思わ ない
1	教職にやりがいを感じている。	13	16	1	1	0
2	教職はとても大変な仕事だと感じている。	22	8	1	0	0
3	日々、充実した教職生活を送れている。	9	17	3	1	1
4	子どもたちと一緒にいると楽しい。	15	13	3	0	0
5	今後も教員として仕事を続けていきたい。	9	19	3	0	0

「1. 教職にやりがいを感じている。」では、13 名が「非常にそう思う」、16 名が「そう思う」と回答していたが、「あまりそう思わない」と回答した者も 1 名いた。また、「4. 子どもたちと一緒にいると楽しい。」では、15 名が「非常にそう思う」、13 名が「そう思う」と回答していた。教員生活を肯定的に捉えているものが多かった。その一方で、「2. 教職はとても大変な仕事だと感じている。」では、約 7 割の 22 名が「非常にそう思う」と回答しており、「3. 日々、充実した教職生活を送れている。」でも、9 名しか「非常にそう思う」と回答しておらず、日々の教員生活の大変さがうかがわれる。

表 5 教員生活の悩み等に関する 10 項目（平成 22 年度：卒業生対象）

No.	質 問 事 項	非常にそ う思う	そう思う	どちらとも いえない	あまりそ う思わ ない	そう思わ ない
1	学校の子どものことで悩むことが多い。	6	16	3	4	2
2	学級経営のことで悩むことが多い。	6	15	8	2	0
3	授業の進め方で悩むことが多い。	13	17	1	0	0
4	教材研究のことで悩むことが多い。	12	13	4	2	0
5	成績評価のことで悩むことが多い。	9	11	7	4	0
6	時間に追われ仕事はかどらないことで悩むことが多い。	10	11	7	1	2
7	保護者への対応で悩むことが多い。	6	9	6	9	1
8	同僚教師や先輩教師等の職場の人間関係で悩むことが多い。	4	2	6	10	9
9	発達障がい等の「気になる」子どものことで悩むことが多い。	4	13	9	4	1
10	同僚教師や先輩教師に自分の悩みが相談できている。	8	16	5	2	0

第二に、教員生活の悩みに関する 10 項目について、同様に 5 件法で回答を求めた。10 項目の回

答結果を表5に示した。「非常にそう思う」という回答が13名で最も多かったのは、「3. 授業の進め方で悩むことが多い。」であった。次に、「4. 教材研究のことで悩むことが多い。」であった。学級経営や子ども・保護者との関係で悩んでいるものは少なく、日々の教材研究や授業の進め方で悩んでいることが多いことが示された。「10. 同僚教師や先輩教師に自分の悩みが相談できている。」の項目において8名が「非常にそう思う」、16名が「そう思う」と回答しており、周囲との人間関係の中で悩みに対して対応できているものも多いことが考えられた。

第三に、教員生活における対応に関する5項目について、同様に5件法で回答を求めた。5項目の回答結果を表6に示した。教員生活における対応では、「非常にそう思う」という回答がほとんど見られず、「そう思う」か「どちらともいえない」という回答が多かった。特に、「4. 教材研究は、ほぼできている。」の項目では、9名が「あまりそう思わない」1名が「そう思わない」と回答していた。表5で示した「4. 教材研究のことで悩むことが多い。」の回答結果と併せて考えると、日々の教材研究に関して課題を持ち、困難さを抱えていると思われる。

表6 教員生活における対応に関する5項目（平成22年度：卒業生対象）

No.	質 問 項 目	非常にそう 思う	そう 思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わ ない
1	子どもへの対応は、ほぼ問題なくできている。	1	12	12	4	2
2	保護者への対応は、ほぼ問題なくできている。	0	9	17	5	0
3	授業は、ほぼ順調に実施できている。	0	13	13	4	1
4	教材研究は、ほぼできている。	0	10	11	9	1
5	職務分掌は、ほぼできている。	1	10	12	6	1
ただし、合計人数が31名に満たない場合、未回答であった人数を示している。						

5. 平成22年度の卒業生の勤務先の学校長を対象とした調査結果

大学新卒後の小学校教員に求められる教員としての資質・能力について質問項目を作成した。社会人に関する項目（2項目）、教職への使命感の項目（1項目）子どもへの対応に関する項目（4項目）、学級に関する項目（2項目）、授業実施に関する項目（3項目）人間関係に関する項目（2項目）、ストレスマネジメントに関する項目（1項目）合計15項目を作成した。

この15項目について、「30歳以下の若手の小学校教員に求められる『教員としての資質・能力』についてお尋ねいたします。」という前提となる教示を示した後に「以下の15項目の内容は、30歳以下の若手の小学校教員に対して、どの程度『教員としての資質・能力』として求められていると思われるか。1から15のそれぞれの項目について当てはまる番号に1つだけ○印を順番に記入してください。」という教示を与え、「特に求められている」「求められている」「求められていない」「全く求められていない」の4件法で回答を求めた。この結果を表7に示した。

全体的に「特に求められている」と20名以上が回答した項目は6項目であった。多い順番に項目を挙げると、「4. 子どもに対する愛情や責任感」27名、「3. 教師の仕事に対する使命感や誇り」26名、「5. 子どもに対する理解力」22名、「9. 学級経営や学級づくりの力」および「13. 教職員全体と同僚として協力していく力」の21名、「8. 学級集団全体への指導力」20名であった。

子どもに対する愛情や責任感および教職への使命感や誇りが求められると同時に、子どもに対す

る理解力や学級経営、教員組織の一員としての能力が求められていた。

表7 30歳以下の小学校教員に求められる教員としての資質・能力（学校長対象）

No.	質 問 項 目	特に求められている	求められている	求められていない	全く求められていない
1	社会人としての常識や教養	17	13	0	0
2	豊かな人間性や社会性	18	12	0	0
3	教師の仕事に対する使命感や誇り	26	4	0	0
4	子どもに対する愛情や責任感	27	3	0	0
5	子どもに対する理解力	22	7	1	0
6	子どもへの生活面での個別の指導力	15	14	1	0
7	子どもへの学習面での個別の指導力	11	18	1	0
8	学級集団全体への指導力	20	9	1	0
9	学級経営や学級づくりの力	21	9	0	0
10	指導案の作成等の授業づくりの力	11	18	1	0
11	教材を解釈する力や作成する力	11	18	1	0
12	各教科の内容に関する知識	10	19	1	0
13	教職員全体と同僚として協力していく力	21	9	0	0
14	保護者に対応する力	18	12	0	0
15	自分のストレスを適切にコントロールする力	8	19	3	0

ただし、合計人数が31名に満たない場合、未回答であった人数を示している。

本学の卒業生に対して求められる教員としての資質・能力について、「本学の卒業生が貴校においてお世話になっております。本学の卒業生に対してすでに有していると思われる資質・能力、および、まだ不十分であると思われる資質・能力についてお尋ねいたします。ご回答いただいた結果は、今後の本学の教員養成のためのカリキュラムの検討に利用させていただきたいと考えております。本調査の目的をご理解の上、ご回答いただければ幸いです。よろしく願い申し上げます。」という前提となる教示を示した後に「以下の15項目の内容は、本学卒業生の小学校教員に対して、どの程度『教員としての資質・能力』として求められていると思われますか。1から15のそれぞれの項目について当てはまる番号に1つだけ○印を順番に記入してください。」という教示を与え、同様の方法で回答を求めた。この結果を表8に示した。

ただし、この回答形式の場合、具体的に本学の卒業生を対象としたものであるため「求められていない」と「全く求められていない」の選択肢は既に有していると考えられる場合もある。回答者によっては、既に有していると回答している場合も見られた。今後、回答方法について検討する必要があると示唆された。

全体的に「特に求められている」と回答した人数が多かった項目は「4. 子どもに対する愛情や責任感」の17名であった。これ以外の項目は13名以下であった。しかしながら、この項目で「特に求められている」と回答されていた場合でも、自由記述式により回答を求めた結果では「即戦力が求められる中、よくやってくれています。特に子どもの生活面を配慮しつつ学習をすすめる指導力は、貴大学の大きな力となっていると考えます。」や「常に前向きに取り組んでおり、想像力も行動力もある。将来良い小学校教員として、成長すると思われる。」という意見も見られた。したがって、子どもに対する愛情や責任感、今後、本学の卒業生が教員として更に成長していく上で基盤として求められ続けていくものであると考えられる。

表8 本学の卒業生に対して求められる教員としての資質・能力（学校長対象）

No.	質 問 項 目	特に求められている	求められている	求められていない	全く求められていない
1	社会人としての常識や教養	10	16	4	0
2	豊かな人間性や社会性	11	14	5	0
3	教師の仕事に対する使命感や誇り	13	12	4	1
4	子どもに対する愛情や責任感	17	7	5	1
5	子どもに対する理解力	10	15	5	0
6	子どもへの生活面での個別の指導力	5	22	3	0
7	子どもへの学習面での個別の指導力	6	21	3	0
8	学級集団全体への指導力	7	20	3	0
9	学級経営や学級づくりの力	10	17	3	0
10	指導案の作成等の授業づくりの力	5	23	3	0
11	教材を解釈する力や作成する力	7	22	2	0
12	各教科の内容に関する知識	5	25	1	0
13	教職員全体と同僚として協力していく力	9	13	7	1
14	保護者に対応する力	7	20	3	0
15	自分のストレスを適切にコントロールする力	5	17	7	0

ただし、合計人数が31名に満たない場合、未回答であった人数を示している。

6. 平成26年度4年生を対象とした調査結果

平成26年度の教職実践演習（教諭）および教職実践演習（中・高）受講予定者4年生280名を対象に、教育委員会が主催するセミナー・講座等への参加者調査を実施した。調査対象者280名中65名（23.2%）が、これまでに教育委員会主催セミナー・講座等に参加していた。参加していた教育委員会別人数を表9に示した。大阪府教育委員会主催の「教志セミナー」に最も多く参加していた。この結果には、平成25年度から「教志セミナー」の全日程に参加した者は、大阪府教員採用選考試

験の一次試験が免除になることが影響していると思われる。

表 9 参加した教育委員会

	人数	%
大阪府	29	44.6%
大阪市	11	16.9%
堺市	12	18.5%
奈良県	11	16.9%
その他	3	4.6%
合計	66	101.5%
その他は、京都府、池田市		

表 10 学科・コース別参加人数

学部	学科・コース	人数	%
教育学部	小学校・幼児教育コース	44	67.7%
	中学校英語・小学校コース	7	10.8%
	保健教育コース	2	3.1%
人文社会学部	英語学科	1	1.5%
	日本語学科	9	13.8%
	社会学科	2	3.1%
	合計	65	100.0%

表 10 に学科・コース別の参加人数を示した。教育学部は 3 コースとも小学校教諭一種免許状を取得できるが、人文社会学部は中学校と高等学校の一種免許状だけ取得可能であり、小学校教諭一種免許状を取得できない。表 11 は、参加した学生に対して参加したことで、よかったことや身についたことを尋ねた結果である。複数回答で回答を求めている。最も多かったのは、65 名中 61 名 (93.8%) が選択した「a. 他大学の同じ地区の教員を目指す学生と知り合いになれた。」であった。他大学との学生との交流が挙げられており、大学の枠を超えた学生間のつながりができていることが示されている。

表 11 「参加したことで、よかったこと・身についたこと」の人数 (%) (複数回答)

次に、自由記述形式で記入された回答を分析した。第一に、「自分の目指す教師像がより明確になりました。」や「授業をする力以外にも教員として現場に立つときに必要な知識や技術を幅広く学ぶことができた。なによりも意識が高まった。」という意見のように教員としての意識が高まったことが挙げられていた。

第二に、「同じ志を持つ仲間との情報交換や考えを高め合うこともできた。」や「宿泊学習を通じて、生徒側と教師側の両方の立場験すること

項目内容	人数	%
a. 他大学の同じ地区の教員を目指す学生と知り合いになれた。	61	93.8%
b. 受験する教育委員会の方と知り合いになれた。	31	47.7%
c. 受験する地区の学校現場の先生と知り合いになれた。	30	46.2%
d. 指導案の書き方が身についた。	36	55.4%
e. 授業をする力が身についた。	39	60.0%
f. その他	15	23.1%

ができた。キャンプファイヤーの実演など大学では経験できないことができた。教師塾の期間が終わっても学生同士の交流ができた。(合否関係なく、みんなでみんなを応援する体制ができていた。) 又、他府県の教師塾のメンバーとも交流したり、協力することもできた(指導案等。)」という意見のように、他大学の学生との交流が挙げられていた。

第三に、「教材研究の仕方、追及度について学べた。保護者対応・いじめについてなど大学の授業では学べないことを具体的に知れたこと。教育実習校以外の現場を体験する機会があった。」という意見のように、実践的な能力について教育実習以外で学べる機会となったことが挙げられていた。

7. まとめと課題

本稿では、これまでの本学で実施された調査結果を基に述べてきた。今後、「教員に求められる資質能力とは何か?」「実践的指導力とは何か?」を考え、そのことを身に付けるためのカリキュラムマップの作成等が今後求められると思われる。

また、教員としての成長・発達のプロセスを養成、採用、研修という過程の中でどのように捉えていくのかが課題となると思われる。今後、この養成・採用・研修の過程で教育現場や教育委員会とどのように連携していくのかも重要である。

【引用文献】

文部科学省委託事業 2010年 「平成22年度教員の資質能力の向上に係る基礎的調査」報告書
四天王寺大学.

第2回課題研究会 質疑応答の記録

質問者：近畿大学の田中先生の資料で確認をお願いしたいのですが、パワーポイントの6のところなのですが、合格者数について文部科学省から情報公開を求められています。うちの大学でも数字を把握する努力はしているのですが、卒業して何年もたっていたり、女子が多いので苗字が変わってしまっていたりとそういうことがありまして、ちょっと苦勞をしております。失礼なのですが大阪府の教育委員会からはデータをいただけないでしょうね。

また、すみません。大阪市とか京都府とかの合格者数は既卒者でも把握できるのですが、近畿大学の方ではどのような方法で既卒者の把握しておられるのか、教えていただければと思います。

田中：ただいまの件で私どもは各自治体に調査をかけていますが、最近の個人情報の問題がありデータをいただけない自治体がありますので、把握している範囲内ということで、きっちりとした数字じゃなくてこちらが分かっている数字ということでご理解いただきたいです。ですから実際はこれより増えるのだらうなと思っております。以上です。

質問者：近畿大学の田中先生に大学推薦の件について、お伺いしたいのですが、教育委員会さんから求められている定員ですね、枠よりもたくさんの方の数の学生から応募があった場合、学内選考をされていると思うのですが、どういうふうな形でされているのかというのを伺いしたいのですが。

田中：自治体、あるいは教科・科目によってはオーバーするケースが、やはり毎年あります。ただ、それほどオーバーするということはないです。特に理科、数学はたくさん枠をもらっていますので、ある程度、先ほど言いました教職ナビのなかで自治体を変えて希望枠を調整しているようなところがあるかと思います。希望者が定員数内であったとしても、成績と面接と小論文、この三つで推薦者を決めています。内規では成績で優が1/3以上、このことで自分の首を絞めたケースもあります。あと一個だけ優が足りなくて推薦できないことなどがあり、これは今後「原則として」に変えようかと思っております。ある程度成績優秀者でないと、推薦できないということもあります。それと、30分程度で志望動機あるいはその自治体でどういうことをやってみたいか等を小論文で書かせています。その後、面接を10分から15分程度行い、その結果で決定しております。ただ先ほど申し上げましたように、それでも推薦者の合格率が高くないというのは、これはあくまで学生の私的な希望を尊重していますので、必ずしも力のある学生が受けにきているか、明確に把握できていません。結果として先ほどいいましたように推薦学生の合格率が低くなっているところもあるかと思います。以上です。

質問者：近畿大学の田中先生の大学推薦の話なんですけども、大学推薦について複数校種を薦めるといってお話がありました。実際悩ましい問題も出てくるケースもあるのではないのかなと思います。というのは大学推薦の意味をしっかりと大学側も伝えてそれを受ける

ことになるわけですが、実際、本命は自分の地元で、そこは合格が難しいと思ったけれども通ったと、そして結局は大学推薦の方にいかなければならないということで、地元を蹴るというケースもあるのではないかと思うのです。大学として、そういう受験生にはどのように約束事を決められているのか、そういうケースが今までにあったのかどうか、その時どうされたのか、お話をうかがいたいと思います。

田中：大阪府教育委員会の後藤さんが隣におられてなかなか言いにくい話ではあるのですが、基本的には推薦ですので、そこを第一希望でいくと最初に応募する時に約束させております。今言われた微妙なケースもあるのですが、当日体調を壊していましたという例がないこともないので、そこが辛いところかなと思います。大阪府教育委員会にはその理由書を出ささせていただいており、受かってから辞退するのではなくて、それまでに辞退するかたちになっています。あまり好ましいことではないと思っており、このような例があった場合には、今後、誓約書を書かせる必要があるのではないかと考えております。以上です。

質問者：司会から大変恐縮ですけれども、後藤先生にひとつ素朴に聞きたいことがあります。今年から実施の大阪府のチャレンジテストに関することですが、75%の正答率で一次試験を免除するとお聞きいたしております。まだ初年度ですので75%というのはどれぐらいの通過率になるのか、というところを確認しておきたいなと思ったのです。どのような想定のもとでのテストなのかとちょっとお聞かせいただけませんか。

後藤：初年度なので今後もこの水準でやっていくのかどうかは決まっていません。今回は枠を設けなくて全体の75%以上の正答があった人全員について、教員採用選考テストの1次筆答を免除することにしています。これが何人程度になるのかは問題の難易度等もあるので想定が困難ですが、今年度の教員採用選考一次筆答テストの結果を踏まえて、75%にしたということです。

質問者：司会の方から申し訳ございません。関連いたしましてチャレンジテストのことが話題に出ましたものですから。実は指導しております学生たちのなかに非常に不安がございまして、どういったことかといいますと、ひとつは受験案内の3番の、テストの実施のところの内容についてです。出題内容のところなのですが、非常に明確にお書きいただいておりますので、教職教養（教育原理）、教育関連の法規、教育公務員の倫理（服務規律）、教育時事と。この中に等という言葉がないのですね。ですからここまで（限定する）ということですので、学生の方からの疑問として、たとえば、ひとつには教育史の問題があります。教育史は通常、教職教養の出題範囲の中に入ってくるのですが、教育史は明確に排除されているということですかと。また、もうひとつは、教育心理学の内容なのですが、これも教育心理学というふうには出題内容には明記されておられません。したがって、テストには出ないのかと。わずかな時間しかなく、12月13日が迫っておりますので、（どの分野に）どれだけ準備をしようかというように、学生にとっては、（出題範囲の中に）この項目がひとつあるのとないとではだいぶ違ってくる。ここで聞きするのは非常に好

機かと思ひまして。教育心理学のあたりどうでしょうか？

後藤：教育心理学については教職教養の範疇に入ると考えております。教育史についても同様に考えています。

質問者：後藤先生に二つほど、答えにくいことかもしれないですけども、質問させていただきたいと思います。一点は「教志セミナー」のことについて、もう一点は「小中いきいき連携」についてのことなのですが、まず「教志セミナー」のことについてお聞きします。先ほど八木先生の方からの報告もございましたように、参加した学生には、いわゆる教職に関する実践力といいますか、大きな成果とか効果、影響とか非常に大きいものがあると思います。そうはいっても、「教志セミナー」は、教員の大量採用時代の質的保障というようなこともあって始められたのじゃないかと思うのですが、先ほど資料をみさせていただいた時にですね、今後、採用数が激減する時代がやってくるのではないかという感じがするわけでありまして。そうした時に教員採用試験の倍率が上がって、合格する者が少なくなって質的保障については心配がなくなるというか、そういう時が将来的にあるのではないかと思うのですが、そうなった時には「教志セミナー」を止めるという見通しをたてておられるのでしょうか。それはいつぐらいかとは言いにくいとは思いますが、場合によっては教員採用数が減ったところにやめるだろうというような見通しがおありなのかどうか、というようなことをまず一点お聞きしたい。

もうひとつはですね、「小中いきいき連携」についてですけども、最初、夏に募集する時はわずかに募集して、その後、大量に二次募集をするという感じで進められていると思うのですが、その募集枠について、去年は40人だったんですけども、今年65人募集ということになっております。将来、小中の学制の変更という議論もあって、4-4-4制になるということもあるかと思うのですが、そのような動きもあって、今後「小中いきいき連携」の枠を拡大していく、そういう方向性がおありなのかどうか、教育委員会の方に紹介していただけたらありがたいかなと、この二点をお願いしたいと思ひます。

後藤：一点目の「教志セミナー」の今後の動向について、「教志セミナー」は即戦力として活躍する教員を多く確保したいという考えから実施しているものです。その意味では採用数が少なくなったとしても、その目的は変わらないと思ひます。ただ、採用数などの状況が非常に厳しい時代を迎えた時に、今の形で「教志セミナー」が実施されるのか、例えば規模や試験に対する対応について、現行のままかどうかというのはお答えできませんが、現時点においては「教志セミナー」の縮小や廃止の考えはありません。二点目の「小中いきいき連携」の第2回の採用予定数65名について、2回目で多く確保するというものではありません。1回目の選考で採用予定数を100名で設定していましたが、最終合格者が34名になり、採用予定数に達しなかったため、その不足分を2回目で募集するものです。

質問者：八木先生と府教育委員会の採用される側の後藤先生にも関係する内容になります。八木先生の調査項目にある、学生のクラブ活動歴ないしは成績、それとかボランティア活動の経験、そういうクラブ活動やボランティア活動の経験者がどの程度採用試験に合格し

ているのか、そこに関連性はあるのかなのか、お聞きしたいと思います。それから後藤先生にも採用される側として、(願書には)クラブ活動歴やボランティア活動歴を書いて出すわけですが、結果として学生がクラブ活動やボランティア活動で何かしらの経験や知識を身に着けたことが、合格につながる傾向があるのかどうか、もう少し採用する側が意識的に、積極的にそういう経験をもっている学生にポイントのようなかたちで加算するような評価をされているのか、そのあたりのことを、お話しできる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

八木：ありがとうございます。クラブ活動に関しては先ほどの資料では出しておりませんが、別途資料の中に掲載されておりますのでまたお持ち帰りください。それでクラブ活動の参加の有無ですけれども、参加していた学生が86名中57名おりました。この57名中、最終的に二次試験の合格までしたのは26名、一次試験までの合格者6名ですから一次試験以上で合格した学生は32名です。57名中32名になります。そのうち不合格は25名ですから半分弱ぐらいが参加していても不合格になっています。ただどういうクラブかということは関係があるかとも思います。具体的なクラブの内容まで詳細には検討しておりませんが、体育会系のクラブの方が合格しているかと思います。あるいは吹奏楽部のような音楽系のクラブの学生も合格していることが多いと思います。クラブに参加していない学生も29名いました。29名中合格したのは16名で、不合格者は、13名でした。したがって、クラブに不参加だからといって合格しないというわけではないです。ただクラブに参加していない代わりに他のところで何に関わっているか、ボランティア活動を一生懸命やっていたとか、そういう他の要因が考えられます。したがって、ある程度、クラブ活動に参加している方が合格しやすかったといえると思います。

後藤：ご質問にあったように、クラブでの活動を加点の対象としているものではなく、学業以外の活動から、クラブ活動に限りませんが、人間的な魅力などをどのように育んできたのかといった観点でみています。例えばクラブ活動の中でリーダーシップを発揮される人、協調性が発揮される人、社会性を発揮される人など、様々いると思います。どのようなことに取り組んできたのかということをお聞かせいただき、面接等で評価しているところです。

八木：もう一言付け加えさせていただきます。先ほど田中先生の御発表にありました大学推薦の話です。私のゼミ生が大阪府教育委員会の大学推薦で受けました。推薦書を本学の場合は担任教員が書いております。この推薦書は、豊かな人間性、実践的な専門性、開かれた社会性の3点について書きます。推薦書を書くための根拠がいりますので、本人を呼び出して、「これまでに何をやっていましたか？」と話を聞きながら書いていきます。「大学でクラブはやっていましたか？」と聞きますと、「クラブはやっていない」と答えるので、何か事実に基づいて推薦書を書く必要があります。こういう時にクラブをやっていると、このようなクラブに参加していて、このような能力を身に付けているとか書いていけます。そこで、高校時代にはクラブに参加していたと言うので、豊かな人間性とは、別に大学だ

けの経験で身に付くものでないであろうと考えました。高校時代にクラブに参加していて、そこで部長をやっていたと言うので、そのことを書いて、その結果として協調性が身に付いていて、本学生は豊かな人間性が身に付いており、教員として素晴らしい能力を持っているので推薦しますということを書きました。もう一つの実践力については、学校ボランティア活動に参加していたので、そのボランティア活動の中で実践力を身に付けましたというように書きました。最後の開かれた社会性についても、具体的に学生がやっていることを基に書きました。したがって、推薦書は、学生が単に学校に来て真面目に授業を受けているだけではこのようなことは書くことができません。推薦するだけに足る大学生活の中身が薄いと、大学推薦でも通らないと思います。推薦書を書くときには、根拠を示して、どういう活動をしていたから、そこで何が身に付いて、その結果として教員として推薦できますということになります。したがって、本学であれば、例えばGPAの成績のように、成績が悪ければ推薦できません。この成績に加えて、教員として推薦できるような経験をこれまでに行っているかどうかというのがないと、推薦書自体が書けないですし、経験した中身がないと合格するのは難しいだろうと思います。そういうところでクラブ活動は役立つのではないかなと思います。

質問者：後藤先生にチャレンジテストの件でお願いしたいことがあります。採用試験対策の戦略として、大学推薦枠とか教志セミナーとかそういったところをうまく活用させていただくと、一次試験の筆記筆答が免除になるあるいは一次試験そのものが免除になるので、対策の仕方も非常に変わってきます。そこでチャレンジテストのことで三点お教えいただきたいのです。当初チャレンジテストが話題に上った時には対象者が二年生、三年生の現役生だけということではなかったですか？最初から現在のような広い枠だったのでしょうか？二つ目に、約 4,300 名の応募があったということですが、私自身非常にびっくりしているのですが、これは、府教委としては想定内だったのでしょうか、想定外だったのでしょうか？三つ目です。約 4,300 名の内訳は、大阪府を中心にした近県であったのか、あるいは東京とか、かなり遠隔地からあったのかどうか、そんなところももし可能であればお教えいただきたいです。と申しますのは東京とか広島とか友人がいるのですが、そこで話をしますと、大阪出身で東京の大学に行っている学生もたくさんいるんですね。そんな学生がそんな話があるのだったら受けたい、そんな話を教員がしたら学生が飛びついたという話も聞きますので、そのあたりも可能な限りでお願い出来たらと思います。

後藤：一点目の教員チャレンジテストの対象者について、昨年 10 月に公表した時の考え方は、教員採用選考テストとの関連から大学二年生以上で、26 年度末の年齢が 48 歳以下としており、特に大学生、在学生に限るということではありません。二点目の志願者 4,300 名が想定内だったかどうかについて、基準となるものありませんが、概ね 3,000 名ぐらいと考えておりました。結果が 4,300 名でしたので、嬉しい誤算といえますか、少し想定よりも多い数字になっていると感じています。3 点目の志願者の地域性について、すべて集計が終わっていませんので、はっきりとはお答えできませんが、当然地元関西が多い中、関西

以外の方からの出願もあります。

質問者:今日の話題は教員の養成と採用ということですが、多様な採用の方法は、大阪だけではなく神戸なんかでもやっぱりあちこちでやっていますね。否定するつもりはないのですけれど、心配になっていることがあります。学生たちのなかには大学に入った時から教師になりたいと言っている学生がやっぱりいるのですよね。うちは音楽大学なので一回生の時から教員採用試験の問題をやって、当然こういうセミナーであるとかそういうところにも参加するし、ボランティアもやるんですが、ちょっと心配になるのは、結局教師になる為の活動しかしないんですよ。そうなっちゃうんです。そっちに時間をとられて、教師になりたいからそれでもいいのかなど、いやでも、ちょっと個人的なことですが、自分が出会った先生を思い出すと、そういう人間的な魅力のある人ってやっぱり教師ってだけじゃないところになんかある人って多かったと思うんですよ。英語の先生で、ものすごい映画通だったとか、理科の先生でオリオン座眺めながら詩を書く詩人だとかですね。なんかそういう余分なものをやる時間が削られてしまう、余分とか無駄といわれるものが見直されていると思うのですけれど、なんかあんまり余分や無駄というようなものが削られてしまわないようなかたちとか、あるいはこういうセミナーとかでも、もうちょっと真正面から教員のことばかり扱うだけでなく、ちょっと斜めや横からもみられるようなそういうものが補完されないと、結局はあんまりおもしろいやつが出てこないんじゃないかなど、個性的な教員のことなど、ちょっと気にしています。これは質問というよりは思ったことなのでお答えしにくいかと思います。意見として言わせていただきます。

司会者:教員養成と教員採用の現状と今後の課題というテーマですので、非常に今のご意見とかご質問というのは本質的な問題を提起されていると思います。いかがでしょう、話題提供の先生方、よろしくお願いします。

八木:今のご意見ですが、その通りだと思います。ただ今の学生が積極性や自主性を、なかなか昔みたいに自分から示すことがなかったりします。したがって、大学で基礎ゼミとか初年次教育の実施になると思います。初年次教育は、大学に学生を適応させるために中教審や文部科学省からも薦められています。初年次教育を担当していますと、ただ放っておいても自分なりの進路を見つけて自分で努力していける学生は確かにいると思いますし、先日の北海道でありました研究集会でも知的能力が高くコミュニケーション能力が高い学生は放っておいても一人で勝手に大学生生活を楽しんでくれています。ですから、そういう意味では、そのような学生は放っておいても、自分で勉強して「教志セミナー」に参加しなくても合格していました。先ほど私が示しましたデータにもありましたように、「教志セミナー」に参加していなくても合格している学生はそういう学生です。だから、クラブに熱中しているとか、何かをやっていることが大切だと思います。大学の方でも教員が教員採用試験の対策講座をやっていましたが、自分で勉強をする学生は参加しないで、自分で勉強をしますし、自分でやりたいことをやっています。ただ教員になる為にどうして勉強していいのかわからない学生にはもう少し何か手をかけてあげないといけない時代にな

ったのかなと思います。そういう意味で、ガリガリ勉強する学生はガリガリ勉強するものひとつの大学生活かなと思います。しかし、私は真面目な学生には、特に、私のゼミ生には、真面目なだけの先生に教えられたら、しんどくなる子どももいるよねと言います。そういう学生に限って真面目に勉強しなければと思っているようですけども、それだけでは教員として合格しないよとは言います。臨機応変に対応する能力とか、学生のいろんな面を面接試験では見られているはずですが、ただ単に筆記試験の勉強をしているだけの学生は合格しないですから、そういう意味では「教志セミナー」も、参加のための試験が筆記試験ではなくて面接試験というところは私は重視しています。面接試験で大阪府「教志セミナー」の合否は決まりますので、不合格の学生は、「なぜ私が不合格である子が合格したのか」というのですが、「そういうものが世の中や」と教えるのも大切だと思います。大学入試までは筆記試験の点数だけでほとんど合否を決められますが、教員採用試験や就職試験では筆記試験の点数だけではないです。そういうことを分らせる為にも様々な合否を決めるような方法をされている大阪府の採用方法は、建学の精神に基づいて、私立大学では様々なタイプの教員が育てられていることにあった方法だと思います。ですから、国立大学はこれまでほぼ一回の入学試験によって、同じようなタイプの学生を入学させますから、非常に真面目な学生が多いと思います。そして、教育委員会によっては国立大学と連携して、学校インターンシップもかなり密接にやっておられます。教育委員会によっては、一次試験も筆記試験重視だと、私立大学よりも、国立大学の学生の方が合格しやすいかと思います。いろんな経験をした教員がいたり、現役や既卒者のような様々な教員が入って来たりするから教育現場も活性化すると思います。そういう意味で「教志セミナー」も多様な経験のひとつとして良いと思います。あまり定員は広げていかないで、不合格の学生は不合格の学生として、何か違うことを考えてやれば良いかと思います。以上です。

司会者:今日のテーマは教員養成と教員採用ということで、二つの相互的な事柄がテーマに含まれております。もちろん教員養成と教員採用はまったく別のものであるというところも出来ると思うんです。一方で理想ですが、そもそも教員養成の段階で育まれた内容というか、そういったものが教員採用の段階で選考に反映されていくと、その結果として教員としての実践的指導力が自ずと身に付いていく、そのような連続性みたいなものをひとつの理想として思い描いています。こうした理想に対して、現状として教員養成の教育の中で育まれている中身と、教員採用の段階での選考基準との間に、何かズレというか不整合な部分というか、そうしたものがあるとすれば、それはどういったところなのか、あるいはそういったところは解消する余地があるのかそういったことについて、話題提供の先生方にご意見をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

後藤:この間、大阪府では優秀な人材確保の観点から、採用選考テストの選考方法などを毎年のように変更しています。例えば採用側の考え方や実際の採用方法論というものを、養成の側があらかじめ明確に分かっており、ある程度そこに継続性のようなものがあれば、教員養成の段階からそれを目指して取り組むことによって、ある程度近いもの又は一致し

たものになるのではないかと考えます。求めるものを三つの主体が共通で認識をすることが必要なのではないのかなと思います。

田中:近畿大学の田中ですが、私自身は35年間大阪府に勤めており、退職後に近畿大学で教職課程の学生を指導しています。教諭時代、あるいは校長時代、さらには教育委員会で勤めた経験をふまえて、実際の学校現場で起こっている課題を、今教えている学生が教員になったらどうやって対応していけるかを「生徒指導論」や「教職入門」などで、実際に与えて答えさせるんです。彼らが描いている教師像と実際の学校現場の教師は全然違うわけです。そのことを、できるだけ学校へ入って行ってやっていけるような学生を育てたいと考えています。まだ勤めて4年目ですが、4年前のいじめに対する対応、体罰に対する考え方など、今までとだいぶ変わってきております。近大も体育会系の学生が多く、以前は、自分らは厳しい指導を受けてきたからこそここまでやってこられたのだと言っていました。ただ、それは体罰なんですね、そのあたりが段々分かってきているということもありました。そういう意味では、何も教員採用だけの大学教育じゃないですが、学校現場に行っても通用しない教員を育てたら何にもなりませんので、少々のことでは潰れない人間、あるいは課題に対して直接向かっていけるような人間、それから児童生徒に対して愛情を持つような人間に育てたいなと思っております。それを一年生の「教職入門」でやりますと、最後に学生からの評価で、ちょっと嫌なことが書かれていました。先生が教職の厳しさを話すぎて教師になるのが嫌になったと、それで評価はやや低く下がりましたが、まあそんなこともありますものの、やはり厳しさとそれから良さというか、やり甲斐を教えていきたいなと思っております。これからも、そういう方向で続けていきたいと思っています。

朝日:摂南大学の朝日です。先ほど後藤さんがフロアからのご質問に答えられるなかで、「教志セミナー」についてはこれから教員採用数が減少しても「教志セミナー」そのものの縮小は考えていच्छらないというお答えがあったんですけども、その時にはたして教員を養成する大学の役割はどうなるのかということをもっと真剣に考えなければいけない問題だろうなと思うんですね。極端な話をしまえば、「教志セミナー」に行かないと採用試験に合格しないという状況になってしまった時に、じゃあ大学の授業をないがしろにしてでも「教志セミナー」に来るのか。実際にはそういうことはないと思いますが、授業に出ている学生も、今、目の前で行われている授業、先生のお話よりも、「教志セミナー」の講師の先生の話が頭の中を常によぎっているというような状況を、はたして健全な教員養成が行われているというふうにいえるのかどうかということですね。大学が、特に私立の大学がその時に何が出来るか真剣に考えなければいけない。つまりこれは養成と採用がもろにリンクした時の話だと思うのですけれども。

私が今日お話をさせて頂いたように、ボランティアとかインターンシップ、要するに体験型、現場経験型の学習というのが非常に広まっています、経験、体験しなければ理解できないこと、できるようにならないことというのはもちろんあると思うんですね。今こちらの方に傾いてきたから全ての大学が流れてしまっているのか。またこういうことも言わ

れているわけですが、例えば教員になってからでも教科の指導の勉強はいくらでもできるから、学生時代はいわゆる人間力を高めておく必要があると。体験したり人間関係を保ったりして人間力を高める、今どちらかというところの方に傾いているのかなという気がします。

じゃあその人間力を高めるといった時に、今の大学のカリキュラムで果たして対応できるのか。大学教育全体の問題でもあると思うのですが、大学教育全体の中で教員養成に携わる教職課程、我々の教育がどうあるべきか、ということも一方で考えなければいけないことです。教職課程だけが大学教育全般と切り離されて動いていくわけにはいかないということもありますし。要は大学で何ができるのかと本当に真剣に考えなければいけない時にきているのかなというふうに思います。

一方では実際に現場に立ってみて、八木先生のお話の中にもありましたけど、責任ある立場で子どもを指導する、あるいは子どもを集団として導いていくことをやり遂げた充実感、達成感のうえに力が付くのだと。これは現場に立ってみなければわからない。それと同じことを大学にいながら教えられるかといったらやっぱり教えることはできないし、体験型の学習をいくら進めたところでそこには必ずと限界があるから、じゃあ大学のうちに何ができるのか。一方で教科の専門性、ほんとに教科に強い、教科の面白さ奥深さを十分に理解している先生というのもまた求められるわけですね。つまり人間力なのか教科の専門性なのか、今現在どちらにも振れていてどちらにも立つことができない、迷走している状況だと思うんですね。今はちょっと人間力の方が強いのかなと感じていますが、実際教員になった時に、あるいはなろうとする時にそれでいいのか、大学教育にいったい何ができるのかと本当に考えなければいけない時期なんだろうなというふうに考えています。

八木:簡単に二つだけ述べます。ひとつは、筆記試験重視であると、教員養成において国立大学が主で私立大学が従のような感じで捉えられると問題があると思います。教育委員会が、採用する側としての欲しい教員像が反映されているのが採用試験の方法であると思います。筆記試験が極端に重視されると、国立大学の学生が主に合格し、足りないところを私立大学で補うように捉えられると問題があるということです。多様な採用試験の方法をとって頂くことで、私立大学の強み、つまり、多様な人材を育てるところが強みとして生きてくると思います。教員になる時に教員免許状は必要なものであって、例えば、塾の先生になる場合は必要ないというのが他の専門職と大きく異なる点だと思います。

次に、最終的に大学で何を身に付けさせておかないといけないのかということ、大学の授業では、どうしても学ぶ側になります。教える側に立った時の立場、その時の責任感とか主体性とかいうような感覚を学生に持たせるというのは、大学の授業としてはアクティブラーニングのような例もありますが、難しいと思います。教える側に立って、主体的に動くという機会を作れるのが教育現場だと思います。ですから、教える側になった時の責任感や達成感というものは、また大学で学ぶこととは違うので、理論と実践という両輪は大事だと思っています。以上です。

〔研究報告〕

昨今の教職課程や障害のある学生支援を巡る現状と課題

四天王寺大学 八木成和

I. 教職課程に関する答申等について

平成 24 年 8 月 28 日に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）¹⁾ が示された。この中で、教員養成の改革の方向性として、教員養成を修士レベル化することが示され、その後、各都道府県に 1 つ以上の教職大学院の設置が目指されたりしている。

その後、本答申に関して、2 つのワーキング・グループが組織され、具体的な実現方法が検討されてきた。その成果が以下の 2 つの報告書としてまとめられている。まず、平成 25 年 10 月 15 日に「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」²⁾ が出された。引き続き、平成 26 年 7 月 24 日に「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」³⁾ が出されている。

特に、教員免許更新制に関しては、平成 26 年 3 月 18 日に「教員免許更新制度の改善について（報告）」⁴⁾ が出されている。

そして、法令として、平成 26 年 9 月 26 日「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の交付について（通知）」が通知され、主なものとして、「教職課程に関する情報の公表の義務化」と更新講習の改革が決定された。

「教職課程に関する情報の公表の義務化」については、平成 27 年 4 月 1 日以降に実施することとなった。公表内容は TABLE 1 のようになっている。

TABLE 1 教職課程に関する情報の公表内容

- | |
|--|
| <p>①教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。</p> <p>②教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位および業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。</p> <p>③教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。</p> <p>④卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。</p> <p>⑤卒業者の教員への就職の状況に関すること。</p> <p>⑥教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。</p> |
|--|

更新講習の改革では、必修領域の制度と内容の変更が平成 28 年 4 月 1 日より実施されることに決まった。平成 27 年度は従来の枠組みで実施され、平成 28 年度からは必修領域の枠組みが変更となった。これまでは、必修領域（12 時間）と選択領域（18 時間）の合計 30 時間の更新講習の修了認定が義務付けられていた。平成 28 年度からは、これまでの必修領域（12 時間）が新必修領域（6 時間）と選択必修領域（6 時間）に分かれ、選択領域（18 時間）は、そのままとなり、合計 30 時間の修了認定が求められている。

従来の必修領域の内容は、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」とされ、①「教職についての省察」②「子どもの変化についての理解」③「教育政策の動向についての理解」④「学校の内外での連携協力についての理解」の4つの事項に分かれ、それぞれについて細目が決められている。

平成28年度からの新必修領域の内容は6時間で①「国の教育政策や世界の教育の動向」②「教員としての子ども観、教育観等についての省察」③「子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む）」④「子どもの生活の変化を踏まえた課題」となっている。①の事項の内、特に「世界の教育の動向」は新しく加わった内容であり、②、③、④の事項は従来通りの内容である。これまでの12時間の内、①「教職についての省察」と②「子どもの変化についての理解」の事項の大部分の内容が残され、③「教育政策の動向についての理解」と④「学校の内外での連携協力についての理解」の事項の内容が選択必修領域に移ることで6時間となっている。この新必修領域は教諭、養護教諭、栄養教諭のすべてが対象となる。

新たに設定された「選択必修領域」の内容をTABLE 2に示した。

TABLE 2 「選択必修領域」の内容

<p>①現行の必修領域の内容である以下のイからホの5つから2つまでで6時間分を構成できる。教諭、養護教諭、栄養教諭のすべてが対象となる内容である。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 学校を巡る近年の状況の変化 ロ. 学習指導要領の改訂の動向等 ハ. 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ. 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ. 学校における危機管理上の課題
<p>②新しい内容は1つで6時間の内容を構成する。選択領域で実施する場合は別のシラバスで実施する。学校種・年齢等により以下から選択する。()内の含む内容は必ず盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘ. 教育相談（いじめ・不登校への対応を含む） ト. 進路指導及びキャリア教育 チ. 学校、家庭並びに地域の連携及び協働 リ. 道徳教育 ヌ. 英語教育 ル. 国際理解及び異文化理解教育 ヲ. 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む）等）

以上の2点が法令により実施されることになった内容である。これ以外に今後の改革案も示されている。主要なものとして3点あげられる。

第一に、教員養成の在り方についてである。これは、教職課程の領域・科目割の枠組みの変更である。「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」では、「教育課程の見直しにおいて考慮すべき点」として、以下の6点が指摘されている。

①学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できるとともに、教科等横断的な視野で学習活動を展

開する力を養成する履修内容を位置付ける。

②思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し解決する力等の育成に向け、子供たちが主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力などを養成する履修内容を位置付ける。

③特別活動に含まれる児童会・生徒会活動や学校行事のように、着任後の学校の方針等を踏まえつつ実務・研修を通じて学ぶことがより効果的な部分を含む履修内容については、各教員養成課程の判断で履修内容や量を調整できるように位置付ける。

④専門性と実践性に優れた教員を養成するため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目（各教科の指導法）」を融合した履修内容（「教科内容構成に関する科目」）を位置付ける。

⑤特に、発達障害をはじめとする特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要となってきたことから、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」から独立して位置付ける。

⑥「教科又は教職に関する科目」の必要性や位置付けの在り方を検討するとともに、「66 条の 6（教養）科目」は不可欠なもののみを存置する。

第二に、教職課程の認定制度に関する内容である。「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」では、質保障の仕組みの導入として、定期的な認定制度が 2 案考えられている。

第一案は、教職課程の認定に有効期間を付し、①法令等の基準を満たしていること及び②一定の実状・実績があることの 2 点について審査を受けて、合格した場合に、次期の教職課程の認定を受けられることとするものである。

第二案は、教職課程の認定は現行どおりであるが、これとは別に、一定期間ごとに第三者機関による評価を受けることとするものである。例えば、大学や短期大学では、文部科学大臣が認証する評価機関により認証評価を 7 年以内ごとに、受けることが義務付けられている。この認証評価の場合、独立行政法人の大学評価・学位授与機構や公益財団法人の日本高等教育評価機構などが評価を行っている。このような方式が想定される。

第三に、複数校種免許状取得に向けた改正についてである。「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」では、特に、小中一貫教育を前提にした小・中免許状の取得が目指され、そのための制度設計が考えられ、多くの案が提案されている。その中で、本改正を目指す観点として以下の 3 点が挙げられている。

①教員には、学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できる指導力や、教科等横断的な視野と知見を持って教育活動を展開することのできる指導力を備えることが求められており、このことも踏まえ、教員養成課程の教育課程を全般的に見直し、教員免許状の取得に必要な所要資格を改める必要がある。

②現在、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の普通免許状は学校種ごとに授与され、また、中学校・高等学校の教員免許状は教科ごとに授与されるが、この学校種・教科種ごとの教員免許状を同時に複数取得しやすい方策を講じる必要性の有無について検討する必要がある。

③教員を目指す者や現職教員が、経年的に複数の教員免許状を取得することを通じて、継続的・発展的に資質能力の拡大・高度化を図っていくことも重要であり、このため、大学院レベルにおける教員免許状の在り方も含め検討することが適当と考えられる。

そして、具体案として、以下の 3 つの案が示されている。

①複数校種の教員免許状の取得を目指すものである。現行の免許状を基本に併有を促進する考え方であり、現行の免許状と複数校種の免許状を併存させる考え方及び複数校種の免許状を基本とする考え方に基づいたものである。

②小学校の教科別免許状を創設する案である。小・中学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状を創設すること、及び小・中・高等学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状を創設するという3つの案が提示されている。

③二種免許状・専修免許状及び高度専門免許状に関するものである。現行の専修免許状と高度専門免許状を併存させる考え方及び校種に係る専修免許状に代え、高度専門免許状を基本とする考え方に基づいて2案が提示されている。

また、高度専門免許状については、大学院段階の教員免許状として設けるほか、学部段階又は大学院段階において、複数の学校種の接続部分について特に履修したことを証明する、付随型の教員免許状として設けることが提示されている。

II. 近年の学生支援に関する法令・報告等について

これまでに発達障害のある学生への対応については、阪神教協でも取り上げられており、2011年の第1回課題研究会において中村(2012)⁵⁾と瀬島(2012)⁶⁾から報告がなされている。また、阪神教協教職課程データベース(平成22年度版:部外秘)の設問においても臨時の項目として以下の項目が追加された。すなわち、「教育実習および介護等体験の実施にあたって、特別な配慮を要する学生(例えば、心身に何らかの障害がある学生や、その他の特別な事情のある学生)に対して、個別に指導したり、実習先・体験先との調整を行ったりした事例がこれまでに(過年度も含む)ありましたら、差し支えのない範囲で、その概要(配慮を要した事項および大学としてとられた対応等)をご記入ください。」であった。阪神教協においても発達障害のある学生を含む特別な配慮を要する学生への対応は課題として捉えられてきた。

さて、このような中、内閣府より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」⁷⁾が2013(平成25)年に公布され、2016(平成28)年に施行となった。

本法の目的は、第一条において、「障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」とされている。

そして、本法の対象者は、第二条の1において「障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされている。発達障害を含む精神障害のある者をも含んだものとなっている。

国民の責務として、第四条では、「国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めな

なければならない。」とされている。「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備が求められ、第五条では、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と示されている。

ここで示されている差別は、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、この社会的障壁は、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とされている。また、「合理的配慮」は本法では定義されていないが、障害者権利条約第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。したがって、ここで示されている差別とは、不均等な待遇を行うことと、合理的配慮を提供しないことであるとされる。

本法の施行に向けて、文部科学省では、平成24年6月に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」⁸⁾が出されている。本報告では、大学等における障害のある学生の在籍者数が急増しており、各大学等は今まで以上に、障害のある学生の受入れや修学支援体制の整備が急務となっていることが指摘されている。そして、平成19年9月に署名された障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）、平成23年8月に改正された障害者基本法などのこれまでの動向が示されている。

この障害者権利条約の定めにより、特に、教育分野については、「教育についての障害者の権利を認める」（第24条第1項）とし、「障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する」（第24条第5項）と定めている。また、障害者基本法においては、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第4条第1項）、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない」（第4条第2項）としている。この他、発達障害者支援法においては、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」（第8条第2項）と定められている。

こうした中、今後、すべての大学等の高等教育機関において、障害のある学生に対する合理的配慮の提供が求められることとなり、文部科学省高等教育局長の下に検討会が設置され、本報告書が出されたのである。本報告書の中に「5.大学等における合理的配慮」の項目があり、「合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものであることから、合理的配慮の内容全てを網羅して示すことは困難なため、本検討会においては、大学等において提供すべき合理的配慮の考え方について、項目別に以下のとおり整理した。」とある。

主なポイントを示すと、第一に、「機会を確保すること」である。「学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮」とされ、「大学等は、学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。」とされている。ただし、「高等教

育を提供することに鑑み、教育の本質や評価基準を変えてしまうことや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。」という注意点も示されている。

大学における様々な機会にあたるものとして、「講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、大学院における研究指導等の正課教育（予習・復習・課題への対応等の自主学習を含む）、図書館や情報処理室、学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学式やオリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請など」が挙げられている。この対象となる機会には、教育実習も含まれている。教職課程においては、教育実習等の学外実習が必修となっていることが多い。教育実習等の学外実習や学校インターンシップにおける配慮としては、「障害のある学生が資格の取得やインターンシップ等のため、学外の諸機関での実習を希望する場合においても、可能な限り機会を確保するよう努める。これらの実施に当たっては、実習先機関の利用者への影響を考慮しつつ、実習の教育目標を達成するための合理的配慮が提供されるよう、大学等は実習先機関と密接に情報交換を行うことが重要である。」とされている。

実習の教育目標を達成するために、評価基準は変えないことと、学外実習やインターンシップ等の対象となる教育機会が明記され、実習先機関との密接な情報交換が求められている。

また、成績評価においては、公平さの担保が求められている。したがって、「なお、合理的配慮の決定に当たっては、他の学生との公平性の観点から、学生に対し根拠資料（障害者手帳、診断書、心理検査の結果、学内外の専門家の所見、高等学校等の大学入学前の支援状況に関する資料等）の提出を求め、それに基づく配慮の決定を行うことが重要である。」と述べられている。特に、発達障害の中でも自閉スペクトラム症で知的障害を伴わない場合、不適応状態が見られないと診断されないことも予測される。また、知的に問題がない場合、高校までは適応できていたが、大学入学後に不適応となった事例も見られる。加えて、医師の診断名と実際の大学生生活における困り感が一致しない場合もあり、支援の具体的な内容を詳細に検討する必要がある。しかしながら、公平さを考慮しつつ、根拠資料を明確にした上で支援内容の合理性を大学が決めることになる。この時、「公平さ」の考え方が重要となる。

そして、「合理的配慮」の判断に当たっては、その過程が重要とされている。「大学等が合理的配慮を決定するに当たっては、学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供されることが望まれる。」とされている。最終的には、大学として組織的判断をすることが求められている。不幸にも訴訟となった場合も判断の過程を明確にしておくことが求められる。そして、この組織的判断を行う場合の個人情報管理も重要となる。

学内での対応方法としては、「関係者間で合理的配慮内容の合意を得るためには、そのための組織体制を構築する必要がある。具体的には、障害学生支援についての専門知識を有する教職員が学生本人のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような体制整備が求められる。加えて、この決定に対する学生本人からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロ

セスを学内に整備することが望まれる。」とされている。学生との間でトラブルを生じさせないためにも、学内で調整できる機関の設置や専門家の配置が必要となる。

(3) 今後の方向性

独立行政法人 学生支援機構が編集している「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（現在は、平成 23 年度改定版）⁹⁾ が、平成 26 年度には、「合理的配慮の考え方や、具体的な支援事例等を新たに加える予定で、改訂作業を進めております。」とのことであり、合理的配慮の考え方が今後重要となると思われる。

[引用文献]

- 1) 文部科学省 平成 24 年 8 月 28 日 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（答申）
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1325094_1.pdf)
- 2) 文部科学省 平成 25 年 10 月 15 日 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/093/houkoku/attach/1340445.htm)
- 3) 文部科学省 平成 26 年 7 月 24 日 「教員の養成・採用・研修の改善について~論点整理~」
(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/09/1352439_01.pdf)
- 4) 文部科学省 平成 26 年 3 月 18 日 「教員免許更新制度の改善について（報告）」
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/101/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2014/03/18/1345306_01.pdf)
- 5) 中村健 2012 「発達障害学生の指導・支援をめぐる一『ユニバーサル支援』目指したチーム援助型ネットワーク活動の構築一」 阪神教協リポート 35, 14-20.
- 6) 瀬島順一郎 2012 「発達障がい学生の指導・支援をめぐる一大阪産業大学の場合一」 阪神教協リポート 35, 21-26.
- 7) 内閣府 平成 25 年 6 月 28 日公布 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)
- 8) 文部科学省 平成 24 年 12 月 25 日 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm)
- 9) 学生支援機構 平成 24 年 3 月 「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 23 年度改訂版)」(http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/guide/top.html)

[参考資料]

高橋 知音 2014 日本教育心理学会 第 56 回総会 研究委員会企画チュートリアルセミナー配布資料「発達障害のある大学生への『合理的配慮』とは何かーエビデンスに基づいた配慮を実現するためにー」(11 月 9 日 於 神戸国際会議場)

教職課程の实地視察を受けて

追手門学院大学 田中耕二郎

追手門学院大学の田中でございます。私のテーマは文科省の教職課程实地視察を受けて、特に指摘事項を中心に報告をせよということでございます。

1. 实地視察に至るまでの経緯

ご存知の方も多いと思いますが、そもそも实地視察がいつごろから始まったのか。実はそんなに古くからあったわけではなく、2001年から始まったということですから、だいたい15年ほど前からです。そして現在、1年間に40から50大学を視察しているようですから、すでに600大学以上を視察しているという計算になります。実は全国で教職課程をおいている大学は約600です。そうするとほとんどが視察を受けているということになるかと思いますが、もちろん2回、3回視察を受けた大学もあるかと思いますが、それから年によっては例えば教免法の大幅な改正などがあって再課程認定なんかが行われると、そういう時にはやはり实地視察というのは数が減ります。でも、いずれにしてもそろそろというか、ほとんど残っていないんじゃないかなという感じで、本学にも实地視察は来るんじゃないかと、ここ3、4年毎年のように期待はしてないんですが、来たらどうしようかなということでした。

そもそも、どういう基準で視察大学が決められるのか、まだ实地視察を受けていない大学の方はそのあたりも少しご関心があるかと思いますが、これについても実は明確な基準というのはどうもなさそうなんです。もちろん实地視察の目的というのは一応定められております。つまり「認定及び指定時の課程の水準が維持され、その向上に努めているかどうかを確認すること」とされているのですが、例えば学部や学科を新設して課程認定を受けた場合、そういうところはだいたい完成年度を迎える頃に实地視察が来るんじゃないかと、それからこれは直接文科省の方から伺ったのですが、例えば事前相談などの対応をして、あるいは年度末の変更届などで、どうもこの大学はちゃんとやってなさそうだというふうに目をつけられたところが实地視察の対象になるんじゃないかと、それ以外にも例えば政策上こういうあたりを重視したいということでそれに見合う実践を行っているような大学を实地視察してなんらかの示唆を得るとかいろんなことが言われております。

このうち私どもの大学はどうかというと、確かに国語の課程認定を受けてちょうど今年が4年目の完成年度を迎えるということがありましたので、ひょっとしたらこれで来るんじゃないかということも予想はしていたのですが、どうも後から考えるとむしろ先ほど多畑さんのお話にありましたように教科に関する科目の共通開設ですね、これがどうも引っかかった感じ。というのは实地視察を行うという連絡の前に、レジュメのところにも書いておきましたが、3月17日に変更届を出しました。その後4月15日に文科省から教科に関する科目の中の一般的包括的科目は共通開設ではないかという問い合わせがありました。聞くところによると、阪神教協の加盟大学の中にもいくつかそういう問い合わせがあったようです。本学の場合は正直に共通開設ですというふうに答えたようですが、ちょっと確信がなかったので文科省の方からあらためて4月中に回答しろという指示

があったようです。その後、文科省から本学が実地視察の対象になったという連絡が来ました。

そこで、いよいよ実地視察が今年あるんだなということで、必要な対応を始めたわけです。で、4月23日に本学から2人の担当職員が文科省を訪問しております。これは単に共通開設について相談するというだけでなく、実は来年度に新学部を設置する申請を行っており、それに伴って教職課程の認定を受ける作業も進めていましたので、その両方を兼ねてってということだったと思います。そういった中で、この23日の前にも文科省を訪問して相談しているんですが、特にこの4月23日の訪問の時に次のようなことを文科省の方から言われたようです。直接私が相談に行った訳ではないので後で聞かせてもらった話をまとめたものですが、教職に関する科目は問題ないが、教科に関する科目が認定基準に定める科目区分の半数を超えて共通開設されているとまずい、つまり共通開設を全く認めないということではなくて、これはみなさんご存知かと思いますが、それぞれの免許教科の科目区分、例えば中学社会だったら5つに分かれています、そのうちの半分を超えて共通開設がされてるということであるとまずい、共通開設する場合は半分に満たない範囲でやれということかと思えます。

それから学則上、自学科開設になっても実際には複数の学科で同一授業、言い換えると同じ担当者による同一時間の授業を履修させている場合、これは共通開設とみなすということのようです。これらを是正するために、まず共通開設を含む科目区分を半数未満にする必要がある、そしてそれが出来ない場合は認定取り下げること検討してほしいということです。加えて、文科省の担当者から、実地視察までにはできることはないだろうから、実地視察の時も同じことを言うことになる。実地視察を受けた後1年の間に報告書を出すことになるから、その報告書でもって対応を出してもらいたい。そしてさらに変更届のチェックを始めたところであるが、同じような指摘をしている大学が他にもあるという話があったようです。

その後、全学的に体制を整え対応をするということになるのですが、まず4月28日に実地視察の受け入れ可能日程の提出が求められました。一ヶ月ぐらいの範囲の中で、例えば教授会やその他の行事がある時は無理だということで、大学として都合のつく日程をなるべくたくさん出してくれということだったと思います。そして同時に、①実地視察調査票、②教職に関する科目のシラバス及び教科に関する科目のうち、特色のあると考えられる授業として調査表に記載した授業科目のシラバス、③教育実習の評価項目表、評価シート等、④学生便覧、履修案内等、⑤学則、⑥平成26年4月1日時点の認定課程の状況を記載した様式第2号、⑦履修カルテ、これらの資料を実地視察の1か月前までに提出してもらおうので今から準備をしておいてほしいという指示がありました。

4月28日にこういう連絡があって、5月22日に実地視察が6月19日に決まったという連絡がメールでありました。この時に、この実地視察の際に参観する授業が2つ指定されました。

その後、文科省から32項目の具体的な視察事項を列挙した資料が送られてきました。これは上記①～⑦の資料を見た上で、このあたりちょっと聞く必要があるということをもとめたものと思われました。これに加えて、近年実地視察を受けた他大学でどういった事項が問題になったのかを教務課の職員に調べてもらって、それでかなり項目が増えましたが、想定される質問事項を整理してもらい、それぞれについて関係する部署が分担して回答案を用意しました。以上が視察に至るまでの主な経緯ということになります。

2. 本学の教職課程の概要

次に本学の教職課程の概要ですが、これはもう詳しくは説明いたしません。配布資料をご覧ください。要するに、本学は5学部8学科で、入学定員は1,320名。すべて人文社会科学系の学部で、従って人文社会科学系の総合とまでいいかわかりませんが、中規模大学だということです。免許教科として学士課程においては中学校の社会、英語、国語、中国語、そして高校の地歴、公民、英語、国語、中国語、商業、情報の一種免許。また大学院修士課程においては中学校の社会、英語、および高校の地歴、公民、英語、商業、情報の専修免許、これらの課程認定を受けています。あと実際どれくらいが教員になっているのかとか、免許取得者数の推移なども配布資料に示しておりますので、また必要な時にご参照いただければと思います。

3. 実地視察の概要

次に実地視察の概要に移ります。実地視察は先ほども申し上げましたように6月19日に行われました。タイムスケジュールなどについては、文科省からほんとうに細かく、ちょうどドラマの脚本のようなもの、つまり誰がどういう挨拶をする、どういうことを喋る、その喋る内容なんかも記したものが送られてきました。配布資料に簡単な実地視察の日程や流れを示す資料も入れておきましたので、これから視察を受ける可能性のある大学は参照していただければと思います。それで今日の報告で一番肝心なところですが、実地視察での指摘事項を中心とした報告を行います。

4. 実地視察での指摘事項

(1) 事前に指摘された事項

まず、先ほども申しましたように、文部科学省より事前に32点の指摘がございました。そのうち他大学の例から予想されるものやその他細かなものを除いて、私どもとして深刻というか重大に受け止めたのは、以下の2つぐらいかなと思います。

ひとつは、すでに事前に予告されていましたが、免許状取得のための卒業要件外科目を多数開設し、同一科目名称で共通開設をおこなっているという指摘です。この卒業要件外科目というのは、教科に関する科目、特に一般的包括的な科目については卒業要件に入れろという指導がここ数年非常に強まっていますが、本学の場合、そのような指導が強まる前に課程認定を受けていたので、教科に関する科目が必ずしも卒業要件科目に含まれていなかったのです。同時に特定の科目に絞るとどうしてもその学生が選択するものが決まってくるので、むしろ個々の学生の関心にそっていろいろ選択できるようにというのでなるべくたくさんの科目を並べていたのですが、それが裏目にあたということかと思われま。

それから、教科に関する科目について共通開設が大部分に渡っているため明確な基準違反であると指摘されましたが、これは先ほど申しましたように科目区分の半数までだったらいいが、それ以上になるとだめだということです。しかし、ひとつの科目区分の中に複数の科目を配置した場合、例えば日本史だったら日本史概説の他、先ほど申しましたように選択ができるように、それ以外の日本史関係の科目を並べたりするんですが、そのうち一科目でも自学科開設でないものが入っていたりすると、科目区分全体が共通開設という扱いを受けるわけです。ですから今から考えるとそこを解消するためにはその引っかかっている部分だけを削除すれば済む話なんですが、基本的に文科

省の指摘はこういうかたちで指摘されていたということです。

なお、共通開設を含む科目区分を半数までに留めることができなければ、一部学科の認定の取り下げも視野に入れて早急に是正することということで、課程認定の取り下げも示唆されましたが、これもちよっとコメントしますと、実は課程認定というのは文部科学省が行っているわけで、文部科学省としては自分たちは誤った、間違った認定はするはずがないというそういう気持ちが多分あると思います。だからこれは間違ってたから改めるというのではなく、取り下げというのは自主的に取り下げると、自分たちは間違ったことはしていないと、大学のほうの事情で取り下げさせてほしいと、そういう感じかなということですね。あくまでも取り下げという言い方です。

それから二つ目ですが、他学科聴講の示し方が不適切であるという指摘です。他学科聴講については新入生に対する冊子や教職課程の履修指針などに載せているのですが、文科省としてはこのような形で載せてはならないと言うわけです。他学科聴講を認めないというわけではなく、他学科聴講は認めるけれども、それを大っぴらに宣伝するなということ。これはまったく意外でしたが、他学科聴講自体が否定されたわけではないので、その点はホッとしました。

(2) 実地視察当日に指摘された事項

そのほか、実地視察当日に、事前に指摘された2点を含めて次のような指摘を受けました。

- 全体として教員就職者を増やすこと。
- 大学院において免許取得者数が少ないので増やすこと。
- 一般的包括的科目を卒業要件に入れること。
- 他学科聴講を明文化するのは望ましくないこと。
- 母校実習は望ましくないこと。
- 教育委員会との連携を進めること。
- 教職課程委員会の機能を強化すること。

(3) 講評において好意的に評価された事項

実地視察の最後に、まとめの講評が行われましたが、そこでは「個別的な事項では細かく指摘するようなことはなくて、本当に丁寧な進め方をされているという点では本当に評価できる。ただ、冒頭申し上げた教育課程にかかわることに関しては改善を進めていただいて、文部科学省の教職員課と詰めをしていただいて最終の報告をお願いしたい」と総論が述べられ、続けていくつかの点で具体的に好意的な評価をいただきました。

例えば国語科教育論のシラバスについては、「非常に丁寧に書き込まれていて、それぞれの回数の中身が、とても丁寧に書かれてる。・・・なかでも、テキストと参考書が、見事にきちっと授業にマッチして書き込まれている。モデルにぜひしてもらいた」とすごく褒められました。

また、実際に授業を参観していただいた鋒山教授と佐々木教授の授業も「大変すばらしい授業を展開されてるなという思いで見せていただきました」と非常に高く評価していただきました。

さらに、本学では障害児教育論という授業が私が本学に赴任する前から（その当時は特殊教育という用語が使われていたのですが）、ずっと開講されているのですが、視察委員の先生が特別支援教育を専門とされていることもあったのですが、特別支援学校の免許を出す課程を持っていないにもかかわらず、こういう障害児教育論という授業を開設しているのは大変素晴らしいとすごく評価していただきました。

あと施設設備につきましても、私どもは図書なんかは不足しているんじゃないかなと思っていたのですが、これも非常によく整備されている、バランスもいいという評価をいただきました。ただ、社会科の雑誌類が少し足りない印象があると指摘されましたが、これも社会科の雑誌については見ていただいたところになかっただけで、他のところにちゃんと入れていたのです。全体として私たちとしてはもう少し図書を充実してほしいなと思っているにもかかわらず、図書も充実しているしその他の施設も立派でかつ清掃が行き届いているという評価をいただき、少し痛し痒しという思いを致しました。

5. 「共通開設」の是正について

次に、実地視察を受けて、とくに共通開設の是正について本学がどのように対応しようとしているかということについて少し触れておきます。まず共通開設につきましては、7月24日に実地視察後の最初の教職課程委員会（これが本学では教職課程について審議する直接の機関ということになります）が開催され、そこで次のような方針が示されました。

- 文部科学省の指摘どおりに共通開設を是正した場合、新たに開講が必要なクラスは150クラスである。
- 現在、みなし専任教員制度（他学科の教員を借りてくることが出来る制度）を利用しなければ必要専任教員数を満たすことができない学科は6免許教科に及んでいる。「共通開設」状態を是正した科目区分は自学科の科目区分となるため、みなし専任教員制度を利用することが出来ないため教員確保も必要である。
- 文部科学省の指摘でもあるが、各学科で免許の取り下げも視野に入れる必要があるため、各学科において最低限どの免許が必要であるか検討してほしい。
- 文部科学省の最終的な判断は9月に出される予定である。それまでに検討してほしい。

このうち、文部科学省の指摘通りに共通開設を是正した場合、新たに開講が必要なクラスは150クラスほどになるという試算については、実は私どもはその根拠が分かりません。こういう方針は私どもとは関係ないところで作られており、その根拠については一応説明を受けましたが、なんで？という疑問がぬぐえないのです。実際150クラス増やすというのは考えたらずいぶん経営的に大変なことです。かりに経営的にクリアできたとしても、実際担当教員を確保できるかという問題が当然出てくるわけで、これは非常に難しいのではないかと考えています。

そした中で、12月11日、つい先週ですが、最新の教職課程委員会が開かれ、次のような方針が承認されました。

- 学則上の各学科の開設科目の表記について、各学科の固有の開設科目を別表1、それ以外の科目（他学科の開設科目で、教科に関する科目として自学科開設とみなす必要のある科目や教職に関する科目など）を別表2に区別して表記する方法を改め、教科に関する科目として自学科開設とみなす必要のある30科目については、すべて表1に移行する。
- 教科に関する科目を精選し、履修選択を確保するために開設していた科目のうち必要不可欠なもの以外は削除し、共通開設を含む科目区分を半数以下に抑える。
- 1学科において、認定免許教科のうち1教科を取り下げる。

このうち、一つ目の方針は、学則上の各学科の開設科目の表記方法を変えるということです。実

は本学の場合ここがちょっと最初ミスったんじゃないかと思われま。おそらく多くの大学では本学が新しくここで変えようとしているように各学科の開設科目に教科に関する科目をだいたい入れてるんじゃないかと思うのですが、本学も最初はそういうふうにしよとしたわけ。これは文科省がそういう指導をしたからですが、つまり以前の課程認定を受けた時に、実際に開設しているかどうかは別にして、学則上それぞれの学科の開設科目の中に位置づけておけば、自学科開設とみなしますよというような指導、これは他の大学もそういう指導を受けていたと思います。だからほとんどの大学がそうしていると思うのですが、ところが本学もそれをしようとしたところ一部の学科から卒業要件に入る科目と入らない科目はきちんと分けないと学生が混乱するという意見が出て、まあそれもそうかなということでその時点で学科固有の科目については別表1、それ以外の学科として開設するとみなす科目、例えば教科に関する科目、教職に関する科目、社会教育主事とかその他の資格取得の科目などは別表2ということで、分けてしまったのです。そうすると文科省としては分ける理由が、自学科開設ではないのではないかということで目をつけたんじゃないかなと、これは推測なんですけども。ちょっとそういったことがありましたので、二つ目の方針として共通開設が含まれる科目区分をなるべく減らす必要があるということもありますので、他大学でもやっているように別表2の中の教科に関する科目のうち、精選して30科目ほどを別表1の方に移すということを方針として決めたわけ。

なお、三つ目の1学科において認定免許教科のうち1教科を取り下げるという方針については、私としては取り下げる必要はないし、取り下げなくても対応はできると思っていますので、一応反対はしたんですけども、諸般の事情で取り下げるという方針を委員会としては承認するという事になったわけ。

6. 課題と教訓

すでに予定の時間が過ぎていきますので終わらなければいけないんですが、課題と教訓ということで少し思うところを述べさせていただきます。

ひとつは文科省の姿勢についてですが、けっこう柔軟というかそんなにきつくないというふうに感じました。例えば、実地視察後の相談で、文科省の担当者は次のように述べたと聞いています。

「今年度中の対応は必要ないと考えて良い。あくまで来年度から。来年度についても、どうしても事情として無理な状況が発生したならば、段階的にこういう風に進めます、ということをごちらから視察報告書を送った後に、フォローアップをお願いするので、そこに明記して頂いて、次年度に提出して頂ければと思っている。・・・報告書が出るのが、一月乃至二月。なので、それ以降にまともな話なので、報告書の提出については、こちらの報告書が出てからで構わない。」

このほかにもいくつかあれ？と思うような、優しいというか柔軟な発言なんかがあったりしましたので、なぜ150科目も、現時点ですでに40か50科目くらいまで圧縮できるという話になってくるのですが、それでも40ないし50科目も増やさなければならぬのかと、私なんかは思います。増やさなくても対応できるんじゃないかと思ったりしてるんですね。ですから文科省のこういった助言、指導、意見はもちろん必要なことですし、ありがたいことですが、文科省が何を望んでいるのかと、もっと正確に理解する必要があるんじゃないかなと思います。

そこで課題と教訓ということ、簡単に申し上げます。まず文科省との相談内容がほんとに適切

であったのかということです。それから学内での協議の進め方が適切であったのか、そして3つ目に、新学部の設置申請との並行作業で進めていましたけれども、その影響がひょっとしたらあったんじゃないか。学部設置の申請の際の課程認定というのは先ほども申しましたように、卒業に必要な必修科目なんかいろいろとかなり厳しいことを言われています。そのために申請自体を取り下げる例というのは、ここ数年、阪神教協のいくつかの大学でも出ているようですが、それとこういった実地視察の結果、既存の課程についても同じようなことを求めているのかどうか、その辺りの見極め、本学の場合は学部設置の申請とこれに伴う課程認定の申請、および共通開設の問題と実地視察の対応、これらの両方を同じ職員が担当していたものですから、そのあたりが区別できるかどうかは分かりませんが、もし区別が出来たとしても実際にちゃんと認識していたかどうか、このあたりが課題としてあるんじゃないかと思っております。

そして最後に教訓ですけども、まず他大学との情報交換、これは鉄則です。是非他大学との情報交換をしっかりとやる必要があるというふうに思っております。特にこういった課程認定あるいは実地視察なんかについては、各大学でもやっぱり職員の方がけっこう担当しているわけですね。特に阪神教協それから全私教協のとりわけ免許事務検討委員会なんかは経験を蓄積しておりますので、そういうところとちゃんと連絡をとってやれば、そんなに慌てるようなこともないと思います。

二つ目ですが、先ほどもちょっと申しましたが、課程認定を受けたわけですから文科省が一旦認めているわけです。その後大学として意図的にごまかしなんかしているのだったら実地視察はやはり恐怖だと思いますが、そうでなければそんなに心配する必要はない。けして文科省の方針が一貫しているわけじゃない、よくブレます。それから担当者がわりと短期間で変わりますので、担当者によるブレというものもあるように思います。むしろみなさん方のほうがひょっとしたら長いかもしれない。そうしたことから、以前はこうだったんだ、というようなことを感じると思うのですが、そのあたりやっぱり大事にしたほうがよいのではないのでしょうか。

三つ目は、ヤブヘビを突くなということです。いらんことを言えば、言った以上やらんとあかんということになります。先ほどもちょっと申しましたが、例えば1学科で1教科を取り下げるというのも、取り下げる方向で検討しますと言った以上、せめて一つは取り下げないと申し訳が立たないからのようです。学生からすれば免許の取得機会が減る訳ですよ。どちらが大事かということです。以上です。ありがとうございました。

Ⅲ. 課程認定申請大学からの事例報告～指摘事項を中心に～

大阪樟蔭女子大学 修学支援課統括課長 下山 貴宏

1. はじめに

大阪樟蔭女子大学の下山と申します。今年度に課程認定申請を行いましたので、申請への準備から指摘事項への対応までを中心に報告いたします。

今回の申請での経験を元に報告いたしますが、申請に必要な事項を網羅しているわけではなく、また申請業務に精通された方には物足りないかもしれませんが、「初めて、あるいは久しぶりに課程認定申請業務に携わる予定」の方や「“課程認定が厳しくなった”と聞くがどんな点が厳しくなったのか」と疑問を持たれている方、「課程認定申請のためどういったことを準備しておいたらいいのか」をご心配の方々にも少しでも役に立つような報告ができればと思います。

2. 今回申請した課程は

今回申請した課程は以下の通りです。

- ・栄養教諭 1 種 （健康栄養学科 管理栄養士専攻 定員 120）
- ・栄養教諭 2 種 （健康栄養学科 食物栄養専攻 定員 40）
- ・中 1 種・高 1 種「家庭」 （健康栄養学科 食物栄養専攻 定員 40）

本学は、平成 27 年度に学芸学部健康栄養学科を改組し健康栄養学部健康栄養学科とすべく学部設置の届け出をしていますが、これに伴い、現在認定を受けている免許について改めて課程認定申請を行なうことになりました。

3. 事前に気をつけたことは

文部科学省の「事務担当者説明会」が 3 月 19 日にありましたので、参加しました。ここでは、審査の基準、またその元になる考え方について、ここ数年の流れから今年度の認定申請での注意点についてまで、詳細な説明がありました。

申請作業に取り掛かるにあたり、心配なことがいくつか浮かびあがってきました。

一つ目は、「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」のこと。これは、阪神教協の報告の中でも何度か取り上げられている重要事項ですが、申請書でこれがきちんと示せていないとだめだということ。現時点でカリキュラムに大きく手をいれることは困難ですから、申請書でどこまで表現できるか実に不安なところです。

二つ目は、「教員審査」が非常に厳しくなっている（らしい）こと。文部科学省が示した事項は

- ①審査回数は 2 回が限度
- ②「審査省略」の廃止
- ③全ての科目担当教員が対象になったこと（66 条の 6 除く）

です。これまで、審査を受けるのは教職に関する科目を新規に担当する教員数名といったところだったものを、科目担当教員全員の審査をすることになり、作成する書類が大幅に増えるわけです。審査

対象が増えれば不適合とされる可能性も高まりますし、そもそも個別の審査そのものが厳しくなるのではないかという不安も出てきます。

三つ目には、新しい様式の書類が追加されています。「組織的指導体制」「大学・学校・教育委員会の連携」といった様式が加わっていますが、どの程度書き込んだらよいのか、書類作成のためにあらたな学内制度の整備や学外組織との協定締結に取り組みなくてはならないのか、このあたりも良く分かりません。

4. 申請にかかるスケジュール

今回の申請での実際の工程を表にまとめました。

日付	本学の作業	文部科学省側指示	
3/19	「事務担当者説明会」参加		
5/15	事前相談		
5/28	申請書提出		
6/13		指摘事項のメール①(事務担当)	対応〆切 6/30
6/30	指摘事項への対応①		
7/31		全大学に対する「指摘事項送付完了のお知らせ」メール	
8/29		指摘事項のメール②(事務担当)	対応〆切 9/3
9/4	指摘事項への対応②		
9/10	申請書類差し替え		
9/26		指摘事項のメール③(委員会の指摘)	対応〆切 10/10
10/16	指摘事項への対応③		
10/24		指摘事項のメール④	対応〆切 10/29
10/29	指摘事項への対応④	担当官から電話で修正指示	
10/30	指摘事項への対応④´	担当官から電話で修正指示	
10/31	指摘事項への対応④´´	担当官から電話で修正指示	
11/06	指摘事項への対応④´´´		
現在	結果待ち		

3月19日の説明会に参加したことは先に申し上げました。事前相談で文部科学省に参りましたのが5月15日でした。

申請書の提出後2週間程で1回目の指摘事項のメールが来ています。これは担当官が申請書をチェックしたものです。指摘事項と修正の方向を指示したものが一覧表になっていてファイル添付されています。この指摘事項への対応を約2週間でするようにとの指示です。

指摘事項への対応とは、指摘された問題点について申請書を修正し、PDFファイルにして教職員課に送ることですが、その対応後、2回目の指摘事項のメールが来ています。これも担当官による指摘ですが、前回の対応では不十分だと判断された部分の指摘です。これが、8月29日、9月3日までに対応せよという指示です。

2回目の修正に対して「よろしい。申請書類を差し替えに来るように。」との連絡をもらって、申請書類の差し替えを行います。

その後、課程認定委員会があって、委員会の審査の結果の指摘事項がメールで送られてきたのが9月26日。対応の締め切りが10月10日と、かなり短い期間でしたが、この時の指摘事項が、教員の差し替えを求めるものを含め結構な数あったので、かなり慌てました。

それらの対応が終わった後、さらに指摘事項のメール。これは提出した修正書類を事務レベルでチェックしたようですが、修正内容が充分ではないとしてさらに修正を求めているものです。主には教員の業績でしたが、業績書の記述レベルで複数回やり直しの指示がありました。

そして、現在、結果待ちという状況です。

5. 事前相談

今回の報告の副題に『～指摘事項を中心に～』とありますが、申請書提出後に送られてきた「指摘事項」だけでなく、「事前相談」の段階でもいくつか指摘をもらって修正していますので、事前相談での担当官とのやり取りを紹介しておきます。

事前相談の前に、指定された以下の書類を教職員課にメール添付で送っておくことになっています。

- ・様式2号（課程の概要）
- ・様式第8号ア（理念・設置趣旨等に関する書類）
- ・様式第8号ウ（教育課程の履修モデル）
- ・学則

その他に、質問したい事項がある書類を送っています。

事前相談の席に着いたところ、『書類を点検して気になった点を先に説明しましょう』という担当官の言葉で事前相談は始まりました。この時に分かったことですが、事前に送付した書類を担当官は丁寧にチェックしていて、問題点・修正例を示してくれます。これは大変助かりましたし、親切な対応です。こちらの疑問にも明確に回答してくれました。

指定された書類以外でこちらから確認したものが「組織の対応表」です。改組に伴う認定申請でしたのでこの書類が必要になりますが、様式は任意ということでしたので、これで問題ないか見てもらいました。

現行の学科・専攻					27年度免許状の認定を受けようとする学科・専攻						
学部	所属学科	専攻	免許教科	免許状の種類	学部	所属学科	専攻	免許教科	免許状の種類		
学芸学部	国文学科		国語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	学芸学部	国文学科		国語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状		
			書道	高等学校教諭一種免許状				書道	高等学校教諭一種免許状		
	国際英語学科	—	英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	学芸学部	国際英語学科	—	英語	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状		
				健康栄養学科					管理栄養士専攻	—	栄養教諭一種免許状
	食物栄養専攻	家庭	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	栄養教諭二種免許状							
		—	—	—	—						
	被服学科	アパレル専攻 化粧文化専攻	家庭	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	学芸学部	被服学科	アパレル専攻 化粧文化専攻	家庭	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状		
				ライフプランニング学科					—	家庭	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状
	児童学部	児童学科	—	—	幼稚園教諭一種免許状	児童学部	心理学科	教職課程認定は申請せず			
			—	—	小学校教諭一種免許状			児童学部	児童学科	—	—
—			—	—	—					—	—
心理学部	心理学科	—	社会	中学校教諭一種免許状	心理学部	健康栄養学科	管理栄養士専攻	—	栄養教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状		
		—	公民	高等学校教諭一種免許状			食物栄養専攻	家庭	高等学校教諭一種免許状 栄養教諭二種免許状		

様式 2 号の 1 枚目の学科・免許の表もとに、新旧対照表のような形にして、組織の関係を矢印で結んであります。回答は、これで充分です、ということでした。

「様式 8 号ア (理念)」については、相当関係についてここでチェックされているという認識でしたので、適切に書けているか確認してもらいました。次のようなアドバイスがありました。

①「学科等」の記載は「専攻別、免許別」に

学科ごとにそれぞれの理念や趣旨を書かせる書類ですが、認定課程ごとに、つまり「専攻別、免許別」に書きなさいという指示をもらいました。「学科」とあるので、当初、学科として記述していたのですが、そうではなくて、取らせる免許ごとに「栄養教諭 1 種を取らせる管理栄養士専攻について」「栄養教諭 2 種を取らせる食物栄養専攻について」「中・高の《家庭》を取らせる食物栄養専攻について」という風に分けて記載しなさいという指示でした。専攻ごとに、あるいは複数の免許を申請される場合はご注意ください。

②「設置趣旨」は「なぜこの免許を取らせるのか」を“ふわっと”した記述で良い。具体の体制・構成を イ ウ で明らかにしていくように

「設置趣旨」はどの程度書き込んだら正解なのか悩んでいたのが、尋ねたところ、「課程の具体の体制・構成について様式のイ、ウでしっかり表現するように。そこへ繋げるように、『なぜこの学科でこの免許を』というところがしっかり書いていればそれで充分ですよ」というアドバイスでした。

健康栄養学科管理栄養士専攻—栄養教諭 1 種免の設置趣旨は、申請時には以下のような記述をしました。

今日、わが国においては、教育のよりいっそうの充実が求められ、児童生徒の「生きる力」としての学力の育成が強く求められている。それは、個別的な教科能力の育成にとどまらず、それらを総合し、自らの生存を共生に向けて切り開いていくことによって、この困難きわまる21世紀を豊かに、そして調和的に生きることの出来る主体の育成を目指すということであるだろう。そして、そのような主体の育成のために働く教員の資質のいっそうの向上がきわめて重要な課題として存在しているといわなくてはならない。

そのような課題認識にもとづき、上記(2)の「教員養成に対する理念・構想」のもとに描かれるごとき教員の養成を目指して教職課程を本学に設置する。具体的には、以下のような力量を持った教員の養成を目指す。

- a 児童生徒の一人ひとりに目を向け、その人間としての全体的なあり方および社会的な背景にまで理解を深め、個々の教育上の必要を判断し、具体的に目標を設定し、その実現を目指して指導を、その児童生徒に寄り添うようにして内からの発展を支援する、というように指導構想・授業構想をすることの出来る実践的な力量を持った教員の育成。
- b 生徒指導・教育相談等に関しても、常に、児童生徒一人ひとりの特性を把握し、これに即応し、寄り添い、児童生徒一人ひとりの必要を判断し、その実現に向けた歩みのペース等の条件に配慮しつつ、児童生徒の内面の充実によって、問題の解決が可能になるようなプロセスを探りつつ対応を前進させていく、という実践的な力量を持った教員の育成。
- c 「生きる力」の育成と食に関する指導との理論的な関係を明確に自覚し、整合性を持った指導を展開できる力量を持った教員の育成。
- d 児童生徒がそこで出会い、ともに生活をし、学習活動、食、遊びをとおして、互いを理解し、調和的な生き方を生み出していく場としての学級の成立と充実と発展を可能にする力量を持った教員の育成。
- e 学校食教育に関する領域、さらには、特別活動や道德教育、総合的な学習の時間等に関する十分な理解をもち、それらを活用して、児童生徒の内的な充実と発展を可能にし、その結果が、児童生徒の人間形成に結実していくように指導を構想し、実験的にこれを展開し、更なる指導の充実を目指す、というように指導を動的・実践的に展開できる力量を持った教員の育成。
- f 単に学校食教育の領域のみの知見を持ち、それを伝達するという低い意識にとどまることなく、人類全体を巻きこんでいる世界危機とも言うべき状況に関して、自らも積極的に関わり、その問題解決に向けて生きる者として、教育の常なる前進を、教員相互において求め合う研究的な生き方を展開する主体としての力量を持った教員の養成。

健康栄養学科が「栄養に関する専門性を持つ人材の育成、食を中心とした健康情報を広く国民に教育指導できる人材の育成」を教育目的としてうたっている学科であるため、栄養教諭や中・高「家庭」の教員養成との関係については比較的書きやすかったと言えます。

様式 8 号イ (I 組織) について

「教職課程連絡協議会」という名前で設置することを記載しました。記述の量はこの程度で充分のようです。特に複数の組織、例えばこれに加えて教務委員会など複数の組織を絡めた方が良いか尋ねましたが、その必要はなく、1つあればいい、ということでした。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況	
(1) 各組織の概要	
①	
組織名称：	大阪樟蔭女子大学教職課程連絡協議会
目的：	<p>本会は本学教職課程の理念を明確化し、その実現に努める。 本会は、本学教職課程の円滑・適正な運営のために、他の委員会・部署と連携し、次の事項を取り扱う。</p> <p>(1) 教職課程のカリキュラムにかかる事項 (2) 教育実習の実施・運営にかかる事項 (3) 介護等体験の実施・運営にかかる事項 (4) 教員免許の申請にかかる事項 (5) 教職に就くための就職支援にかかる事項 (6) その他教職課程にかかる事項</p>
責任者：	徳永正直 (学長、学士課程教育センター長)
職員(員数)：	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 1名 ・教職課程専任教員 3名 (中・高課程 1名、幼・小課程 1名、栄養課程 1名) ・学科代表教員 6名 (国文学科 1名、国際英語学科 1名、被服学科 1名、ライフプランニング学科 1名、児童学科 1名、健康栄養学科 1名、) ・事務職員 1名 <p style="text-align: right;">計 11名</p>
運営方法：	<p>原則として月 1 回、会長が召集し開催する。 また、必要に応じて随時開催する。 以下の事項を検討し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職課程のカリキュラム改善、学則改正について ・教職課程の授業の教育方法の改善について ・教育実習の実施・運営にかかる具体的問題への対応 ・介護等体験の実施・運営にかかる具体的問題への対応 ・教員免許の申請にかかる具体的問題への対応 ・教員採用試験の受験支援について ・その他教職課程にかかる具体的問題への対応

記述する際、文言については、「手引き」に掲載されている「今後の教員養成免許制度答申」の「(3) 教育実習の改善」(p221)を参考に作成しました。

様式 8 号イ (II 連携・協力) について

特筆すべき取り組みがなかったので、これから連携関係を作りに行かなくてはならないか、とまで思ったのですが、「特になし」で構いませんよと言われました。取り組みがないことで×になるわけではないようです。

様式 8 号イ（Ⅲ教職指導）について

取り立てて指導が充実しているわけではなかったのですが、教職課程ガイドブックを作って活用していることや、ガイダンスの内容などを記述しました。この程度でよく、何ページにもわたって書く必要はないということです。

Ⅲ. 教職指導の状況

- ・教職課程の履修全般に関しては、教職課程担当教員が指導にあたる。
- ・履修ガイダンスについては1年次から4年次まで各年度の当初に実施し、年度内の履修計画および実習関係手続き等について周知する。ガイダンスは「教職課程ガイドブック」を活用して行なう。
 - ◎教職課程ガイドブックの内容
 1. 教職課程の履修を決める前に考えよう（本学が養成する教員像、教職課程の到達目標…）
 2. 教師に期待されている基本的な資質と能力
 3. 教員免許の取得のために（取得要件、履修計画…）
 4. 履修登録から教員資格の取得まで
 5. 「介護等の体験」について
 6. 「教育実習」について
- ・教育実習に係る指導は「教育実習」「教育実習指導」の授業を通じて行なう。
- ・各教科の教科に関する科目の教育内容については、教職課程連絡協議会での協議を通して学科の専任教員が把握し責任を持つ。
- ・履修全般に係る相談は学士課程教育センター事務室が窓口になり、事務的な部分は事務担当が、内容に応じて、教職課程担当教員、授業科目担当教員が相談にあたる。
- ・学生の就職指導（採用試験受験）については、教職課程連絡協議会が中心となり、キャリアセンター他の部署とも連携を取りながら、情報提供、受験対策講座・補講等を企画・実施し、教育・指導を行なう。

ここも「申請の手引き」の「今後の教員養成免許制度答申」の「(4) 教職指導」(p223)を参考にしました。この「申請の手引き」には多くの資料が入っており、記述内容を考える際のヒントがあります。ぜひ活用してください。

様式 8 号ウ（到達目標）

到達目標についても、様式 8 号アと同様、認定課程ごとに作ってくださいということです。「科目名」や「教育内容」ではなく、あくまで「到達目標」を書いてください。例えば、「教職の意義について〇〇を学び、〇〇〇を理解する」というような表現が良いのだというアドバイスでした。また、決して空欄は作らないで下さい。その課程で2年生の前期に何も学んでないというような形ではおかしいでしょう、ということです。

様式第8号ウ ＜健康栄養学科・管理栄養士専攻＞（認定課程：栄養教諭1種免） （1）各段階における到達目標		
履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	・日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作について修得
	後期	・教職の意義、教員の役割から職務内容、進路選択に資する各種機会の提供に至る内容についての理解 ・体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作について修得
2年次	前期	・教育の基礎理論各項目についての理解 ・生徒指導の理論の理解および方法の修得 ・栄養教諭の役割および職務内容についての理解 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する理解 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項への理解
	後期	・教育の基礎理論各項目についての理解 ・特別活動の指導法の修得

6. 指摘事項／教育課程

申請書提出後には事務レベルでの、課程認定委員会後には委員会からの「指摘事項」が一覧にされてメールで送られてきます。ちなみに、事務レベルでの指摘は、文字の一字一句までチェックされていて、誤字脱字の訂正も含めて詳細に渡ります。とはいえ、書式上の指摘は指示通り修正すれば済むことです。カリキュラムや教員のことなど、対応に苦慮すること、前もって準備しておけば良かったと反省した点をご紹介します。

教育課程に関して次のような指摘があり、困りました。

（指摘事項）

『全授業科目が必修であり、履修に選択の余地がない。一方で学科の開設科目には、当該科目以外にも多数の開設科目がみられる。このため、配当科目の再検討をお願いする。』

事情を説明しますと、当該学科の各専攻は管理栄養士課程、あるいは栄養士課程であるため、専門科目の大半が栄養士必修科目です。栄養士必修科目の中から「食物学」に該当する科目を決め打ちにし、それ以外の区分に該当する科目を教職必修で配置しています。ですので、全授業科目が必修、となってしまうのです。

指摘では、「食物学」に該当する科目が他にもあるのだからそれを選択科目にして加えてはどうか、と言っていて、科目選択の幅を広げる＝教育課程の充実といった趣旨なのだろうと理解できます。が、もともとその分野の科目が栄養士必修で全員が履修するので、科目を加えても学生の履修の仕方は変わりません。そこで、回答としては、事情を説明して、「当初の申請どおりの科目配置でお許しください」というふうに書いて送りましたら、その後再指摘がありませんでしたので、そのままにしています。

7. 指摘事項／シラバス

シラバスについて次のような指摘がありました。

(指摘事項)

- ・授業科目「道徳教育の研究」は「道徳の指導法」の科目のため、「道徳」の「教材作成、指導案作成、模擬授業」を行うこと。
- ・授業科目「特別活動の研究」は「特別活動の指導法」の科目のため、「特別活動」の「指導案作成、模擬授業」を行うこと。

同様の指摘が、教育実習指導や教科教育法でもありました。指導法に関する科目や実習の事前指導の科目については必ず指導案の作成、模擬授業を入れるようにという指摘です。

次のような指摘もありました。

(指摘事項)

- ・授業科目『教育方法論』について、各科目に含めることが必要な事項のうち、「教材の活用」に関する内容が確認できないため、授業内容を修正すること。また、「情報機器の活用」に関する内容をより充実させること。(授業回数が過少)

「教材の活用」の内容が欠けていることは、直しておくべきことでした。これは提出前のチェックが不十分だったということです。「情報機器の活用」は当初 15 回中の 1 回でしたが、3 回に増やしました。

シラバスへの指摘では、含むべき事項が欠けていないかのチェックだけでなく、授業が実践的な内容になるよう、授業方法についてもかなり注意を払っているようです。

8. 指摘事項／教員の業績

(指摘事項)

『○○○○教員について、授業科目「教育社会学」の関連する業績を追加するか、担当教員を変更すること。』

○○○○のところに科目担当者の名前が入っています。教員の業績への指摘が最も困るものです。業績については、該当すると思えるもの全て記載しているので、これ以上追加するものがない、というのが実際です。ですので、教員を変更するしかないことになります。

この指摘の根拠となっているのが、「教育又は研究上の業績及び実績の考え方 (H23-3-9 課程認定委員会)」ですが、そこにはこう記載されています。

『授業科目の担当教員は“授業科目に関連した分野の業績”及び実績を有することが必要である。』

この指摘を受けるということは、当該授業を担当するのに適当な業績としてこちらが考えているものと、文部科学省が判断するものとの間に“ズレがある”、あるいは、こちらの理解が“甘い”と考えざるを得ません。

(以下、本学の対応をご紹介しますが、科目担当をお願いした先生を特定することは本稿の趣旨ではありませんので業績は詳細を示しませんがご了承ください。)

ウキペディアによると、『教育社会学は、教育学の一分野であり、教育事象を社会学的な手法を用いて明らかにする教育学と社会学の中間に位置する学問分野であり、社会制度や個人の経験が教育制度

やその成果に与える影響を研究する。』とあります。社会学的な手法の部分や社会制度、教育制度についての内容が入っている必要があるのだろうと考えます。

当初提出した科目担当者の業績は、学校と社会とに関わる実践や市民教育にかかる実践の事例解説でした。指摘を受けたので、ご本人に追加できるものがないかをお尋ねしましたが、困難ということで、別の先生を探して依頼しました。

差し替えて提出した教員の業績としては、学校での深刻な問題の解決について教育社会学の視点から検討するものや、それらを解決するための具体の取り組み実践に関する研究、といったものを挙げました。

それへの指摘が次の通りです。

・関連する業績を確認できないため、業績を追加するか、担当教員を変更すること。(記載されているものは学級内に関する業績であり、教育社会学一般に関する内容を確認できない)

「教育社会学一般」に関する業績でないだめだということです。

さらに別の先生を探して、最終的に認められた教員の業績は、〇〇国の教育制度および歴史について、また教育問題への取り組みと日本での同様の政策についてといった内容です。

これについても、すんなり認められたわけではなく、〇〇国の取り組みに関してだけでなく、その取り組みを参考にしながら日本の取り組みについて論じていることを明確に記載するようにとの指示があり、数回のやり取りの末受け取ってもらいました。

9. 申請作業全体を通して

今回の申請作業全体を振り返ってみます。

一つ目の懸念事項「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」についてですが、今回申請した学科「健康栄養学科」と栄養教諭、中・高「家庭」の免許状とは、目的・内容の関連が強くあったので、そもそも、ハードルは若干低めだったと言えます。

文部科学省はこの相当関係について、「設置の趣旨」等の記述をしっかりと確認していることは間違いありませんが、これは理屈の通ったことが一通り記述できていれば大丈夫のようです。むしろ、学則（カリキュラム）で学科の性格を捉えているところに注意が必要です。学科の性格と免許上との関係に疑義ありとの指摘があれば、関係性を明確にするためにカリキュラムそのものに手を入れる必要も生じるということになります。今後の申請にあたって、既設の学科ではカリキュラムの確認（どう見えるか）を必ずしておかなくてはなりませんし、場合によってはカリキュラムの見直しも必要になるかもしれません。

到達目標や履修モデルについてなどの新しい様式については、文部科学省の意図、すなわちこの様式で表現させたい内容が何か理解できれば、作業としては難しいものではありませんでした。ただ、文部科学省は提出させた学則（カリキュラム）と突き合わせながら、学科専門科目のカリキュラム全体の中での教科に関する科目の位置関係や、4年間の教職課程の構成についても注視していることがわかりました。先に述べた相当関係との話とも重なりますが、様式上でだけ考えていくことはできないのであって、学科のカリキュラム構成そのものから、教免科目との関係をしっかり見ていく必要があるのだと思います。

最後に、教員審査について。厳しくなったと感じましたが、何が厳しいのか。

ひとつは、「授業科目に関連した分野の業績」の捉え方がシビアであることです。担当官とのやり取りを通じての私の感触ですが、業績（の研究テーマ）が授業科目の内容に関連していることでは不十分で、授業科目の内容の中心課題あるいは包括したものそのものを研究テーマとして扱った業績を求めているようです。

もうひとつは、書式や形式的な基準のシビアさです。業績は対応する科目ごとに記載させる様式になりましたので、科目・業績の関係がより明確に表示されます。また、これは以前からですが、活字になっているものという指定や、過去 10 年間のものという基準についても厳守です。今回の申請で、現行担当いただいている先生でも、該当する業績が 10 年で途絶えていたり、オーラルの内容しかなかったりした教員については見送らざるを得ませんでした。

現在配置している先生方の過去 10 年間の関連業績を何らかの方法で把握していないと、申請の段になって業績の不足を発見して代替りの先生を探さなくてはならないといったことになりかねません。

10. おわりに

今後課程認定申請にあられる際のアドバイス、と申しては僭越ではありますが、今回の申請を通して感じたことを二つにまとめておきたいと思います。

一つ目は、教職課程維持の観点から、現状（カリキュラム・教員）を把握し、先を見越した対応がとれる“体勢”に持ち込みたい、ということです。

科目担当教員の 10 年間の業績については、業績管理システムなどを活用するのも良いですし、しっかり把握しておくことが必要かと思います。業績が不足するようなら、関連する研究に取り組んでいただくなりペーパーを書いてくださるよう促さなくてはなりません。

学科専門科目の教員採用の際には、専門科目の担当に適任かという観点から審査をされていると思いますが、併せて課程認定申請の観点からも見ていく必要があります。

カリキュラムについては、改組、あるいは大きなカリキュラム改編を行なう時のカリキュラム検討の際には、課程認定申請の観点での漏れや不整合が生じないように進める必要があります、検討の場で教職課程担当者が意見を言える体勢にしておかなくてはならないと思います。

二つ目は、課程認定申請の必要が生じたら少しでも早く動き出すことです。

「申請の手引き」には具体的な手順や要領だけでなく、審査基準や、基準設置の背景がわかる資料なども掲載されており、申請作業を上手く進めるためのヒントが盛り込まれていますので、よく読んでおかれることをお勧めします。

文部科学省の担当官は、丁寧な対応をされますので、積極的に事前相談の場を活用して、申請書類の整理、疑問の解決をしていくのが良いと思います。申請書類の提出が早いと、担当官のチェックも早くなり指摘事項も早めにでてくるようですので、対応の時間に余裕が出てきます。

以上、雑駁となりましたが、課程認定申請大学からの事例報告とさせていただきます。

[研究報告]

課程認定申請大学からの事例報告 ―指摘事項を中心に―

帝塚山学院大学 大学事務局学長室長 奥田 晃子

はじめに

本学が、平成 26 年度に申請を行った、人間科学部キャリア英語学科〔平成 27 年 4 月開設〕の教科〔英語〕中学校一種免許状、高等学校一種免許状取得課程認定申請について、申請、指摘事項対応等について事例報告いたします。

人間科学部 キャリア英語学科は、入学定員 50 名、収容定員は 200 名の学科です。

教職課程認定申請書を作成するにあたっては、文部科学省主催の教職課程認定についての説明会（平成 26 年 3 月 19 日）に参加しました。

特に、①「生徒指導の理論及び方法」や「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法」等において、いじめの問題を必ず取り扱うこと、②「教員の職務内容（研修、含む及び身分保証等を含む）」や「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」、「生徒指導の理論及び方法」等において、体罰や懲戒について必ず取り扱うようにすること、③「教育課程の意義及び編成の方法」や「生徒指導の理論及び方法」において、部活動の意義や部活動の指導の在り方について必ず取り扱うようにする必要がある、という指導を受け、各科目のシラバスにおいて取り扱うように注意しました。

それでは、課程申請スケジュールから、事務局指摘事項および課程認定委員会委員審査指摘事項と回答までの対応についてお話いたします。今後教職課程の認定申請をご検討されている大学の方に少しでもご参考になればと思います。

【課程申請スケジュール】

事前相談日：平成 26 年 5 月 16 日

申請日：平成 26 年 5 月 30 日

事務局指摘事項伝達：平成 26 年 7 月 4 日 → 回答：7 月 23 日

課程認定委員会委員審査指摘事項伝達：平成 26 年 9 月 26 日 → 回答：10 月 10 日

【事務局指摘事項】

様式 2 号

- ・教育実習の 3 単位科目と 5 単位科目とが、名称から区別できないので、付番をするなり、名称を変更すること。

→ 「教育実習 A」3 単位、「教育実習 B」5 単位として名称を区別した。

シラバス

- ・授業計画において、複数回に渡って同様の授業内容を記載することは認められないため、各回のキーワードを付すなどして、必ず各回で異なる内容を扱うことが分かるよう修正すること。(数字での区別は認められない)
 - シラバスの授業計画欄については、各回の授業内容を簡潔に記載すること。複数回に渡って同様のテーマを取り扱う場合であっても、数字のみで区別するのではなく、回数ごとに扱うテーマのキーワードを記載して、各回の違いを明確にすること、に従って修正した。
- ・授業内容の相当程度に「各教科の指導法」が含まれており、「教科に関する科目」としては不相当である。「教科又は教職に関する科目」に変更するか、「教職に関する科目」「各教科の指導法」に変更するか、授業内容を変更するかすること。
 - 英語教科の科目区分の『英語学』に本学では、「英語学基礎」「英語学応用」「英語学研究」の3科目を配置していましたが、そのうちの「英語学研究」のシラバスに各教科の指導法の内容が含まれているという指摘を受け、この科目については、教科の科目ではなく、教科または教職に関する科目に配置した。

様式3号

- ・兼任講師の就任年度が次年度以降の就任の場合、氏名欄に「△」を付し、備考欄に「平成28年度就任予定」と追記すること。
 - 指摘どおり、追記した。

様式4号

- ・「学校と教育の歴史」については、当該科目として「教育の理念並びに思想」を行う必要があることから、関連の業績を追加すること。
 - 「教育の理念並びに思想」についての業績を追加した。

様式6号

- ・様式6号の⑤及び⑥の各学科における人数は、各授業科目が共通であることもあって不要としている。様式例に沿って当該枠の記載はまとめること。
 - 指摘どおり、様式例に沿って当該枠の記載をまとめた。

学則

- ・展開科目が「ビジネスキャリア系」と「教育キャリア系」の2コース設けられているが、各コースに係わる位置付け、設置趣旨や考え方について記載されているものを提出すること。(現時点では全科目選択制であり、教育課程としての体系性が見えない)
 - 設置の趣旨により、各コースの位置づけおよび考え方を説明し、専門科目の授業科目数と、専門科目のうち、教員養成に必要な科目として開講している授業科目数の比較を示した。さらに当該学科の学位分野が「文学」であるこ

とを回答欄に記載した。

【課程認定委員会委員審査指摘事項】

教育課程

- ・授業科目『英語学研究』について、シラバス上、教育に関する内容を行っており、科目名称と授業内容に齟齬が生じている。科目名称を修正すること。
(例：「英語学教育研究」とする等)
→ 指摘どおり、科目名称を修正した。
- ・授業科目『教育心理学』について、授業計画の1回をテストのみとすることは認められない。第14回、15回の授業計画を修正すること。
→ 指摘どおり、15回以外に試験を実施することとし、修正した。
- ・授業科目『教職実践演習』について、履修カルテの活用に触れるよう、授業の概要を修正すること。
→ 指摘どおり、履修カルテの活用について触れるよう授業の概要を修正した。

おわりに

大学における教員養成課程、免許制度の在り方については、教員に対する揺るぎない信頼を確立するために、養成、採用、研修等の改革が進められている。そのようなこともあって、近年、教職課程認定の審査は厳しく感じられるが、これも日々、学内の教員、職員が協同して教職課程の点検、見直し等を行うことが重要であるとあらためて気づかされました。今後この課題研究会への積極的な参加と学内での情報共有化を図り、さらなる教職指導の充実とその体制整備に努めたいと考えています。

本日は、本学の課程認定申請についてお話をさせていただきましたが、わずかでも皆さまの参考にしていただける点があればと願っております。今後ともよろしくご厚意申し上げます。本日はありがとうございました。

第3回課題研究会 質疑応答の記録

・下山氏へ：より明確に科目と業績・担当教員・シラバスの内容との比較をされるという話があった。本学でも、オムニバス形式にした部分があったが、そういうことはあったか（神戸女子大学・多畑氏）

→教育研究業績書のフォーマットが科目と業績の対応を明確に見せる形になったので、申請書作成作業の中で「この科目は持てるが、この科目は持てない」ということがはっきりしたのは事実。（大阪樟蔭女子大学・下山氏）

・単著はページ数を書かなくてよいルールだったはずだが、総ページ数を記載するよう指摘された。これは審議会で「これが本当に単著なのか」という追及があって確認することになったようだ。講演の資料、ペーパー1枚を単著として出すような大学があったため、このような対応になったようだ（神戸女子大学・多畑氏）

→そのあたりについては、申請の前に個々の業績の内容について教員とやりとりをした。教員に「（業績にカウントできるペーパーが）何かないか」と聞いたら、講演の筆記録であったりとか。そこはシビアにやり、諦めていただいた先生もいた（大阪樟蔭女子大学・下山氏）

・今回は最高に厳しかった。業績は「本当にまけてくれなかった」という実感があった。一方、完全にペーパーだけで評価されてしまい、人柄はチェックできないという問題がある気がする。ペーパーがなくても、学生の評価が高く、情熱もあり、という教員はいる。そのあたりについてはいかがか（神戸女子大学・多畑氏）

→現在お願いしている先生にそういう問題はない。一つあった事例としては、採用した現場出身の先生から「教職の授業を持たせてほしい」という本人の要望があった。できれば持っていたきたいと思ったが、ペーパーが全然なかったのでお断りしたことはある（追手門学院大学・田中先生）

・教職課程認定申請においても、学部設置でも教員審査は厳しくなっているのは同じだ。「過去10年の業績」というが、実際には「直近3年」と見られたりはしまいか。また、実務家教員の方が研究者教員よりも通りやすいのではないか（追手門学院大学・小畑先生）

→「直近3年」ということは特になかった。また、実務家教員の方が通りやすいかどうかということではないのだが、教科教育法については中・高の現役の教員にご担当いただきたいという希望があるが、残念ながら、ペーパーがなくて諦めた先生がいらっしゃる。現任の実務家の先生方には、今後継続してペーパーを書いてくださいというお願いをしていかなくはならないと考えている。（大阪樟蔭女子大学・下山氏）

→3年というのは今のところ聞いていない（帝塚山学院大学・奥田氏）

→最近送られてきた28年度版には、単著にも総ページ数を記載するよう変更されていた（神戸女子大学・多畑氏）

・下山氏へ：自分のところにも、教育社会学の教員審査の件で問い合わせがきた。教育社会学は狙い撃ちされているのだろうか（関西福祉科学大学・池上先生）

→指摘されると想定していたのは教科教育法だった。しかし、教育社会学での指摘で、文科

省が相応しいと考える業績と当方で充分と見込んだものに大きなズレがあり、ショックを受けたのは事実である（大阪樟蔭女子大学・下山氏）

→ストライクゾーンを広くとるのは難しいという実感をもっている（神戸女子大学・多畑氏）

・私も教育社会学だが、文科省の見解なのか委員の見解なのかはわからない。どちらかといえば委員の影響が大きいのではないか。教育社会学は会員の多い学会だが、免許法の中では冷や飯を食っている。課程認定の審査のために、教育社会学をもっとしっかりやらなければならないという通知が学会からきたりした。業績の審査が厳しくなっていることは確かで、委員が相互に牽制しあうと、どうしても業績を重視することになるのではないか。ある先生が厳しく言うと、他の先生も厳しく言わなければならないので、どうしても業績主義になってしまうのではないか。委員のせめぎ合いがあるような気がする。教育社会学をまともにやっている人を出してくれということになっている。したがって、教員と事務官が協力しながらやっていかないと、申請というのは難しくなっていると感じる。話を委員に聞くと、あまり曖昧にはできないと言っている。それ相応の人を選んでいかざるをえないのだろう（関西学院・南本先生）

・事務と教員が協力しないと課程認定は難しいという話があった。事務も教員の業績をしっかり把握しておかなければならない（神戸女子大学・多畑氏）

平成 26 年度 教員免許事務セミナーの実施について（報告）

大阪体育大学教職支援センター 木谷 法子

阪神教協では、平成 23 年度の試行的な開催を経て、教職事務担当者を対象とする「阪神教協教員免許事務セミナー」と称し平成 24 年度より新たな活動として正式に開催をしています。本年度は 8 月、2 月の合計 2 回開催しました。

本セミナーは、事前に申込のあった参加者（運営委員を含む）を同じ大学からの出席者が極力同一グループにならないように配慮しつつ 3 グループ構成に分け、各テーマに関して運営委員が中心となって進行を行っています。

本年度のセミナーは 2 回とも「教職課程に関して他大学に聞きたいこと」をテーマとし、各参加者から他大学に聞きたいことを 2 項目程度挙げていただき、これらについて情報交換を行いました。

以下、本セミナーの趣旨及び本年度実施したセミナーの概要について報告します。

1 セミナーの目的（セミナー開催案内から抜粋）

本セミナーは、教職事務担当者を側面からサポートすることを主たる目的として立ち上げた情報交換の場で、一定の結論を導き出したり、講義形式による一方通行型の知識修得を目的としたものではありません。むしろ、少し敷居を低くし、できるだけ身近な日常業務で抱えている問題等をお互い共有し情報交換するような機会を年に数回持つことで、担当者間のネットワークを構築し、精神面も含め日常業務の側面的な支えとして活用していただくというものです。特に同じ教育委員会との関わりを持ち、同じ問題を共有していることの多い阪神地区内の加盟大学で太いネットワークを持つておくことは、多面的かつ的確な判断をする上で意義のあるものと認識しています。本セミナーを通じて各教職事務担当者間のネットワークが活性化され、ひいては各加盟大学の教職課程の質の向上に繋がっていただくと願っております。



2 セミナーの概要

(1) 第 1 回セミナー

日 時 2014 年 8 月 9 日（土）14：00～17：00

場 所 西宮市大学交流センター（ACTA 西宮東館 6 階）

出席者 28 大学 41 名 (3 グループ)

テーマ ①教職課程に関して他大学に聞きたいこと

②その他

主な情報交換内容は、以下のとおりである。

○教育実習に関すること

- ・ 事前・事後指導の時期と単位設定
- ・ 実習校の割合（母校、併設校、その他）
- ・ 内諾を断られた場合の対応
- ・ 内諾依頼が遅れた場合の対応
- ・ 受入が少ない教科の内諾依頼方法
- ・ 実習期間中の訪問指導必要有無の確認方法
- ・ 訪問指導の範囲（地域）
- ・ 訪問指導者の職位
- ・ 訪問指導と大学授業と優先度
- ・ 実習期間中の定期券の発行部署
- ・ 実習謝礼金の有無および金額
- ・ 「教育実習に係る謝礼の調査票」の対応
- ・ 実習に行かせないケースの事例
- ・ 参加要件としての教員採用試験受験の有無
- ・ 実習期間中の就職活動への対応



○介護等体験に関すること

- ・ 事前指導の教員と職員の関わり方（役割分担）
- ・ 体験中の訪問指導の有無および訪問者の職位

○履修カルテに関すること

- ・ 自己評価シートの様式
- ・ 自己評価シートの記入および提出方法
- ・ 提出後の自己評価シートの管理方法

○教員免許更新講習に関すること

- ・ 更新講習の管理システム導入の有無
- ・ 管理システムを導入している場合のサポート内容、費用、利点、欠点
- ・ 更新講習運営上の問題点
- ・ 更新講習の実施組織
- ・ 更新講習の申込手段



○教職実践演習に関すること

- ・ 教職実践演習の履修条件

- ・教職実践演習欠席者への対応
- ・教職実践演習と教育実習事後指導との切り分け

○教員採用試験に関すること

- ・教員採用試験対策説明会の開催状況
- ・教員採用試験対策の外注状況
- ・遠方受験に対する対応
- ・学内試験と教員採用試験が重なった場合の対応

○教職支援の組織に関すること

○教職課程履修学生への連絡手段

○教職関係のガイダンス等欠席者への指導内容

○教員の教職課程への関わり方

○他学科履修の状況

○他学部の教員免許取得の可否

○教員免許状の個人申請が可能な学生への対応

○カリキュラムマップ作成の有無

○課程認定申請の指摘内容

○変更届の指摘内容

○実地視察の状況

○教職関係図書の購入予算および管轄部署

○教職課程登録費の有無および金額

○教員免許方施行規則等の改正に関する情報提供



(2) 第2回セミナー

日 時 2015年2月21日(土) 14:00~17:00

場 所 西宮市大学交流センター (ACTA 西宮東館6階)

出席者 26大学 48名 (3グループ)

テーマ ①教職課程に関して他大学に聞きたいこと
②その他

主な情報交換内容は、以下のとおりである。

○情報公開に関すること

- ・公表に向けての進捗状況
- ・公表内容の範囲
- ・非常勤講師の研究業績の公表に対する同意書の取り扱い
- ・数値データの公表期間 (単年か複数年か)



- 教育実習に関すること
 - ・ 訪問指導を行う教員の職位
 - ・ 教育委員会への手続き有無の把握方法
 - ・ 実習期間中の就職活動に対する対応
 - ・ 実習校の確保の方法
 - ・ 特別支援学校での教育実習内諾依頼の事例
 - ・ 科目履修以外の参加条件と厳密度
 - ・ 受入が少ない実習教科の対応事例
- 介護等体験に関すること
 - ・ 参加条件
 - ・ 体験を欠席した学生への指導内容
 - ・ 体験先で必要とされる健康診断、麻疹抗体検査、細菌検査等の受診指導
 - ・ 体験先が開催するガイダンス出席の有無
 - ・ 介護等体験証明書の管理状況
 - ・ 介護等体験証明書を紛失した場合の対応
 - ・ 単位認定の有無
- 休校日に教育実習や介護等体験に参加している学生への連絡方法
- 「教科に関する科目」の共通開設状況
- 教職課程希望者に対するガイダンス内容および時期
- 教職課程履修学生の意識向上への取組
- 教員採用試験対策支援
- 教職課程登録費の有無および金額
- 自己評価シートの活用方法
- 学力に関する証明書に記載する在学期間
- 学校インターンシップの単位化
- 有償ボランティアの取り扱い
- シラバス記載内容確認の有無および不備項目に対する対応
- 教職支援センター等の設置状況
- 教職支援センター等学内組織に所属する教員の申請上の取り扱い
- 卒業生の動向および追跡調査状況
- 教員採用試験大学推薦枠の学内選考方法
- 講師募集の周知方法
- 連絡のつきにくい学生への対応と指導内容
- 中高一貫教育制度改革に対する取組状況



3. まとめ

今年度は、第1回目のセミナー開催時期が例年より遅くなった関係で2回の開催となりました。今回は固定したテーマを掲げず、教職事務の経験年数が異なる参加者が日頃の教職業務を遂行するにあたり、日々直面する様々な問題点や対応に苦慮している点、またそれらの対応策など、多岐に渡り情報交換・意見交換ができたと同時に、教職課程の運営の幅広さを改めて感じた次第です。

阪神教協加盟大学の教職課程の運営に役立つ場、問題解決の場となるよう、本セミナーの運営を心掛けて参りますので、今後ともセミナー開催にあたりご協力賜りますようお願い申し上げます。

〔会員大学自己紹介〕

四天王寺大学の教職課程の現状

四天王寺大学 八 木 成 和

四天王寺大学は、平成 26 年度および 27 年度の 2 年間、阪神教協の会長校・事務局校を務めることとなりました。四天王寺大学の教職課程について自己紹介させていただきます。

四天王寺大学の歴史は、昭和 32 年に四天王寺学園女子短期大学保健科を大阪市天王寺区元町に開設したことに始まります。四天王寺大学の起源である四天王寺敬田院を創設した聖徳太子の仏教精神を受け継ぎ、「帰依渴仰 断悪修善 速證無上 大菩提處」を建学の精神として設立されました。昭和 42 年には、四天王寺女子短期大学と改称して保育科を設置し、四天王寺女子大学文学部仏教学科・教育学科・文学科を現在の羽曳野市に開設しました。さらに、昭和 56 年には四天王寺国際仏教大学と改称して共学となり、短期大学も四天王寺国際仏教大学短期大学部と改称されました。

平成 12 年には、文学部を人文社会学部へ改称し、平成 15 年からは、四天王寺国際仏教大学大学院を設置し、同短期大学部も共学となりました。平成 20 年には、四天王寺大学大学院、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部（2 学科）と改称し、人文社会学部に加えて、教育学部教育学科、経営学部経営学科（学科数でいえば合計 6 学科）を設置しました。

現在では、教職課程は、教育学部、人文社会学部、短期大学部保育科に設置されています。教育学部は、小学校・幼児保育コース、中学校英語・小学校コース、保健教育コースの 3 つのコースに分かれています。小学校・幼児保育コースは、「小学校教諭」と「幼稚園教諭」を基本免許状として取得した上で、中学校と高等学校の「英語」を併修免許状として取得することが可能となっています。また、平成 26 年からは保育士の取得も可能となりました。特に、本コースでは、保幼小連携を積極的に推進し、幼児期から児童期の子どもの発達や学びを全体的に理解した教育者・保育者の輩出を目指しています。

中学校英語・小学校コースは、中学校と高等学校の「英語」を基本免許状として取得した上で、「小学校教諭」を併修免許状として取得することが可能になっています。国際化とインターネット時代に対応できる英語コミュニケーション能力をもち、中学校英語にも小学校の英語活動にも対応でき、さらに、一般の小学校教諭として十分に通用する力を持った教員の養成を目指しています。

保健教育コースでは、中学校と高等学校の「保健」及び「養護教諭」を基本免許状として取得した上で、「小学校教諭」を併修免許状として取得することが可能になっています。けがや急病への応急処置はもとより、心の悩みのある児童・生徒への対応力や健康教育・ヘルスプロモーションを具現化できる養護教諭および保健科教員の養成を目指しています。

人文社会学部では、日本学科で、中学校と高等学校の「国語」と高等学校の「書道」「地理歴史」、国際キャリア学科で中学校と高等学校の「英語」、社会学科で、中学校の「社会」と高等学校の「公民」、人間福祉学科で、高等学校の「福祉」「公民」の一種免許状が取得可能となっています。また、短期大学部保育科では、幼稚園の二種免許状と保育士資格が取得可能となっています。

現在、教育学部の 1 年生は、小学校・幼児保育コース 196 名、中学校英語・小学校コース 49 名、

保健教育コース 44 名在籍しています。教育学部だけで 1 学年 300 名程度在籍しています。人文社会学部では、例年、教職課程を取る学生は、1 年生の後期に履修カルテを作成します。今年は 150 名程度の 1 年生が履修カルテを作成しました。短期大学部保育科では、1 年生が 115 名在籍しています。例年、教育職員免許状取得希望者は 1 学年で 550 名程度になります。

教職を目指す学生が増えることによって、各学部の教員だけでは対応できないため、全学的な組織として「教職支援センター」が平成 22 年に開設されました。さらに、平成 26 年 12 月からは「教職教育推進センター」に改組され、教職教育の改善に努めています。教職教育推進センターでは、主に 6 つの活動を行っています。

第一に、全国の教員採用試験の情報提供から教員採用試験に向けた学習計画や学習方法などの相談まで、教員採用試験に関わる全般的な相談や対応をしています。

第二に、教員採用試験の試験科目、願書記入などのポイントに関するガイダンスなどの教職ガイダンスやオリエンテーションを企画・実施しています。

第三に、学校インターンシップの実施や巡回指導、学校ボランティア活動の紹介を行っています。

第四に、各教育委員会が独自にサポートする支援プログラムや教師塾の情報提供を行うことで、近隣の府県・市の教育委員会担当者と連携しています。

第五に、教員になった O B ・ O G を招き、4 年生との交流会を開催するなど、卒業生と連携した支援を行っています。

最後に、面接練習や板書練習ができる教室を開放し、個人やグループでの自主練習をサポートしたり、教職支援委員による指導やアドバイスも行い、教員採用試験に向けた面接など各種の指導もを行っています。また、教職を目指す学生に対しては、長期休暇期間中に教員採用試験に向けた教養講座等の企画・実施を行っています。

加えて、エクステンションセンターでは、更新講習や認定講習を企画・実施しています。更新講習は、平成 20 年度の予備講習への参加から平成 26 年度まで合計 7 回実施してきました。予備講習を除く、平成 21 年度から平成 26 年度までの 6 年間で延べ 1,419 名が受講されました。平成 26 年度は、必修講座に加えて、13 種類の選択講座を開講しました。これ以外にも認定講習兼更新講習として 2 つの講座を開講しました。

例年、本学卒業生の参加者も 15% 程度でしたが、平成 26 年度には 24% 程度になり、参加者の中には「子どもが教育学部でお世話になっております」と言われる方もおられます。さらに、来年度からは、特例制度による幼稚園教諭免許状の授与を目的とした特例講座も開設する予定です。

今後も、「仲間がいるからがんばれる！」「みんなでがんばる！」をいう意識を学生に持たせながら、「先生になる」ではなく「いい先生になる」ことを目標として、教育者を育てていきたいと思っております。そして、更新講習等を通じて、生涯にわたる教育者としての発達を支援していきたいと考えております。

〔書評〕

向後礼子・山本智子著

『ロールプレイで学ぶ教育相談ワークブック』

近畿大学 杉浦 健

今の学校現場では、教員はさまざまな子どもたちの課題に取り組まなければならない。たとえば不登校、いじめ、発達障害を抱えた子どもたち、保護者とのかかわりなど、それぞれ一筋縄ではいかぬ課題ばかりである。大学を卒業して教員となった1年目の者でもそれは同じであり、それらの課題に対する取り組みは、いわゆる実践的指導力がすぐにでも求められる場面となる。

そのような困難な課題に取り組むために、教育職員免許状取得にあたっては「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法」を学ぶ科目が必修になっている。本書はこの教育相談の授業において、教育相談のさまざまな基礎知識や対処の仕方の基本を学ぶために書かれたものである。

本書は大きく2つのパートに分かれている。まず第I部は教育相談の基礎知識とスキルを学ぶパートであり、教育相談の機能や多様な価値観の理解、教育相談の基礎となる聴くスキルの概念化、子どもたちのサインに気づくための留意点、そして自己理解の深化などの内容からなっている。これらのパートでは、相談のきっかけとなる子どものサインに気づくことや、話を聴くためのポイントについてワークを通して学んでいくことになるのだが、それらのパートで一貫して重視されているのが、私たちが自分自身の持つ価値観を理解することである。筆者はまえがきで次のように述べる。

「教員として子どもや保護者に向き合うとき、自分自身の経験や価値観は大切ですが、それだけを抛り所にするると時に相談が誤った方向に進んでいくときがあります。また、過去のいじめの経験や親子関係の問題などが解決できていないとき、それらの問題を無意識のうちに相談に反映してしまうことがあります」

私たちは人の話を全く中立的な立場で聴くことはできない。たとえるなら私たちは人の話を自分の価値観のフィルターを通してしか聴くことができない。であるならば、自分がどんな価値観のフィルターを通して物事を見、聴いているのかを少しでも理解しておくことが、人の話を理解するにあたって大きな助けになる。臨床心理士や精神分析家になるためには、自らがカウンセリングを受け、自分の心を理解する教育分析が求められている。同じことが教員にも求められていると言える。

第II部では、本書のメインと言ってよいだろう、さまざまな事例に対するロールプレイを実際に行う部分になっている。それぞれの章では、まずさまざまな事例に関連する基礎知識が示され、それに引き続きロールプレイを行うかたちになっている。具体的には、6章で不登校の児童・生徒への対応についての基礎知識を示し、7章で彼らへの対応のポイントを学ぶためのロールプレイ、8章はいじめに関する児童・生徒への対応の基礎の提示、9章でロールプレイ、10章、11章で発達障害のある児童・生徒への対応の基礎とロールプレイ、12章、13章では保護者を対象とした教育相談の基礎とロールプレイとなっている。これらの事例は、どれも教育現場に入ったら教員がすぐにでも対応しなければいけない場面ばかりで、非常にリアリティの高い場面設定になっている。

せつかくなので、ロールプレイの具体例を一つ上げてみよう。学校非公式サイト(学校裏サイト)に書き込まれて登校できなくなった生徒に先生が話を聴く場面である。

里奈さん：「私が援助交際だなんて……。誰がそんな噂を流したのか……。もう誰も信用できない……。こんな噂が流れてしまったら、いまさら何を言っても無駄。学校になんか、行けるはずがない。もう、ほっといてください。

山下先生：……。 (対話を続けてください)。

このような状況に対してどう話を聴き、対話をしていくか、正しい答えはないのだけれど、ロールプレイを通して、その状況を疑似的にでも経験することに意味があると思われる。

学校現場での問題は、問題となった事件や出来事よりもむしろその後の対応の失敗によって問題が複雑になり、解決不可能になることがしばしばである。起こる問題や関わる児童・生徒、また保護者は千差万別にせよ、それに対する適切な対応方法というものはある程度定まるものである。どのように対応したらいいかの蓄積もある。だが問題が起こった時に適切な対応を取れるかという点と必ずしもそうではない。問題が起こる前に危機管理を行い、どのような対応をすべきかを確認しておかなければ、適切に対応することは難しい。本書のロールプレイ課題は、いざというときにどのように対応すべきかを明らかにし、また何を原則に対応すべきかを考えさせるものになっている。対応についての基礎知識のみであると、どのように対応したらいいかを頭ではわかっても、実際の場面でどう対処・行動したらいいかわからないということは多い。本書の基礎知識の提示と対応のロールプレイという章立てのかたちはそれを克服する可能性のあるものとなっていると言えよう。

実は本書評執筆者も、この書籍に基づいて教職実践演習においてロールプレイを行っている。教員の立場、生徒の立場、観察者の立場をそれぞれ経験し、校舎の裏でタバコを吸っていた生徒の気持ちやそういう態度を取る意味がよく感じられたことを覚えている。

近年、教員の一方向的な講義形式によって学ぶだけでなく、能動的に活動を行うことによって学ぶアクティブラーニングの重要性が言われるようになってきているが、本書のロールプレイはまさにこのアクティブラーニングの実践にもなっている。講義式の授業に飽き足らない、もっとアクティブラーニングに取り組みせたいと考える教員にはぴったりの本書である。ぜひ一読して、授業で試してほしい。

〔書評〕

石原博・岩渕真奈美・湊秋作著

『企業が伝える生物多様性の恵み～環境教育の実践と可能性～』（経団連出版、2014年）

関西学院大学 岩坂 二規

日本で環境教育がスタートして半世紀が経ったとされる。高度経済成長へ向かう1950年代後半から「公害教育」「自然保護教育」として取り組まれた日本の環境教育は、科学者、専門家からの「環境問題」への相次ぐ警鐘に応答して、多くの運動・活動家、教育者によって大きな発展を遂げてきた。1970年代の「人間環境（ストックホルム）宣言」、「ベオグラード憲章」、「トビリシ宣言」、そして1990年代の「第1回地球サミット」、「テサロニキ宣言」によって国際社会全体での環境教育の気運が醸成され、2002年の「ヨハネスブルグ会議（第2回地球サミット）」を経て2005年からスタートした「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の成果と今後に向けた課題が、昨夏名古屋で開催された「ESD ユネスコ世界会議」において総括された。

経済成長を中心的な社会指標に置いた戦後復興・成長期を経た日本では、とくに持続可能な開発（SD）の理念のもとで環境と開発の両立を目指して開催された1992年の「国連環境開発会議」における「リオ宣言」と「アジェンダ21」の提言に呼応するように、環境問題と環境教育への関心が広がりを見せ、従来の実践者、専門家だけでなく企業と一般市民（消費者）による環境への取組みが本格化した。

本書はこの20年の産・官・学・市民それぞれの実践と相互のパートナーシップ事例を豊富に取り上げ、それらを理論的に支える環境教育論をわかりやすく述べている。著者はそれぞれ企業人、実践者、研究者の側面を併せ持つ環境教育の最前線にある実力者たちであり、その経験と責任は本書の中心テーマの一つである「環境教育の社会化」と「生物多様性の主流化」を体現するものと言ってよい。本書では生物多様性と環境の保全の最重要キーワードとして、この「社会化」と「主流化」が繰り返して論じられる。環境問題の解決と持続可能な開発の実現は、一部のセクターや組織・個人によるものではなく、社会を構成するすべての存在が主体的に参画することなしにもたらされない。経済開発の主役である企業組織と企業人の環境保全への関わりは、社員・消費者・利用者という立場においても社会全般に大きな影響を与える（社会化）ステークホルダーの役割を果たしている。また、官民に関係なくすべての個人と組織が生物多様性に配慮した行動をとる状況（主流化）とともに、それらが「教育」という、出会いと変化に満ちた触媒者によってこそ進展することが指摘されている。環境と開発という長年対置関係として理解されがちだった概念は、1990年代以降、多くの関係者が立場・所属を超越した議論と協議を重ねた末に、「持続可能な開発」概念として包括的に合意されるようになった。本書には、その機運を逃すことなく変革のためのアクションに結実させる「教育」（ESD）のビジョン・実践・方法が豊かに

描かれており、著者の経験知に基づいた確かな信念と気概がやさしい呼びかけと誘いとなって伝わってくる。

全体の構成は、実践編、基礎編、企業編の3部から成る。実践編では、幅広い分野の企業19社における環境教育の実践例が紹介されるとともに、経団連自然保護協議会による企業環境教育研修の具体例や、企業とNGOとのコラボレーション事例が紹介されている。約半分のページを費やしてこれだけの企業の取組み例と実践内容を紹介したものは、一般読者向けの環境教育書としては珍しく、自然保護活動に貢献しようとする企業やその関係者にとって、企画立案から活動の推進に至るまでの指南書としても優れている。企業編では、企業にとっての生物多様性とは何か、企業における環境教育の役割とは何かについて、実践編の内容に照らし合わせながら述べられており、多くの企業の環境部門やCSRの担当者、また一般消費者にとっても、企業が環境問題、環境教育に取り組むことの意味と意義を再認識させられるものである。

さて、以上のような日本の環境教育の社会化と主流化をめぐる経緯と現状についての解説と、企業による環境教育の理論と実践だけでも本書の魅力は十分ではあるが、それに加えて「基礎編」で展開される生物多様性と自然の恵みについての読者への語りかけからは、そもそも私たち人間がどのような世界に生かされ、与えられたいのちをどのように生きるのかを深く考えさせられる。だからといって、それは哲学的な問いや説教じみた自己批判的言説によるものではなく、著者が出会い、学び、研究を深めてきた地球を構成する豊かないのちの営みとその多様性の世界が、事実に基づいた科学的な知見から淡々と述べられており、読むものに深い省察をもたらすとともに、生きることの不思議に思いをいたさせる記述となっている。そこでは、生物多様性が、社会的視点・経済的視点・教育的役割・文化的役割・レクリエーション的機能・芸術的恩恵など、多様なアプローチによって捉えられる必要があることを指摘したうえで、「種」「生態系」「遺伝子」の主に3つの多様性の総体について説明し、たとえば種の豊かさについて次のように述べられる。

田んぼや池に棲む生き物たちは、水中でいかに呼吸するかが重要課題です。鰓のないミズカマキリは、長い尾端をまるでシュノーケルのように水面に伸ばし、息をして水中に潜ります。ゲンゴロウは水面で、まるでポンベのように翅と背中の中に空気を入れて水中に戻ります。毛のような脚を動かしながら水中を進むカブトエビの脚は、鰓にもなっています。すなわち移動しながら同時に呼吸もしているのです。このように水中に棲息する3種の呼吸システムだけをみても、生物たちは種ごとに多様な工夫をしています。地球上には175万種以上の生物が棲んでいます、それぞれがさまざまな「工夫」をこらしているのです。

そして、地球が長い年月の中で蓄えてきた未来への生物貯金（資本）について、「生物多様性は、物質、植物、動物、時間（進化）の賜物です。この中の生物である植物、動物を絶

滅によって失うことは、未来の多様性を育む生物貯金（資本）を喪失し、未来の地球上の生命にも打撃を与えてしまいます。目の前にいる1種の生物が、過去からの賜物であり、未来への切符なのです。」と力強く語りかける。また、森、川、海の生態系が、生産者、消費者、分解者の三者に支えられ、人間を生かす恵みの力として機能することを説く。

森で誕生した水・ミネラルは、川を流れて田んぼ（田んぼ生態系）に入り、乾いていた田を潤します。約半年以上休眠し、水を待っていたミジンコやカブトエビたちは一斉に孵化して動き回り、それをヤゴが食べ、アマガエル・シュレーゲルアオガエルたちが、にぎやかな合唱とともに稲の苗や畔に産卵します。オタマジャクシがミジンコを食べて大きくなると、それらをねらうアマサギたちが飛来し、発生した飛翔性昆虫をねらうギンヤンマ、ツバメも飛び交います。日本の田んぼでは多種多様で多数の生物が、水の恵みと人々の営みの中で共に棲息しています。

生物科学の知の集積が、まるで1篇の詩の朗読を聞くような爽やかな読後感と奥深い納得を与えてくれるのは、先人の研究への敬意と生態系の中で人が育んできた文化的営みへの愛情と、それを次世代に手渡し共に生きようとする願いに支えられているからであろう。このことは、著者が近年の環境教育が感性に訴えるものに偏重し、科学的探究が退潮傾向にあることを憂慮し、「センス・オブ・ワンダー」と「サイエンス・オブ・ワンダー」の両輪とその響きあいが必要、と主張するところや、「専門家よりも伝道師」「教えるということ」など、環境教育における教育原理ともいえるべき側面に紙面を割いているところにも、色濃く表れていると言えよう。

経済のグローバル化と社会構造の変容、そして教育のパラダイム転換を迫られる今、出尽くしたかに見える地球環境課題群や生物多様性危機の論議にもういちど向き合い直し、科学の扉の向こうにある不思議の生物世界と、そこからもたらされる自然の恵み、学びと行動の楽しさに深い気づきを与えてくれる本である。

【資料】

2014 年度 定期総会の記録

日時：2014 年 5 月 14 日（水） 13 時 30 分～14 時 40 分

会場：大阪産業大学 東部キャンパス AMC5F ホール

記録：井ノ口淳三（追手門学院大学）

出席：25 校

追手門学院大学、大阪学院大学、大阪経済大学、大阪工業大学、大阪産業大学、
大阪成蹊大学、大阪体育大学、大阪人間科学大学、関西福祉科学大学
関西学院大学、近畿大学、甲南大学、神戸学院大学、神戸芸術工科大学、
神戸松蔭女子学院大学、神戸女子大学、神戸女子短期大学、神戸常盤大学、
高野山大学、四天王寺大学、摂南大学、園田学園女子大学、姫路獨協大学
武庫川女子大学、桃山学院大学

委任状出席：24 校

大阪大谷大学、大阪音楽大学、大阪経済法科大学、大阪芸術大学、大阪国際大学、
大阪商業大学、大手前大学、関西大学、関西国際大学、畿央大学、近大姫路大学
甲南女子大学、神戸海星女子学院大学、神戸国際大学、神戸女学院大学、
神戸親和女子大学、神戸山手大学、夙川学院短期大学、千里金蘭大学、相愛大学、
帝塚山大学、阪南大学、兵庫大学、プール学院大学

山田全紀事務局長（大阪産業大学）の開会の言葉に続き、瀬島順一郎会長（大阪産業大学学長）
から挨拶が行われた。続いて、議長団の選出に移り、山田事務局長から疋田 祥人氏（大阪工業大学）
と内藤裕子氏（大阪学院大学）を推薦したい旨の提案があり、これを承認した。

議事に入る前に、山田事務局長より 13 時 30 分現在の出席状況が報告された。会員校 64 校中 25
校が出席しており、委任状が 24 校提出されていることから、加盟校の二分の一以上の出席により
本総会が成立していることを確認した。

議事：

1. 2013 年度定期総会の記録確認

山田事務局長（大阪産業大学）より、2013 年度定期総会の記録について、既に幹事校会で承認さ
れている事項である旨、資料に基づき報告があり、これを承認した。

2. 2013 年度活動報告

山田事務局長より、2013 年度の活動について資料に基づき報告があり、これを承認した。

3. 2013 年度決算報告ならびに監査報告

2013 年度決算について西口利文事務局会計担当（大阪産業大学）より、予算額と決算額とで増減

が生じている費目を中心に資料に基づき報告があった。

続いて、本決算報告については、長谷川精一氏（相愛大学）および佐野秀行氏（大阪人間科学大学）の両会計監査委員による監査が2014年5月7日に行われた旨の報告があり、監査委員を代表して佐野秀行氏から、「厳正に監査を行った結果、適正に処理されている」との監査報告が行われた。

以上の報告を受け、2013年度決算報告および監査報告を承認した。

4. 幹事校の選出

山田事務局長より、新幹事校18校の提案があり、これを承認した。

新会長選出のための幹事校会を開催するため、14時5分から15分間の休憩とした。

5. 新会長の承認

山田事務局長より、ただ今の第1回幹事校会において2014年度の阪神教協会長校に四天王寺大学を選出した旨の報告があり、会長に西岡祖秀氏、事務局長に八木成和氏を選出したことを承認した。

6. 新役員の選出

山田事務局長より、新役員・委員の候補について資料に基づき提案があり、これを承認した。

7. 2014年度活動方針および事業計画（案）

八木成和新事務局長より、2014年度活動方針および事業計画（案）について資料に基づき報告があり、これを承認した。

8. 2014年度予算（案）

2014年度予算（案）について、八木成和新事務局長より趣旨説明が行われた。その後西口前事務局会計担当より資料に基づき詳しい補足説明があり、これを承認した。

9. 会員校の異動

八木事務局長より、資料の「2014年度会員校一覧」について説明があり、会員校の異動はない旨の報告があった。

最後に、八木事務局長から閉会の挨拶があり、総会は終了した。

【資料】

2014 年度 活動方針および事業計画

活動方針

- 1 高等教育および初等・中等教育政策に関連させながら、教師教育政策・行政の動向に対処し、教職志望者に対して保障すべき諸条件の明確化とその実現にとりくむ。
- 2 教職志望者の資質・能力を高めるための研究交流をすすめ、大学における教職課程教育の自律的な改革改善にとりくむ。
- 3 教師教育に関する諸問題について関係諸団体機関と交流・協議する。特に教育実習や介護等体験等の円滑な実施にむけての研究協議をおこなう。
- 4 その他、協議会の趣旨にそくして必要な活動をおこなう。

事業計画

- 1 課題研究の推進
 - (1) 教育政策や教育行政の動向とその対処について
 - (2) 教職課程教育の内容と方法の改善・開発、授業実践報告の収集について
 - (3) 教育実習のありかたについて
 - (4) 介護等体験のありかたについて
 - (5) 教職事務の改善について
 - (6) 教員採用問題について
 - (7) 海外の教師教育の動向について
 - (8) 教員養成制度改革について
- 2 「教員の資質向上連絡協議会」の活用と改善
- 3 国公立大学、文部科学省、教育委員会その他の教師教育に関わる人々との交流促進
- 4 教師教育情報データベースづくり、および地域共同的な教師教育体制づくりの準備促進
- 5 全私教協の計画する事業への参加
- 6 阪神教協レポートの発行
- 7 阪神教協ホームページの運営
- 8 課題研究成果報告・普及のための出版企画の立案・実行
- 9 その他、活動方針に関して必要な事業

2013年度 阪神教協一般会計収支決算書

(2013年4月1日～2014年3月31日)

【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
事務局費	1,464,000	980,682	483,318
人件費	744,000	696,500	47,500
通勤費	100,000	60,960	39,040
消耗品費	150,000	42,121	107,879
通信費	300,000	142,625	157,375
事務局交通費	50,000	33,000	17,000
会議費	120,000	5,476	114,524
印刷関係費	1,060,000	950,729	109,271
レポート印刷費	550,000	440,370	109,630
レポート編集費	140,000	136,939	3,061
外部委託費	300,000	373,420	▲73,420
資料印刷費	70,000	0	70,000
ホームページ等関係費	240,000	113,509	126,491
人件費	100,000	0	100,000
ホームページ等運営費	140,000	113,509	26,491
幹事校会費	400,000	357,295	42,705
会合費	350,000	357,295	▲7,295
印刷費	50,000	0	50,000
研究協議会費	1,850,000	951,354	898,646
人件費	100,000	44,000	56,000
会合費	1,500,000	907,354	592,646
講師用旅費	250,000	0	250,000
全国協議会費	2,825,000	2,445,565	379,435
会費	2,325,000	2,320,210	4,790
旅費	300,000	0	300,000
研究大会補助	200,000	125,355	74,645
特別会計繰入金	0	0	0
予備費	4,935,755	0	4,935,755
支出合計	12,774,755	5,799,134	6,975,621

【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
会費	4,640,000	4,625,325	▲14,675
受取利息	2,000	1,682	▲318
情報交換会参加費	300,000	248,000	▲52,000
幹事校交流会参加費	90,000	96,000	6,000
雑収入	1,500	0	▲1,500
前年度繰越金	7,741,255	7,741,255	0
全私研究大会余剰金	0	0	0
収入合計	12,774,755	12,712,262	▲62,493

次年度繰越金

6,913,128

2013年度会計帳簿および収支決算書につきまして、帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2014年 5月 7日

会計監査委員： 相 愛 大 学

長谷川 精一 

会計監査委員： 大阪人間科学大学

佐野 秀行 

2013年度 阪神教協特別会計収支決算書

(2013年4月1日～2014年3月31日)

【支出の部】

	予算額	決算額	増 減
海外渡航助成・補助金	200,000	0	200,000
出版費	0	0	0
予備費	1,159,023	0	1,159,023
支出合計	1,359,023	0	1,359,023

【収入の部】

	予算額	決算額	増 減
前年度繰越金	1,359,023	1,359,023	0
書籍代	0	0	0
収入合計	1,359,023	1,359,023	0

次年度繰越金	1,359,023
---------------	------------------

2013年度会計帳簿および収支決算書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2014年 5月 7日

会計監査委員：相 愛 大 学

長谷川 頼一 

会計監査委員：大阪人間科学大学

佐野 秀行 

2013年度「教職課程運営に関する研究交流集会」収支決算書

【支出の部】

	予算額	備考
全私教協事務局へ送金	16,238	余剰金の半額
振込手数料	105	
支出合計	16,343	

【収入の部】

	予算額
2013年度「教職課程運営に関する研究交流集会」 余剰金	32,476
収入合計	32,476

2014年度一般会計繰入金	16,133
---------------	--------

2013年度会計帳簿および収支決算書につきまして、
帳簿並びに関係証票書類に基づき監査の結果、適正に処理されているものと認めます。

2014年 5月 7日

会計監査委員：相 愛 大 学 長谷川 精一 

会計監査委員：大阪人間科学大学 佐野秀行 

【資料】

2014 年度幹事校会の記録

2013 年度第 5 回（通算 第 249 回）幹事校会記録

日時：2014 年 2 月 19 日（水）14 時 00 分～17 時 00 分

場所：大阪産業大学 梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第 3 ビル 19 階

出席（13 校 20 名）

追手門学院大学	（田中 耕二郎）
大阪音楽大学	（大前 哲彦）
大阪工業大学	（酒井 恵子）
大阪産業大学	（谷田 信一）（西口 利文）（山田 全紀）
関西大学	（原 徹）
関西学院大学	（富江 英俊）（南本 長穂）
近畿大学	（杉浦 健）（田中 保和）
神戸女子大学	（多畑 寿城）
神戸女子短期大学	（吉泉 和憲）
四天王寺大学	（植田 義幸）（上野 淳子）（高岸 由香子）（八木 成和）
摂南大学	（朝日 素明）
姫路獨協大学	（中嶋 佐恵子）
桃山学院大学	（島田 勝正）

議長：山田全紀

記録：中嶋佐恵子

議事

（1）2013 年度第 4 回幹事校会記録の確認

以下を修正することが了承された。

- ・ p. 2 （2）2 行目 行われた →行われた。
- ・ p. 3 （6）梅本氏 →根来実穂氏
- ・ p. 4 （9）佐野秀樹氏 →佐野秀行氏
2014^2015 →2014～2015、
阪神教協レポート →阪神教協リポート

（2）全私教協理事会報告、次期理事の選出

①西口利文理事より 1 月 26 日に名城大学で開催された第 5 回理事会の報告があった。主な内容は以下のとおりである。

- ・全私教協専門委員会の運営規定について事務局より申し合わせ案が示され、その方向で検討することとなった。ただし委員の定員については、改めて 3 月に検討することとなった。
- ・次期役員として選出された大学名、候補者名が報告された。

- ・第34回研究大会（2014年度）の準備、企画について検討した。シンポジウムについては阪神地区からシンポジストを1名出すよう依頼することとなり、多畑寿城氏を推薦する声があった。
- ・「私立大学の特色ある教職課程事例集（仮題）」の応募状況の報告があり、WG等による審査の結果、阪神地区からは12大学12件が掲載候補となっている。大学の規模、地域、カテゴリーのバランスを考慮して、追加執筆を依頼する必要が生じたので各地区に推薦を依頼することとなった。
- ・第34回研究大会プログラム・要旨集等の原稿依頼について報告があった。
- ・2014-2015年度担当-地区協議会会長校・会長／事務局長校・事務局長についての報告があり、各地区において決定次第、全私教協事務局へ連絡することが要請された。阪神教協の事務局校・事務局長について報告した。

②西口利文理事の報告を受け、第34回研究大会のシンポジストとして多畑寿城氏を推薦すること、各専門委員会の委員（下記の議題（3））を決めた。また、谷田信一氏から「私立大学の特色ある教職課程事例集（仮題）」について、WG（教員養成制度検討委員会）における審査について報告があった。

（3）全私教協各専門委員会の次期委員の推薦について

次期委員を以下のように決めた。

- ・教員免許事務検討委員会- 教員免許事務セミナーに一任し、2名選ぶ。
- ・学校インターンシップ等検討委員会- 朝日素明氏、富江英俊氏
- ・教員養成制度検討委員会- 疋田祥人氏（大阪工業大学）、藤本敦夫氏（大阪音楽大学）
- ・編集委員会- 西口利文氏

（4）2014年度全私教協研究大会における分科会の運営について

司会者：田中耕二郎氏、山田全紀氏

発表者：アンケートのまとめと分析- 西口利文氏

個別事例- 富江英俊氏、杉浦健氏、島田勝正氏

とすることが承認された。また前回の幹事校会で既に決定しているとおり、

記録：八木成和氏

とすることが確認された。

（5）2014年度阪神教協第1回課題研究会の企画・運営について

全私教協研究大会分科会に向けて、それと同様の企画とすることが承認された。それ以外には、「私立大学の特色ある教職課程事例集（仮題）」に掲載予定の事例からの報告、教職実践演習の実践交流、の提案があった。

（6）2016年度～2017年度阪神教協事務局校について

関西学院大学に承諾されたことが報告され、承認された。

(7) 阪神教協リポート No. 37 編集について

- ・八木氏より、2月末締め切りで原稿を依頼しており、3月に校正を終えるようすすめているとの報告があった。
- ・西口氏より、「阪神教協リポート」バックナンバーをHPに掲載することについて問題提起があった。No. 35以降はHPに掲載することが規程に明文化されているので問題ないが、それ以前のものについてはどうするか、掲載せずに問い合わせがあった場合には紙媒体に代わるものとしてファイルをお届けすることにしたかどうか、という内容であった。

検討の結果、当面は規程に明文化されている分のみをアップロードし、それ以前のは凍結する、アップロードされない分も準備が整った時点で目次のみは掲載する、ことが了承された。

(8) 阪神教協教職課程データベース（平成25年度版）について

事務局より、データベースのデータ提出の締め切りを延ばしてほしいという要望があったことが報告された。検討の結果、このままとすることにし、来年度も同様の時期におこなうこととなった。

(9) 教員免許事務セミナーの開催について

原徹氏より、2月22日に開催予定の教員免許事務セミナーについて報告があった。

(10) 今後の記録担当について

特になし

(11) その他

- ・大前哲彦氏より、「大阪府介護等体験実施連絡協議会の開催について」の内容が紹介され、大前氏の後任として当該会議へ出席する者を決めること、その者の氏名を付してこの文書を当該会議座長に提出すること、が要望された。また、当該会議において地域教師教育機構を体現する連携ができてきていることが報告された。

検討の結果、八木氏が船所武志氏（四天王寺大学）に打診することとなり、文書と「大阪府介護等体験実施連絡協議会設置要綱（改正案）」について事務局と大前氏で後日検討することとなった。

- ・西口氏より2013年度「教職課程運営に関する研究交流集会」の収支報告があり、承認された。
- ・事務局より、新幹事校について、神戸学院大学に打診したところ無理との返事があったこと、大阪人間科学大学は会計監査の担当になっているため無理であること、関西福祉大学、奈良大学も無理との返事があったことが報告された。議論の結果、奈良大学に再度依頼すること、畿央大学に依頼すること、が了承された。

議事終了後、今年度で定年退職予定の大前氏より挨拶があった。

2013年度 第6回(通算 第250回)幹事校会議事録

日時：2014年4月23日(水)15時00分～17時15分

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス 大阪駅前第3ビル19階

出席(敬称略)：12校24名

追手門学院大学	(田中 耕二郎)(井ノ口 淳三)
大阪産業大学	(山田 全紀)(谷田 信一)(西口 利文)(定金 浩一)
関西大学	(若槻 健)(松浦 紀哉)
関西学院大学	(富江 英俊)(岡本 哲雄)
近畿大学	(杉浦 健)(田中 保和)
神戸女子大学	(多畑 寿城)
神戸女子短期大学	(吉泉 和憲)
四天王寺大学	(八木 成和)(榊井 克廣)(高岸 由香子)(今西 智徳)
摂南大学	(朝日 素明)(大野 順子)
姫路獨協大学	(中嶋 佐恵子)
桃山学院大学	(島田 勝正)
近畿大学	(田中 保和)(杉浦 健)

議長：山田 全紀

記録：杉浦 健

議事：

(1) 前回幹事校会の記録確認

前回幹事校会の記録が訂正なく確認された。

(2) 全私教協理事会および委員会報告

- 大阪産業大学谷田氏より教員免許制度検討委員会報告がなされた。私立大学の特色ある教職課程事例集のしめきりが5月に迫っていること、教員養成課程の質保証評価制度が東京学芸大、玉川大学などで計画されていることが報告された。

- 大阪産業大学西口氏より資料に基づき、全私教協理事会の報告がなされた。

交流集会の決算や、新規加盟(予定)校、退会(予定)校、定期大会、研究大会の準備、研究大会のシンポジウムのテーマなどについて報告がなされた。

また、阪神地区分科会について、開催が午前中、第3分科会であること、1日目の昼食時間に司会、記録、発表者の打ち合わせを開く予定であること、その時のお弁当は阪神の予算から支出されることが確認された。また理事会および各種委員会は2日目の午後からであることが伝えられた。

- 定期総会、研究大会、研究交流集会における役員、事務局関係者の参加費の取り扱いについて資料に基づき確認された。

専門委員会運営規定について、資料に基づき確認がなされた。関東と阪神は2名、推薦が可能、任期を設けず、などについて確認された。

次期の役員、専門委員会などについて、資料に基づき報告がなされた。編集委員会は、空欄だが大阪産業大学の西口氏が担当すること、免許事務検討委員会も決定済みであることが報告され

た。

(3) 2014 年度全私教協研究大会における分科会の運営について
特に検討事項はなかった。

(4) 2014 年度定期総会の運営について

・大阪産業大学山田氏より、定期総会次第案に基づき総会を行いたいこと、決算について 5 月 7 日に会計監査の予定であることが報告された。

資料の本年度支出について、外部委託費の内、印刷費、阪神教協リポートデータベース印刷費が例年より多くかかった(73420 円の赤字)。印刷部数、印刷枚数が増加したためであり、総会の資料と合わせて 268000 円の決算とのことであった。去年は 218000 円で 5 万円アップした。今後、データベースの設問を半分にするなど、阪神教協リポートも含め、予算削減すべきか検討することが提案された。

他に赤字になったところとして、幹事校会の会合費が赤字であったが、これは 11 月の研究交流集会に関連して 1 回幹事校会が多かったためであることが報告された。

収入について、会費は予定通りであった。予算よりもわずかに少なくなっているのは振込手数料のためということであった。情報交換会の参加費については、参加者が見積もりより少なかったためということで 52000 円減であった。

ここで追手門学院大学田中氏より、事務局の経費は支出しているかの質問があり、大阪産業大学山田氏より人件費で計上しているとの回答がなされた。

・特別会計については、支出がなく、そのまま来年度に繰り越しされることが報告された。また特別会計の利子については一般会計に繰り入れることが報告された。

研究交流集会の収支決算書については、取り決め通り、収入から支出を差し引いた黒字分の半額は全私教協に送金、残り半額から振り込み料を除いた収入は来年度予算の一般会計に繰り入れることが報告された。

・2014 年度新役員、委員候補者一覧について、幹事校として関西福祉科学大学、神戸学院大学が新規候補として報告された。これに伴い、神戸学院大学に監査委員(幹事校以外)を依頼することができなくなり、適任者が検討され、奈良大学、大阪学院大学、大阪経済法科大学などが候補とされた。依頼交渉は事務局に一任。

・2014 年度活動方針および事業計画について、まず予算案について検討が行われた。消費税増税のため単純計算であれば 3% 増加することになることが指摘された。また、初年度は消耗品代がかかる(封筒など)ので、15 万円を 30 万円に増額する予定であることが報告された。レポート編集費については前回よりも現在編集中のレポートは安くなること、特別寄稿がないと安くなること、別刷り希望が多いと高くなるなどが指摘された。外部委託費については、本年度 7 万円の赤字が出たため、40 万円にする予定である。またレポート編集費はいつもぎりぎりなので、少し増額をした方が良いということになり、14 万円から 20 万円に増額する提案がなされた。

・追手門学院大学の田中氏より、現在の予算は毎年の会費収入より多くなっているが、原則論と

しては会費収入内ですべきではとの指摘があった。また予備費が多すぎるので、特別会計に予備費を回すというやり方もあるとの提案もあった。

上記の検討事項を中心として現事務局と時期事務局四天王寺大で検討して総会に提案することが決定された。

- ・総会の方法について確認がなされた。会長校選出法について、幹事校会を承認、選出された新役員が短時間で幹事校会を行い、会長を互選、総会で承認するという手続きが確認された。

(5) 2014年度第1回課題研究会の運営について

課題研究会については、全私教協分科会と同じテーマ、同じ発表者で開催することが確認された。

課題研究会(案)の配布資料(11ページ)にミスがあり、訂正がなされた。

(誤) 桃山学院大学教職課程における地域連携教育活動(開学研修)

(正) 桃山学院大学教職課程における地域連携教育活動(学外研修)。

(6) 阪神教協リポート No. 37 の編集について

四天王寺大学八木氏より報告があり、現在、1回校正を終えて、4月28日に発送、総会には配布できる予定とのことであった。

- ・関連して、次年度より2年間の阪神教協リポート編集については、関西学院大学の南本氏が担当することが報告された。

(7) 阪神教協教職課程データベース(平成25年度版)について

事務局より、現在印刷中であり、総会には配布できる予定であることが報告された。データベースは、回答を寄せた大学に配布し、回答がなかった大学には配布しないことになっている。部外秘ということのためである。ただし、印刷予算は会員校の会費であるため、課題研究会に来た大学には配布すべきではないか、内容的に配布できるようなアンケートとすべきではないかなどの意見が出され、今後の検討課題とされた。

(8) 大阪府介護等体験実施連絡協議会への委員の派遣について

大阪府介護等体験実施連絡協議会について、近畿大学田中氏を代表として推薦すること、また協議会の開催を社会福祉協議会に要請したことが報告された。

(10) 事務局報告、幹事校会メーリングリスト他について

事務局よりメーリングリストについて登録者の変更などあればお知らせいただくようお願いがあった。

(11) 阪神教協教員免許事務セミナーの開催について

神戸女子大学多畑氏より資料に基づき開催のお知らせがなされた。5月の定期総会、課題研究会後、受付を開始することが報告された。

免許事務に関連して、課程認定における共通開設科目の扱いや教員の業績審査について意見交換がなされた。

(12) 今後の記録担当について

次回総会と第1回幹事校会については追手門学院大学が、第7回幹事校会については大阪産業大学が、次回課題研究会については関西学院大学が記録を担当することが確認された。

(13) その他

大阪府と堺市において国語の大学推薦があったのかどうか、スクール・インターンシップにおいて水泳指導はどうしているかなど、情報交換がなされた。

2013年度第7回（通算第251回）幹事校会記録

日時：2014年5月14日（水） 10時30分～11時45分

出席（敬称略）：11校18名

追手門学院大学	（田中 耕二郎）（井ノ口 淳三）
大阪経済大学	（樋口 太郎）
大阪工業大学	（酒井 恵子）（疋田 祥人）
大阪産業大学	（山田 全紀）（谷田 信一）（西口 利文）（定金 浩一）
関西学院大学	（南本 長穂）
神戸女子大学	（多畑 寿城）（山田 史子）
神戸女子短期大学	（吉泉 和憲）
四天王寺大学	（八木 成和）（上野 淳子）
摂南大学	（大野 順子）
姫路独協大学	（中嶋 佐恵子）
桃山学院大学	（島田 勝正）

議長：山田全紀

記録：谷田信一・西口利文

議事：

(1) 2013年度第6回幹事校会記録の確認

資料に基づいて記録の確認が行われ、「(4) 2014年度定期総会の運営について」の中に「追手門大学」と記されていたのを「追手門学院大学」に訂正がなされたのち、承認された。

(2) 全私教協理事会および各種専門委員会報告

- ・ 前回の幹事校会から今日までの間に全私教協理事会は開かれていなかったもので、文書による理事会報告はなかった。前回の阪神教協幹事校会で決まった阪神教協からの全私教協への派遣委員の名前を4月に全私教協に通知しておいた旨、5月24日の全私教協総会にて報告および審議される予定であるとの旨について、西口利文氏（全私教協派遣理事・大阪産業大学）より口頭での報告があった。
- ・ 専門委員会のうち、教員養成制度検討委員会について、谷田信一氏（教員養成制度検討委員・大阪産業大学）から、『私立大学の特色ある教職課程事例集』の編集会議が5月3日に名城大学名駅

サテライトキャンパスで行なわれたこと、その後も田子委員長を中心に編集委員の間でのメール回覧の形で編集・校正作業が続いていること、5月24～25日の全私教協大会の前日に印刷会社から納品され、全私教協大会で配布できる見通しであることなどが、資料（予定される同事例集の「目次」）を示しつつ、説明された。なお、大阪体育大学については、執筆担当者の異動という理由で、最終的に自ら原稿提出を辞退された、という経緯も、合わせて報告された。

（３）全私教協研究大会における阪神地区分科会の運営について

- ・本日午後の課題研究会の内容と重なるので、議題（５）のときに、必要があれば議論したい、という旨が山田全紀氏（事務局長・大阪産業大学）から述べられた。

（以下は、議題（５）のなかで、標記の内容について話題になった内容を記す。）

- ・同分科会は、課題研究会のテーマを踏まえて行われるが、総時間は課題研究会よりも40分多く確保されていることについて確認された。この時間については、分科会の冒頭で阪神教協における企画趣旨の説明を行ったり、後半の質疑応答の時間を拡充したりすることに活用する予定で計画しているとの旨が、西口氏（大阪産業大学）より説明された。

（４）2014年度定期総会の運営について

- ・定期総会の議長団2名について、幹事校から1名、幹事校以外から1名ずつ選出することが確認された。幹事校からの議長候補には、疋田祥人氏（大阪工業大学）にお願いすることになった。幹事校以外の議長候補については、総会前に適宜打診することとなった。
- ・監査報告は佐野秀行氏（大阪人間科学大学）に行なってもらうことについて確認した。
- ・2014年度新役員・委員候補者について、総会資料（配布予定）に基づいて、山田氏（事務局長・大阪産業大学）より説明があった。2014年度の幹事校会に、関西福祉科学大学（第6回幹事校会（4月23日）資料で掲載）と、神戸学院大学に候補として加わってもらう予定であること、内藤裕子氏（大阪学院大学）が、2014年度からの会計監査委員の候補であることについて示された。
- ・会員校の異動については、今回は該当する大学・短大がないことが確認された。
- ・2014年度の会長校および新役員・委員の選出について、会則をもとに出席者間で情報の共有を行った。2014年度の幹事校を総会で選出したあとで、いったん総会は休憩として、その間に、2014年度第1回幹事校会を開催し、そこで、2014年度からの会長校および新役員・委員の選出を行い、そのあと総会を再開して、その総会で2014年度からの会長校および新役員・委員について報告し承認してもらう、という段取りとなることが確認された。
- ・2014年度の活動方針については、新事務局長になる予定の八木成和氏（四天王寺大学）より報告してもらい、2014年度予算（案）については、前事務局校の西口氏（会計担当・大阪産業大学）に説明してもらうような形で進行することが確認された。
- ・現時点で、24校の委任状が届いているため、8校の出席があれば総会が成立するという点について、山田氏（事務局長・大阪産業大学）より報告があった。
- ・会則に基づく総会の成立を参加者に知らせるのが、議長であるか事務局であるかについて、疋田氏（大阪工業大学）より確認があった。山田氏（事務局長・大阪産業大学）より、「定期総会次第」の「開会の言葉」の折に、事務局より会場に対して定足数および総会の成立状況について報告す

るかたちですすめるとの説明が行われた。

(5) 2014年度第1回課題研究会の運営について

- ・山田氏（事務局長・大阪産業大学）より、課題研究会への参加者に配布予定の資料に基づき、同会合の時間配分の原案について説明があり、これが承認された。

(6) 阪神教協レポートについて

- ・先例にならい、会員校および準会員校には、1校あたり2部を配布することについて確認した。その上で、総会または課題研究会に出席の会員校および準会員校には、1名の出席者の場合は、その出席者に2部配布し、2名以上の出席の場合はその人数分を配布するかたちで対応することについて山田氏（事務局長・大阪産業大学）より提案があり、これが承認された。

(7) 阪神教協教職課程データベース（平成25年度版）について

- ・現時点で印刷が完了しており、アンケートに回答した会員校・準会員校に、郵送により配布する予定であることについて報告があった。
- ・会員校・準会員校すべてに郵送することを検討してもよいのではないかという提案があった。しかし、アンケートへの回答を促すという意義と、各大学のプライバシーをある程度尊重するという意義を尊重し、今回においては従来の要領で、アンケートに回答した会員校・準会員校に限定して配布することが確認された。

(8) 幹事校会名簿およびメーリングリストの更新について

- ・四天王寺大学において、新事務局を担うことに伴い、当該名簿ならびにメーリングリストの対象者を増やす予定であると、八木氏（四天王寺大学）より報告があった。

(9) 今後の記録担当について

- ・前回の幹事校会（4月23日）で決められた、当日の総会および第1回幹事校会、課題研究会の記録担当について確認した。

(10) その他

- ・八木氏（四天王寺大学）より、2014年度第2回幹事校会を、7月16日（水）の15:00より、あべのハルカスにて開催することを予定しているとの報告があった。
- ・西口氏（大阪産業大学）より、2014年度の阪神教協のウェブページの管理者として、新事務局の植田義幸氏（四天王寺大学）が予定されている旨について報告があった。
- ・多畑寿城氏（神戸女子大学）より、第1回教員免許事務セミナーの開催について、第6回幹事校会（4月23日）で提案された7月5日（土）の開催が、会場の都合で延期となり、場所と日程の再調整をすすめている旨の報告があった。

2014年度第1回（通算第252回）幹事校会記録

日時：2014年5月14日（水） 14時6分～14時14分

場所：大阪産業大学 東部キャンパスAMC 4 F 406 会議室

出席（敬称略）（14校26名）

追手門学院大学	（井ノ口 淳三）（田中 耕二郎）
大阪経済大学	（樋口 太郎）
大阪工業大学	（酒井 恵子）（疋田 祥人）
大阪産業大学	（山田 全紀）（谷田 信一）（西口 利文）（定金 浩一）
関西学院大学	（南本 長穂）（富江 英俊）
関西福祉科学大学	（池上 徹）
近畿大学	（杉浦 健）（田中 保和）
神戸学院大学	（今西 幸蔵）
神戸女子大学	（多畑 寿城）（山田 史子）
神戸女子短期大学	（山村 美穂）
四天王寺大学	（八木 成和）（上野 淳子）（榎井 克廣）（高岸 由香子） （今西 智徳）
摂南大学	（大野 順子）
姫路独協大学	（中嶋 佐恵子）
桃山学院大学	（島田 勝正）

司会：山田全紀

記録：井ノ口淳三

議事：

（1）新会長校の選出

山田事務局長より、新会長校として四天王寺大学が提案され、承認された。

（2）新役員・委員候補者の選出

山田事務局長より、資料にもとづき新役員・委員候補が提案され、承認された。

2014年度第2回（通算第253回）幹事校会記録

議事：日時：2014年7月16日（水） 15時02分～17時16分

場所：四天王寺大学 あべのハルカスサテライトキャンパス（23階）会議室

出席（敬称略）：12校20名

大阪音楽大学	（村上 優子）
大阪産業大学	（山田 全紀）（西口 利文）
追手門学院大学	（田中 耕二郎）
関西大学	（若槻 健）（松浦 紀哉）
関西学院大学	（南本 長穂）（富江 英俊）（大喜多 喜夫）
関西福祉科学大学	（池上 徹）
近畿大学	（杉浦 健）（田中 保和）
神戸学院大学	（水谷 勇）

神戸女子大学 (多畑 寿城) (山田 史子)
四天王寺大学 (植田 義幸) (船所 武志) (八木 成和)
摂南大学 (朝日 素明)
桃山学院大学 (島田 勝正)

議長：八木 成和

記録：水谷 勇

議事：

- (1) 新体制として初めての会ということもあり、それぞれの自己紹介を行った。
- (2) 当日配布の議事次第 13 頁に基づき、本日の記録担当に水谷勇氏(神戸学院大学)を選出した。
- (3) 2013 年度第 7 回幹事校会の記録確認

2013 年度第 7 回幹事校会の記録の確認を行った。氏名表記を 2 回目以降は名字のみとするなど従来の慣例にならって統一(変更)することとし、異議なく承認された。

- (4) 阪神教協 2014 年度定期総会・2014 年度第 1 回幹事校会の記録確認

阪神教協 2014 年度定期総会・第 1 回幹事校会の記録を確認した。異議なく承認された。

- (5) 全私教協理事会、教員養成制度検討委員会および研究交流集会報告

西口利文理事(大阪産業大学)より、帝京平成大学での総会時に、未加盟大学が理事に推薦されたが撤回されて未定となっている分は 7 月 27 日の全国理事会に加盟申請が提出・承認される見込みであることが報告された。

11 月 2 日北海道で実施される研究交流集会の案が提示され、意見があれば理事に寄せて欲しいとのことであった。詳細は 7 月 27 日に決定予定である。なお、2016-17 年度に阪神地区が「会長校」「事務局長校」を担当予定であり、近畿大学が「事務局長校」を受ける前提で今年度より「副会長校」を受けた。会長校はどこか、他で受けて欲しいむね、杉浦健氏(近畿大学)から意見が述べられた。

- (6) 2014 年度第 2 回、第 3 回課題研究集会の運営について

第 3 回課題研究会については、例年通り、免許申請事務と実地視察について、事務関係の内容を中心に行うことを了承した。

第 2 回課題研究会については教職実践演習についての交流が考えられるが、このところ実践報告は、第 1 回課題研究会で行っているのどうするか提起され、いま流行の「アクティブ・ラーニング」、政策的議論、教員の資質向上、教師像、道徳の教科化などについては提案がなされた。また、教育再生実行会議第 5 次答申も出たことなので制度面を取り上げるのが良いという意見や、大阪では教師塾に加えて 2 回生から受験して 1 次試験が免除になる「チャレンジ・テスト」も始まるのでそうした動向への対応協議はどうかという意見が出され、以下、教師塾や各県毎の教員採用試験の在り方を巡って活発に意見・情報交換がなされた。八木事務局長より、教師セミナーを中心に、教育委員会の方を呼んで、教育委員会の方針をお伺いし、大学の対応、塾生と非塾生(一般学生)の合格率の違い、大学での成績との関連などを報告、交流することで意見がまとまった。

教育委員会の方以外は、中学・高校教員の大学推薦について田中保和氏(近畿大学)、全国のインターンシップの実態について朝日素明氏(摂南大学)、小学校について四天王寺大学に報告

していただくこととし、詳細は事務局を中心に今後、詰めていくこととした。山田全紀氏（大阪産業大学）より、合格する学生中心に議論をするのではなく、通りそうにない学生へのフォロー、人格形成の場としての大学の強みをこそ深めるべきではとの意見もあった。

(7) 阪神教協リポート編集について

次期担当大学から南本長穂氏（関西学院大学）が担当する旨、報告がなされた。

(8) 『阪神教協教職課程データベース(平成 26 年度版)』について

八木事務局長より、データベースとして調査すべき項目があれば挙げてほしいとの意見が募られたが、配布先に関する議論に集中した。全加盟校に配布か、回答校のみか。総会では、今回分については決まったが、秘密にする項目はほとんどないこともあり、しかし、回答率を上げる方策は必要でもあり、今後も議論することとなった。

(9) 事務局報告、会費納入状況、HP 管理運営等について

八木事務局長より、昨年度は研究交流集会在阪神地区担当のため事前準備として集会前に実施したが、今年度はその必要がなく、第 2 回課題研究会は 11 月 2 日の全国研究交流集会の前か後に外部講師の予定を調整して日程を決めたい旨、報告がなされた。

八木事務局長より、奈良学園大学に加盟の勧誘を行い、意向を得ている。田中耕二郎氏（追手門学院大学）より、大和大学のような新設の教員養成大学は誘うべきとの意見が出された。山田全紀氏（大阪産大）より、幹事校にもなってもらうように要望も出され、事務局で対応することとなった。

(10) 今後の記録担当について

八木事務局長より、次回参加者で今回同様決める旨提案され、了承された。

(11) その他

杉浦氏（近畿大学）より、就活解禁が来年度より 4 回生の 4 月になることが影響し、教育実習に行けず、教職を諦める学生が出てきているが、他大学ではどうかという意見が出された。また、教育実習中の就活禁止は徹底しているが、事前指導等は柔軟に対応させてきた。しかし、今年、事前打ち合わせを欠席したり、遅刻したりした学生は教育実習自体を断られる事案が発生した。他大学の状況が尋ねられた。

田中氏（近畿大学）より、近畿大学では例年千人を超す 1 年の教職希望者が 8 百名ほどに減少した。これも、先の就活事情とも関係しているかもしれない。教育実習については教育委員会によって対応が随分違っている。南本氏（関西学院大）より、豊中市が特殊であり、他はそんなこともないとの意見も出された。

田中氏（追手門学院大学）より申請および実地視察について報告がなされた。教科に関する科目のうち、包括的科目については学部、学科毎に開設し、カリキュラムにおいて必修にする（非教職学生を含む全学生に）ことが求められた旨報告があった。これに関わって、他学科の聴講による異種免許状取得について、これまで通り文部科学省は黙認の方向だが、申請や視察時に、口頭のみで対応し、学内文書も含め、文書化しない旨求められてきていることが報告された。他学科免許取得は 2 桁にならない人数（正規取得者の 1 割未満）までが認められる。現状では少なくない大学で HP 等でも宣伝しているが、それは見つかり次第禁止され（文部科学省の方針で知ってしまえば指導せざるを得ない）、逆に言えば、積極的に調査し、徹底しようとはしていない。

島田氏（桃山学院大学）からは、追手門学院大学同様、桃山学院大学でも大学院の変更届で、不適切科目の削除が求められたなど、従来にない状況が発生している旨報告された。

2014年度 第3回（通算 第254回）幹事校会記録

日時：2014年11月19日（水） 10時40分～12時42分

場所：四天王寺大学 羽曳野キャンパス 事務局棟(2F)会議室

出席（敬称略）：11校17名

追手門学院大学	（田中 耕二郎）
大阪経済大学	（樋口 太郎）
大阪工業大学	（疋田 祥人）
大阪産業大学	（谷田 信一）（西口 利文）
関西学院大学	（南本 長穂）
関西福祉科学大学	（池上 徹）
神戸学院大学	（小寺 史子）（松宮 慎治）
神戸女子大学	（多畑 寿城）
四天王寺大学	（植田 義幸）（上野 淳子）（船所 武志）（八木 成和）
摂南大学	（朝日 素明）
桃山学院大学	（島田 勝正）

議長：八木 成和

記録：池上 徹

議事：

- （1）新しく幹事校になった出席者の自己紹介を行った。
- （2）当日配布の議事次第14頁に基づき、本日の記録担当に池上徹氏（関西福祉科学大学）を選出した。
- （3）阪神教協2014年度第2回幹事校会の記録の確認について
 - 1）第3回幹事校会の記録に関して、次の2点の訂正がなされたのち、承認された。
 - ①p.2 「より平成帝京大学」を「より、帝京平成大学」と修正した。
 - ②p.3 （9）事務局報告、会費納入状況、HP管理運営等について
「田中氏」を「田中耕二郎氏」と修正した。
「山田氏（大阪産大）」を「山田全紀氏（大阪産業大学）」と修正した。
- （4）全私教協理事会第2回・第3回、教員養成制度検討委員会報告
植田義幸理事（四天王寺大学）より、当日配布の別紙資料に基づき、第2回全私教協理事会の報告があった。西口利文理事（大阪産業大学）より、当日配布の議事次第6～7頁に基づき、第3回全私教協理事会の報告があった。

特に阪神教協にかかわることとして、2016年度以降の会長校、副会長校、事務局校等について、予定通り進めることが確認されていること、2015年度（第35回）研究大会および2015年度研究交流集会の準備、全私教協のホームページの整備予定、会員校名簿の印刷版の発行、法人化検討特別委員会の設置などの説明があった。また、未刊行になっている『会報』の号について、現事

務局で刊行する予定であったが、時間的にも難しくなっていることから当該の刊行を見送り、これまでの記事などは今年度に発行される会報で掲載し、ただし合併号にしないこととなった。

さらに、「教職課程認定申請の手引き一解説書（平成 26 年度版）」（公益財団法人文教協会）の出版の問題が報告された。理事会での承認の範囲を超えて出版されており、著作権の問題などがある上、理事会の承認がないまま平成 27 年度版の出版が計画されており、適切な手続きを経た対応を関係者に要請していることが報告された。事を荒立てないように、また事務職員が本会にかかわることの重要性が話し合われた。

最後に、当日配布の別途資料に基づき、全私教協の法人化について意見を出し合った。検討自体に異議はないものの、一般社団法人化した時の全私教協と地区協との関係が全く見えず、また他にも事務局のあり方、現行は各大学は、地区協に加盟して全私教協は地区協の連合体としての位置づけとなっているが、法人化に伴い各大学が全私教協に加盟するのか（全私教協には加盟しないが阪神教協には加盟するという形がありうるのか）など多々問題点が指摘され、阪神教協としての活動に制約がかからないことが重要と確認された。そこで、検討委員会のメンバーについて、理事からの選出の提案を行うことになった。

(5) 2014 年度第 2 回および第 3 回課題研究会の運営について

第 2 回課題研究会について、記録は佐野正彦氏（大阪電気通信大学）に依頼すること、申込は課題研究会が 75 名、情報交換会が 27 名であることが報告された。

第 3 回課題研究会については、当日配布の議事次第 9 頁に基づき、例年通りに実地視察大学および課程認定申請大学の報告を中心とし、最初に最新動向を八木成和事務局長が報告することとなった。課程認定申請を行う大学が減ってきており、報告してもらう大学については議事次第の案を基に調整することとなった。

(6) 阪神教協リポート編集について

阪神教協課題研究会および全私教協分科会で報告した場合のリポートへの投稿義務について確認があった。今回は全私教協での事例集の発行があり、そちらに載せている発表もあるが、これまでにリポートには発表時の資料を載せた例もあり、録音もあることから、発表すれば必ず掲載ということが確認された。

(7) 『阪神教協教職課程データベース（平成 26 年度版）』について

当日配布の議事次第 10～13 頁に基づき、例年通りに進めることが確認された。

(8) 事務局報告、会費納入状況

上野淳子会計担当より会費納入は全て終了したことが報告された。前回の幹事校会で提案があった新規加盟校については、大和大学と奈良学園大学に 9 月に案内状に送り、次々回の幹事校会の前には意志の確認を行うことが報告された。また大阪夕陽丘短期大学が全私教協に加盟申請の問い合わせをしたため説明を行ったことが報告された。

(9) 今後の記録担当

八木事務局長より、当日配布の議事次第 14 頁に基づき、次回(12 月 17 日 10 時 45 分から)の出席者の中から決める旨提案され、了承された。

(10) その他

八木事務局長より、介護等体験について、大阪府教育委員会との協議会では、田中保和氏（近

畿大学)が委員の候補となっていることが報告された。介護等体験には様々な課題があり、また府県によって実施方法にも違いがあるが、阪神教協として介護等体験についての課題を取り上げることの意義が確認された。

2014年度 第4回(通算 第255回)幹事校会記録

日時：2014年12月17日(水) 10時45分～12時45分

場所：四天王寺大学 事務局棟2階 会議室③

出席(敬称略)：7校10名

追手門学院大学	(井ノ口 淳三)(田中 耕二郎)
大阪経済大学	(樋口 太郎)
大阪産業大学	(西口 利文)
関西学院大学	(南本 長穂)
神戸学院大学	(松宮 慎治)
神戸女子大学	(多畑 寿城)
四天王寺大学	(植田 義幸)(上野 淳子)(八木 成和)

議長：八木 成和

記録：樋口 太郎

議事：

(1) 阪神教協2014年度第3回幹事校会の記録の確認について

1) 第3回幹事校会の記録に関して、次の1点の訂正がなされたのち、承認された。

p.3(6) 「発表時のパワーポイントのスライド」 → 「発表時の資料」

(2) 全私教協臨時理事会等報告

八木成和事務局長(植田義幸理事の代理出席)より以下の4点について説明がなされ、議論がなされた。

①2014年12月14日の臨時理事会に、八木事務局長、杉浦健氏(近畿大学)、西口利文氏(大阪産業大学)の3名が出席した。

②配布資料の「6. 最近の中教審審議経過報告等への本協議会意見書について」に関して、田子事務局長より意見を募るようという依頼がなされた。

③著作権に関する今回の問題について、臨時理事会の配付資料をもとに、当日の臨時理事会での議論の様子も交えながら、説明がなされた。論点として、刊行することは全私教協の理事会で議題とされたが、そこであまり重要性が共有されなかった可能性があること、および著作権が全私教協事務局にあるか執筆者個人にあるかということの2点が示された。幹事からは、著作権等に関する問題事案調査特別委員会は純粋に第三者によって構成されるべきではないか、行き違いが起きているので、第三者によって冷静に事を進めていくべきではないかという意見が出された。

④全私教協の法人化について、説明がなされた。その後、法人化に関して以下の3つの意見が出された。

・法人化に関して、実質的なメリットがはっきりしていないのではないかと。

- ・近隣大学の情報交換の場という位置づけから、文部科学省に、私立大学としての立場をより積極的に伝えられるようにという位置づけに変わってきたのではないかと。
- ・純粋に著作権等の知的財産管理の問題なら法人化の意義はわかるが、文部科学省への発言権が強くなるというようなことは本当にあるのか疑問である。

(3) 2014年度第3回課題研究会の運営について

八木事務局長より会場が前回から変更になったこと、開会の挨拶を久家英述会長代行が行うことが説明され、承認された。

(4) 今後の課題研究会の企画について

八木事務局長より、2015年5月の第1回課題研究会において教職実践演習をテーマとして取り上げること、そして発表担当大学は2月の幹事校会で決めることが提案され、承認された。

(5) 阪神教協教職課程データベース（平成26年版）について

八木事務局長より、臨時の設問を25～28に設定したこと、教職実践演習のシラバスに履修カルテの関する記述を入れなければならなくなるかもしれないなど、教職実践演習に関する話題が重要なテーマとなるため、臨時設問に教職実践演習に関するものを3つ加えたとの報告がなされた。

南本長穂氏（関西学院大学）より、教職実践演習の担当者が常勤か非常勤かなどの別を項目として加えることが提案された。事務局で原案を作成し、MLで検討・承認することが確認された。

(6) 阪神教協リポート編集について

南本氏（関西学院大学）より目次案の説明がなされた。「介護等体験実施連絡協議会報告」は今年度は、実施されていないため掲載項目から除くことが確認された。

(7) 新規加盟校について

八木事務局長より、奈良学園大学より加盟の申し出があったことが報告され、承認された。5月の総会で担当者に挨拶をしていただくことが確認された。

(8) 今後の記録担当について

(9) その他

- ・次回の幹事校会は2月18日（水）にあべのハルカスで行うことが提案され、承認された。
- ・重要な議題があがっているので、幹事校会の資料を欠席した大学にも公開することが報告された。

[会則]

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会会則

第1条（名称）

本会は、「阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会」と称する。

2 本会の略称を、「阪神教協」とする。

第2条（目的）

本会は、私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実・発展をはかることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教職課程についての情報交換・連絡協議
- 二 教育実習その他の教職課程の適正かつ円滑な実施やその充実のための関係諸機関・諸団体との連絡協議
- 三 教員養成一般についての調査・研究
- 四 私立大学における開放制教員養成の重要性について認識を深めるための活動
- 五 その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条（会員校）

本会は、大阪地区、兵庫地区、奈良地区、および和歌山地区において教職課程を設置している私立大学（短期大学、短期大学部を含む）をもって会員校とする。

- 2 阪神教協の地区に所在する、教職課程をもつ短期大学（短期大学部を含む）は、会員校として、もしくは準会員校として、阪神教協の事業（活動）に参加することができる。

第5条（機関および役員）

本会に次の機関および役員をおく。

- 一 総会
- 二 幹事校会
- 三 会長校および会長
- 四 事務局および事務局長
- 五 会計監査委員

第6条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であって、全会員校をもって構成し、会長がこれを召集する。

- 2 定期総会は毎年1回開催する。
- 3 幹事校が必要と認めるとき、または会員校の1 / 3以上の要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、全会員校の1 / 2（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席会員校の過半数によって議決する。

第7条（幹事校会）

幹事校会は、総会において選出された幹事校をもって構成する。

- 2 幹事校会は、会長を補佐し総会において決定された事項の執行に当たる。
- 3 幹事校の任期は2年とする。

第8条（会長校および会長）

会長校は、幹事校会の互選によって選出する。

- 2 会長は幹事校において選出し、総会で承認する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長校の任期は2年とする。

第9条（事務局および事務局長）

事務局および事務局長は、会長校におき、本会の事務を処理する。

- 2 事務局に事務局次長、会計、その他必要な事務局員を置くことができる。

第10条（会計監査委員）

会計監査委員は、総会で選出された2名とし、本会の会計を監査する。

- 2 会計監査委員の任期は2年とする。

第11条（会費）

阪神教協の会員校は、1校につき年額7万円を会費として納入する。そのうちの3万5千円は、全私教協への会員参加費となる。

- 2 阪神教協の準会員校は、1校につき年額2万円を連絡費として納入する。そのうちの1万円は、全私教協への準会員参加費（連絡費）となる。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（会則改正）

本会の会則改正は総会において、出席会員校数の過半数の同意によって行う。

付則1

1979年7月11日制定

1981年3月17日一部改正

1981年7月15日一部改正

1986年5月28日一部改正

1988年5月18日一部改正

1990年5月30日一部改正

1991年5月15日一部改正

1999年5月13日一部改正

2008年5月28日一部改正

2010年5月26日一部改正

2011年5月11日一部改正

この会則（改正）は2011年4月1日から施行する。

＜外国視察団派遣のための補助金制度＞の内規

1. 目的

外国の教師教育を視察する外国視察団を派遣し、教師教育の発展に寄与すること。

2. 補助内容

外国視察団参加者1 人につき3 万円以内で補助する。

3. 応募資格

会員校に勤務する者。

4. 補助金交付の手続き

外国視察団への参加とあわせて事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、視察団の出発以降に交付を受ける。

＜教師教育研究のための海外渡航への助成金制度＞の内規

1. 目的

教師教育研究を目的とする海外渡航を支援し、その成果を阪神教協で活用すること。

2. 助成内容

1 人1 件につき10 万円以内で助成する。

3. 応募資格

会員校に勤務する者。

4. 助成金交付の条件

成果を課題研究会で発表し、阪神教協リポートに投稿すること。

5. 助成金交付の手続き

事務局に申請し、幹事校会の承認を経て、事務局より助成金を受けとる。

以上

『阪神教協リポート』編集規程

1. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会（以下、本会という）は、会則第3条に規定される事業の一環として、『阪神教協リポート』（以下、本誌という）を年1回発行する。
2. 本誌には、「私立大学における教員養成の社会的責務とその役割にかんがみ、相互に交流・協力することによってその充実発展をはかる」という本会の目的にかなう資料・研究論文・実践報告等（以下、論文等という）を掲載する。
3. 本誌に掲載する論文等は、幹事校会からの依頼によるもののほか、投稿によるものも受け付ける。本誌に投稿できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - 1) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員
 - 2) 本会会員校または準会員校に勤務する教職員からの推薦がある者
4. 本誌に掲載する論文等は、他の刊行物に未発表で、未投稿のものに限る。ただし、すでに発表したものであっても、本会の目的にかなない、本誌のために書き改めたものは、出典を明記したうえで、投稿することができる。
5. 本誌の発行予定日は、毎年4月1日とし、論文等の投稿は、発行日の前年の12月31日を締切とする。
6. 論文等を執筆・投稿しようとする者は、所定の執筆要領に従って原稿を作成し、本誌編集長に原稿ファイルを郵送または電子メールにより送付する。本会会員校または準会員校に勤務する教職員でない場合は、以下の内容を明記したものを添付するものとする。
 - 1) 氏名
 - 2) 所属
 - 3) 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）
 - 4) 推薦者（本会会員校または準会員校に勤務する教職員）の氏名
7. 投稿された論文等の掲載の可否は、幹事校会の審議を経て決定される。幹事校会は、本誌の趣旨に基づいて、執筆者に原稿修正の要望を行うことがある。
8. 本誌に掲載された論文等の執筆者には、幹事校会で定める謝礼を支払うとともに、本誌2部および抜刷30部を献呈する。
9. 本誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、本会ホームページに掲載する。

付則1

2012年5月16日制定

この規程は2012年4月1日にさかのぼって適用する。

『阪神教協リポート』執筆要領

『阪神教協リポート』に、論文等を執筆・投稿しようとする者は、以下の要領に従い、原稿を執筆するものとする。

1. 原稿は、パソコンやワープロ等で作成する。
2. 自由投稿論文等の長さは、幹事校会で承認を得たもの以外は、表題・図表・写真を含めて6ペ

ージ以内とする。

3. 1 ページは、A4 版の用紙、横書き 44 字×38 行とし、1 ページ目の最初の 5 行分に、タイトル・所属・氏名を明記し、本文を 6 行目から始める。
4. 注記、引用文献（または参考文献）は、本文原稿末尾に一括して記載する。

以上

編集後記

今般、阪神教協リポートの編集を初めて担当させていただきました。幹事校会、課題研究会等にこれまでも参加させていただいておりましたが、ただ参加はしているだけで、当研究連絡協議会に貢献したとはとても言えないような参加状況でした。会の規則により今年度の編集担当の割り当てが関西学院大学になり、断ることもできず、不慣れですが担当と相成りました幸いです。いろいろと編集にかかわるミスも多いかと思いますが、お許しください。

教師教育や教員養成に関する課題に対する各大学の教員・職員の方々の熱心な取り組みには、日頃たくさんのごことを学ばせていただいておりますが、編集担当として、改めてレポートを読ませていただきますと、他では学べないいろいろなことが学べます。各大学の個性あふれるすばらしい取り組みに触れることができ、また、教員や職員の方々の奮闘ぶりを学ぶことができ、本当に貴重なレポートであると感じております。こうしたすばらしい No.38 のリポートを会員校にお届けできますことは、執筆者の方々をはじめ、幹事校会、課題研究会等にご参加いただき、会の発展に貢献されておられる皆様方のご協力のおかげであると痛感しております。皆様方に深くお礼申し上げます。

なお、本レポートでは、今年度は投稿がありませんでしたが、会則にもありますが、教師教育や教員養成、教職課程の運営等に関する論文・報告（実践報告）等を募集しております。今後も執筆要領に変更はありません。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

編集担当：関西学院大学 南本 長穂

連絡・問い合わせ先

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155

関西学院大学教職教育研究センター 南本 長穂（阪神教協リポート No.38 編集担当）

メールアドレス：ominamim@kwansei.ac.jp

「阪神教協リポート No.38」 2015年4月1日発行

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会

事務局 四天王寺大学 教務課内

〒583-8501 大阪府羽曳野市学園前3丁目2-1

TEL 072-956-9952 FAX 072-956-3891

印刷 問印刷社

〒534-0012 大阪市都島区御幸町2丁目13-11

TEL 06-6921-8118 FAX 06-6921-0429